

飛驒市歴史文化調査室報

第5集

2024

飛驒市教育委員会

ごあいさつ

「いい祭ですな」「天気もよくてほぼ全行程を行うことができました」。二〇二三年四月一九・二〇日には、多くの笑顔と共に、こんな会話が古川の街中で飛び交いました。コロナ禍ではありませんでしたが、古川祭の関係者のご尽力で、四年ぶりに通常に近い形で例祭が執行されたのです。当例祭は、古川祭の起し太鼓・屋台行事として、国重要無形民俗文化財に指定されており、またユネスコ無形文化遺産を構成する日本の祭礼「山・鉦・屋台行事」の一つでもあります。このような背景から、市ではその変遷を調査する古川祭史編集委員会を組織し、各台組のご協力のもと、台組関連文書調査や祭礼の写真撮影を実施いたしました。

今号は、このような古川祭の記録作成を進める中で、古代の「気多若宮神」、江戸・明治・大正・昭和の記録から紐解かれた祭礼の一面、また今年度の例祭とそれを支える地域や屋台、古川祭史編集委員会についての論考等が集まりました。これらは、近世・近代・現代と、各時代の人々がいかに古川祭と向き合ってきたかを示すものでもあります。本書が、飛驒市に関する資料研究の礎として、更には先人の残した実績への関心が高まる一助になれば幸いです。

最後になりましたが、史料提供をいただいた皆様、ご寄稿いただいた皆様、常日頃から古川祭の執行にご尽力されている皆様に厚くお礼申し上げます、発刊に寄せてのごあいさつといたします。

令和六年三月

飛驒市教育委員会教育長 沖畑康子

凡例

- 一. 本書は、飛驒市に関する歴史・民俗・文化などの調査研究や資料紹介を基本とする。
- 二. 本書の編集にあたっては、各執筆者の研究成果・研究視角を尊重する方針を取っているため、必ずしも全体として統一した記述になっていない。本文中の原資料の掲載の仕方をはじめ、図や表などの表示方法、引用文や参考文献の記載などについても各執筆者の判断を優先した。
- 三. 本書掲載の論文等の記述については、執筆者個人の見解であり、飛驒市としての見解を示したものではない。
- 四. 歴史的記述の一般にない、本文中の人名には敬称を省略した。
- 五. 年紀には和暦を用い、適宜（ ）内に西暦を補記した。日付の明治五年十二月二日以前は陰暦、それ以後は陽暦を用いた。
- 六. 資料中には、プライバシーや公共性の観点からふさわしくない表現が含まれている場合もあるが、これらは史実に基づいて歴史研究を進める立場で取り上げたものであり、その趣旨をご理解いただきたい。

九世紀飛驒における神階昇叙の背景

―「気多若宮神」の初見をめぐって―

はじめに

早川 万年

『延喜式』巻十（神名・下）飛驒国条には、大野郡三座・荒城郡五座の神社が掲出される。これがいわゆる式内社であって、『延喜式』撰上時（延長五年（九二七）奏進、康保四年（九六七）施行）に、神祇官において奉幣の対象として把握されていた神社である。後述するように、式に掲載されないものの、神階昇叙などによって、六国史（多くは『三代実録』）に見られる神社がある。飛驒国の気多若宮神はその一つである。

・史料 A 『三代実録』清和天皇貞観十五年八月四日丙申条「飛驒国正六位上気多若宮神従五位下」（飛驒国の正六位上、気多若宮神に従五位下を「授く」）

ここでは、貞観十五年（八七三）八月に、気多若宮神は正六位上から従五位下に昇叙されたとする。

貞観十五年は『延喜式』が撰上される五十年以上前でありながら、『延喜式』巻九・十「神名上下」（神名帳、以下「神名式」とする）に見られない、つまり気多若宮神は「式外社」（「国史現在社」の一つということになる（1））。

神名の「気多」は能登国羽咋郡の気多神社（「神名式」の名神・大）と共通し、同じく「神名式」には、越中国射水郡に気多神社（名神・大）、越後国頸城郡に居多（ケタカ）神社も見られる。「ケタ」の地名

は、『和名抄』の郡郷名からだけでも、但馬国気多郡・因幡国気多郡・遠江国山香郡気多郷がある。むろん、これらすべてに何らかの関連があるとは即断できないが、飛驒の気多若宮と能登・越中の気多神社とは、地域的な近さも含め直接の関わりが想定できる。また飛驒の気多若宮は「若宮」の初見ともされる（2）。このように興味深い神社でありながら、他の多くの神社と同様、古代の史料上の所見はきわめて乏しい。

本稿では、古代の気多若宮神を考察するにあたって、次の二点の記載に注目したい。

・史料 B 『先代旧事本紀』（国造本紀）「羽咋国造、泊瀬朝倉朝御世、三尾君祖石撞別命児石城別王、定賜国造」（羽咋国造、泊瀬朝倉朝御世（雄略天皇）、三尾君の祖、石撞別命の児、石城別王を国造に定め賜いき）

・史料 C 『続日本後紀』承和三年（八三六）四月条「飛驒国人散位三尾臣永主、右京史生同姓息長等賜姓笠朝臣、貫附右京五条二坊、永主、稚武彦命之後也」（飛驒の国の人、散位、三尾臣永主・右京史生、同姓息長等に姓笠朝臣を賜い、右京五条二坊に貫附す、永主は稚武彦命の後なり）

Bの史料には、三尾氏の祖が、気多神社所在地である能登国の羽咋国造であるとし、Cの史料においては、その三尾氏の有力者と思われる人物（稚武彦の後裔）が飛驒国に本貫を有していたことが知られる。

記載の時期、あるいは史籍の成立時期の違いを度外視すれば、能登国羽咋郡の気多神社所在地と飛驒国とは三尾氏の存在を介して結びつ

く。
そこで本稿は、式外社（国史現在社）としての気多若宮神、能登国の気多神社との関係、そして三尾氏の存在に注目して、九世紀飛驒の政治社会の一端を検討するものである。

一、古代飛驒国の官社と式外社

飛驒国の式内社と式外社についてまず簡単に触れておきたい。

『延喜式』卷十「神名式下」4飛驒国条の神社を掲げると、

大野郡 水無神社 槻本神社 荏名神社
荒城郡 大津神社 荒城神社 高田神社 阿多由太神社 栗原神社

である。これらの神社は中央の神祇官によつて祈年祭の幣帛を受ける神社とされていた。いわゆる官社である(3)。ただしこの神社が当時の神社のすべてであったわけではない。これら以外にも多くの神社が存在していた事実は、例えば『出雲国風土記』各郡に列挙される神社に「在神祇官」「不在神祇官」の区別があり、神祇官に登録記帳されている神社とそうでない神社を並記していることから察せられる。また、神社を何らかの施設（社殿）を有する場所とのみ考える必要もなく、むしろ集落構成員にとつて重要なのはあくまで祭祀そのものである。もともと、建物等はそれに付随するもの、あるいは後次的なものである。

飛驒のいわゆる式外社は、気多若宮のほか、『三代実録』貞観九年（八六七）十月四日条に、大歳神・走淵神・四天王神・遊幡石神・度瀬神・道後神が見え、同じく貞観十七年十二月五日条には木母国津神・劍緒神

が見られる。気多若宮神は、元慶五年（八八二）十月九日には従五位上に昇叙され、同じ日に賀茂若宮神に従五位下が授けられている（いずれも『三代実録』）。これらの式外社が式内社に対してどのような位置にあったかという点がまず問題となるが、一概に由緒や神の知名度などにおいて式内社の方が優先すると言いつても得るものではない。式外社の「成立」が式内社より遅れたかどうか不明である。

ただ、飛驒の場合、式内社が八座であるのに対し式外社は十神にのぼる。この点、美濃国の式内社が三九座であるのに対し式外社が五社、近江国が式内社一五五座であるのに対し式外社二二社、信濃国が式内社四八座に対し式外社一八社、越前国式内社一二六座に対し式外社五社、越中国式内社が三四座に対し八社、能登国四三座に対し一社、加賀国四二座に対し五社であるのと比べると、やや異なる傾向が認められる。

もともと、そもそも式内社の国別の数が、例えば陸奥国が一〇〇座であるのに対し出羽国が九座に過ぎず、山陽道安芸国がわずかに三座、長門国も五座とされるように、国ごとに数の偏りが大きく、全国的に一律の基準で官社化がなされたかどうか甚だ疑わしい。したがって、式外社の数だけに着目して、飛驒の非官社には積極的に位階が授与される傾向にあったと言い切れるものではない。とはいえ、官社（式内社）以上の数の神に位階が授与されている点には留意が必要である。また、その式外社には四天王神という、明らかに仏教の色彩を帯びた神名が掲げられ、また、気多とならんで賀茂の若宮も見られる点に注目したい。

これら式内式外の諸社の地域的分布の問題は興味深いが、式内社にしても、現在の該当社（比定社）が古代にさかのぼってその地に社殿を有したかどうかは確たるものではない。まして現今の神社名が平安時代までさかのぼるとは限らない。例えば『式内社調査報告』飛驒国

の項には、式内社の比定地にかねてから諸説あった事例が記され、現在の比定に至ったのは多くは明治三年とされる(4)。

近世には、八幡社・神明社・稲荷社・白山社・天王社など、多くの神社、祠等があり、近世後期から明治はじめに、それらの「候補」から式内社を「選定」する場合もあった。つまり、式内式外の古代の神社の多くは、その名称のもとに長く祭祀を継承していた歴史的根拠は乏しく、むしろ祭祀の場の名称の変化、あるいは神社とする施設の移転等があったのみならず、新たな名称のもとに「神社」が設けられる例も少なくなかったと推測できる(5)。

全国的な傾向からすれば式内社の名称の多くは、地名と共通すると思われる、その地の集落と密接不可分の存在であった。ところがおよそ平安時代以降、白山等の例に見られるように、特定・共通の信仰意図なり祭祀の拠点が各地に設けられ拡大する傾向も生じた。もつとも、『延喜式』の神名にその傾向は顕著とは言いがたい。それに対して、式外の飛騨十神のなかには、早い時期の若宮が二例も含まれ、後述するように、これらは飛騨以外の地域との交渉・交流がなされていた証拠となり得る。しかもその影響が地域社会に新たな神祭の場を設けたのみならず、それが神位授与の対象となるほど政治的にも認知されたことを示唆する。

このように考えてみれば、飛騨の場合は平安時代前期に何らかの社会的な動きがあつて、それが式外社十神にも反映したと推測できるのではなからうか。

二、古代の神階(神位)昇叙

次に神階(以下、神位とする)昇叙についてであるが、そもそも神に位階を授与するということ自体、八世紀においては限定的であり、九世紀に拡大した事実が目が向けられる必要がある(6)。神々への報謝・祈願等は、通例、奉幣をもつて行われる。それに対して神位授与は、例えば越前国の氣比神に、天平三年(七三二)十二月十日符、從三位料二百戸(『新抄格勅符抄』大同元年牒)とあるのが非常に早い例で、しかも神位の授与としてはかなりの高位である。

平安時代、それも九世紀中葉から後葉に、神位の授与の対象は大きく広がり、とくに嘉祥から貞観年間に注目される。ただ、その実情については、一定の全国的な基準のもとに神位が授与されたとは考え難い。官社の一覧はとりあえず「神名式」で示されているのに対し、『延喜式』撰上以前の神位授与と「官社」の関係は概して不明である。「延喜神祇式」全体を見ても神位に関する規定は見られない。ただ『延喜式』(中務省)内記式10条には「神位記式」があり、「養老公式令」16勅授位記式条を適用していることがわかる。

『新儀式』(巻四)「奉加神位階事」にも、

神位階は諸司諸国の申請に随い、上卿勅を奉らんに先ず本位を下し勘えしめよ、加授を奉らんに内記をして位記を勘作せしめ、内侍に附けて奏聞せよ、請印し訖らば頒給せしめよ。

とあり、諸司諸国の申請により、勅裁を経たうえで位記が頒給されたとする。実際に、『類聚符宣抄』(奉授神位記)所載の延喜二十一年二月二十七日太政官符(正五位下横山明神に從四位下を授く等)は、太政官が中務省の解を経て神祇官に符を下している。

これに対して官社に列せられる際は、「延喜臨時祭式」63預名神官社条に、

凡そ名神・官社等に預からんには、官符の下るを待ちて更に国に下す符を修りて内印を請え。

とあって、太政官符が神祇官に下され、さらに神祇官が諸国に下す符をつくり内印を請うとされる。しかしながら本条には神位授与は見られない。つまり、神位の授与は、太政官・中務省（内記）所管で内印を請けて、（神祇官に対しても）班給されるのに対し、預官社の場合に神祇官から「国に下す符を修りて」示達されるのとは手続きが異なる。同様に「延喜太政官式」11条の内印外印を請う例には、詔書を下す、得度・還俗、官員の増減、馱伝使の派遣等と並んで「官社に預かる神」があるが、やはり神位の授与は掲出されない。

諸国に対して神位が伝達される過程は、「中務式」40位記印条に、位案は内記が省（中務省）に送り「省は位帳に附し（すなわち具に本位年紀ならびに今授けむ位階等を注し）、弁官に申し送れ、官、大臣に申し所司に下知せよ」とあって、末尾分注に「神位を授けん、僧尼満位已上を授けんもまた同じくせよ」とあり、ここに神位の授与が記される（7）。

少し時代は下るが、天曆六年（九五二）四月十五日の「心頒奉神位記事」とする五畿内諸国司宛太政官符（『類聚符宣抄』奉授神位記）には、神位記を奉持した使者が到着すると、国司は潔斎して使者とともに宣命を披き読み、しかる後に国司は位記を請い取りて頒ち奉る、とある。

以上からすれば、預官社・神位授与はともに内印を必要とし太政官符によって下達されるが、神位は神祇官に対してと同様に、太政官から直接、諸国に給されることが判明する。それは、対象が神であつても、五位以上の位を官人に授与する際の規定が準用されていたことに

よる。結果として、神祇官は諸国諸社に対する官（組織）としての示達権を失う傾向にあつたと言えよう。このことが「神祇式」における神位の消極的な扱いにつながつたと考えられる。

さてこのことは別の一面を示している。それは神位授与が国司にとつて、中央政府と結びつく一つの手段であつた事実である。

神位授与の事情は明確でない場合が少なくないが、理由が記載されるいくつかの例を挙げると、『続日本後紀』承和七年（八四〇）十月丙辰条に、伊豆国阿波神物忌奈乃神に従五位下が授けられており、その事情が同年九月乙未条に詳記される。それによれば、上津島に坐す阿波神は三嶋大社の「本后」であり物忌奈乃神は御子神であつたが、「冠位」に預かつていないために怪異を示したとあり、その祟りは国郡司をも亡ぼすものであるという。

同じく承和十二年七月辛酉条に、丹波国出雲神・但馬国出石神・美濃国伊奈波神など五神に従五位下が授けられているが、それは「国司等解状に依る」とある。つまり何らかの災厄が起こり、それが国郡司にも及ぶと意識されたために神位授与に至るのである。

また貞観十年六月二十八日太政官符（『類聚三代格』卷二）には、如今、諸国の神社其の数巨多くして国司偏に靈驗と称し請いて爵位を増さんとす、二・三年間に或いは三位以上に叙す（下略）。とあって、中央政府側の視点からであるが、やはり国司による神位の加増が問題とされていることがわかる（8）。

地方の官社の場合、この時期には多くが国幣社であつて、国司が奉幣を担当する。「預官社」にあつても国司が介在した場合が少なくないと思われるが、官社とされるにあつて統一的な基準があつたとは考えられず、さらに神位の授与と預官社との関係も見出しがたい

(9)。ただ官社の場合は神祇官において奉幣対象社として把握される
ことがいわば前提である。それに対して神位の授与は国司と太政官と
の関係において成立する。国司にしてみれば、神祇官を介することな
く、より簡便にその地の神社（直接には神をまつるその地の有力層）
に地方官からの恩恵を与えることができる。この点は、官社制から神
位制への移り変わりを示すとも受け取ることができようが、いずれに
せよ、神社に対する行政側の格付けの表明である。しかも官社の場合
は預官社の次は名神等があると言ってもその例は少なく、これに対し
て神位には位階という細分された向上ステップが設けられており、授
与する側にとって、扱いに適した仕組みであったとも言えよう。

このように考えてみれば、神位授与には国司がその主たる推進者で
あったと見てよい。ただしそうであるがゆえに、国司その人の考え
方、あるいは、国司を取りまく諸般の状況により、神位の昇叙に多様
な結果を招いたと思われる。

ここで改めて飛驒の場合を考えてみれば、ある種の傾向を見出せ
る。それは、式内社の位階に比べて明らかに式外社の位階が低くされ
ている点である。

式内社である水無神・槻本神・荏名神・大津神・荒城神・栗原神・阿
多由太神・高田神は、貞観九年（八六七）十月四日に従五位下から従五
位上に昇叙されているのに対し、式外の大歳神・走淵神・四天王神・遊
幡石神（彦）渡瀬神・道後神は、同日に正六位上から従五位下とされ
ている。すなわち、大歳神以下「六神」は一階下に遇されており、「神
名式」の八座とは明確に区別されているのである。そしてこれらの六神
は『延喜式』に至っても官社とされていない。貞観十五年八月四日に、

気多若宮神が正六位上から従五位下とされ、その二年後の貞観十七年十
二月五日には、本母国都神・劍緒神（式外社）に従五位下が授けられて
いるが（ただし『三代実録』元慶元年閏二月二十六日条にも重出）、い
ずれも式内社の位階より低い。

この間、貞観十五年四月五日に式内社である水無神が正五位上から
従四位下に昇叙されている点は、気多若宮神が同年八月に従五位下と
されていることと関連するであろう。つまり気多若宮の叙位よりも水
無神の昇叙を先行させるべきとの配慮があつた、ないしは、水無神の
昇叙を経てはじめて気多若宮神の神位昇叙が可能となつたと考えられ
る。その意識は、太政官あるいは神祇官において形成されたものであ
るかという点、おそらくそうではない。それは飛驒国衙の意図と見な
されるべきであろう。

そもそも飛驒の場合は、官社（式内社）はわずか八座と少ない。そ
れらのすべてが当初、一律に叙位される対象であり（10）、しかも式
外諸神の位階は国史上に判明する限り、一貫してこの八神より下位に
置かれている。それは、式内社と関わりの深い伝統的勢力に対する、
飛驒国府側の姿勢を示したものと推測される。

一方で、式外の神には、「気多」「賀茂」という飛驒以外の地に由来
する名称が含まれる。四天王も仏教に由来するとすればそこに従来の
在地神とは異なる神格が登場したと見なすべきであろう。つまり、式
内諸神に対して、式外の神には、当時の新興勢力の存在を反映してい
る可能性が認められるのである。

三、「気多若宮」と氏族

以上を踏まえて「気多若宮」について検討してみたい。

この場合の「気多」は、「神名式」下、能登国羽咋郡所在の気多神社（名神・大）を念頭に置いて理解することに問題はないであろう。気多神社は『萬葉集』巻十七（四〇二五番歌）、大伴家持の歌の題詞に「赴参気太神宮、行海辺之時作歌一首」とあり、天平二十年（七四八）に越中守であった家持が諸郡巡行の際に参詣していることがわかる（11）。

したがってその頃には既に地域の有力な神社と認識されていたと推定される。早く『続日本紀』神護景雲二年（七六八）十月に「能登国気多神に廿戸・田二町」を充つ、とあり、『新抄格勅符抄』（神封部・大同元年牒）に「気多神 卅戸 能登国」と見える。神位は『続日本紀』延暦三年（七八四）三月丁亥条に「従三位気太神を正三位に叙す」とあって、かなり早い時期に三位を授けられていたことが判明する。その後、嘉祥三年（八五〇）六月に従二位（『続日本後紀』、仁寿三年（八五三）八月には「正二位勲一等気多大神に封戸十烟・位田二町を加う」とあり、貞観元年（八五九）正月に従一位（『三代実録』）と昇叙する。ちなみに北陸地方は神位の授与が早くからなされる傾向にあったことが知られており（12）、その第一に登場するのが気比神社であって、その次に気多である。気比神社については『新抄格勅符抄』（大同元年牒）に、天平三年に従三位と見え、承和二年（八三五）二月に正三位、承和六年（八三九）十二月に正三位より従二位へ、さらに嘉祥三年（八五〇）十月に正二位（『文徳実録』、貞観元年（八五九）正月に従一位（『三代実録』）となる（13）。

ここで注目すべきは、八世紀には気比神社の方が先に三位に叙されており、その後も気比の神位が先に昇叙されていたと推測されるのに

対し、貞観元年正月には気比・気多の両社がともに従一位とされていることである。

気多神社が所在する能登国は、養老二年（七一八）に越前国から四郡を割いて立国されたが、天平十三年（七四一）に越中国に併合され、のち、天平宝字元年（七五七）に再び立国されたという経緯を有する（14）。越中国守大伴家持が気多神社に参じたのは、当時羽咋郡が越中国に含まれていたからであるが、そのことは、羽咋郡気多神社の存在が、何らかの意味において射水郡（越中国府所在地）に近いものとなる一面があったと思われる。それを示すのが越中国射水郡の気多神社である。

越中国の気多神社は、「神名式」下に掲出されるとともに、その古写本たる花山院本（武田本・中院家本）に「延」の標注が見られる（15）、「名神・大」の注記も見られる（16）。おそらく越中国の政治的な要衝であった伏木地域に「気多社」があることに意味があり、それは北陸の大社たる羽咋郡の気多社との交流の上に成り立ったと見られる。しかも、「神名式」書き入れの標注が信じられるとすれば『貞観式』編纂以降に官社となり、それでありながら名神祭に預るといって、九世紀後半にいたって一躍存在感が向上したと推測される。このような社会的動きの延長線上に飛騨の気多若宮の登場も理解できる。

次に取り上げたいのは気多と結びつく羽咋君氏、三尾君氏である。『古事記』垂仁天皇段に、天皇と山代大国之渚の娘、弟苺羽田刀弁との間に生まれた子として石衝別王の名が見られ、この王は羽咋君・三尾君の祖であるとする。羽咋氏は『新撰姓氏録』（右京皇別）に羽咋公が見え、垂仁天皇皇子の磐衝別命の後とあり、『日本書紀』垂仁天皇

紀三十四年三月条には、山背大国不遲の女（むすめ）を召して後宮に入れ磐衝別命が生まれ、それが三尾君の始祖であるとする。すなわち、磐衝別命を祖とすることによって羽咋君は「国造本紀」に見られる羽咋国造（史料B）の系譜上に位置づけられる。ちなみに「国造本紀」には、加我国造も、羽咋国造と同じく雄略天皇の時に、三尾君の祖である石衝別命の四世の孫、大兄彦君を国造と定めたとある。

このように羽咋君と三尾君は同祖とされ、垂仁天皇以来の系譜に位置するが、注目すべきは、三尾君氏が継体天皇と婚姻関係を結ぶことである。継体の系譜は「上宮記一云」（『積日本紀』）によると、天皇の母である布利比弥命（振媛）が倭波都久和希（磐衝別命）の六世の孫に当る（17）。『古事記』継体天皇段に示される婚姻記事には、尾張連の祖である凡連の妹、目子郎女などと並んで、三尾君の祖である若比売、同じく三尾君加多夫の妹、倭比売が天皇の妃であるとする。同じく『日本書紀』継体天皇紀（即位前紀）では、「近江国高島郡三尾之別業」にいた彦主人王（応神の四世の孫）が、使いを遣わして活目天皇（垂仁）の七世の孫である振媛を「三国の坂中井」に迎えて妃としたとある。『古事記』では継体天皇は近江にいたとするが、『日本書紀』では、継体の父は近江高島郡にいたものの、父すなわち彦主人王が早く亡くなったため、妃の振媛は自らの郷里である越前国坂井郡（越前国「高向」）に戻り、そこで天皇を育てたとする。そして『古事記』と同様に、三尾角折君の妹、稚子媛、三尾君堅槓の女、倭姫を妃としたとある。

このような婚姻関係からすれば、継体天皇は三尾氏と深い関係にあったとみられ、三尾氏自体、越前国坂井郡から北近江にかけて勢力を有していたのであろう（18）。その三尾を名乗る氏族が飛驒に居住し

ていたことを示すのが史料Cである。「記紀」に見られる君姓ではなく臣姓であり、祖とするのもイハツクワケでなく、稚武彦（孝靈天皇皇子）であって系統を異にする。とはいえ、位階を有している者が地方から京中に移貫するという以上、その人物（永主）は既に京師において何らかの役割を有していたことを想像させる。つまり、飛驒出身でありながら、中央政府において必要な官人とみなされたのであって、少なくとも永主に関してはそのような関わりを有するに至った経緯があったことになる。

北近江から越前にかけて勢力を有していた三尾氏の一支族が飛驒に居住していても不思議はない（19）。また、三尾氏と同祖とされる羽咋君の本拠には気多神社が鎮座していた。すると、養老二年までは越前国に含まれていた羽咋の地にも、国造本紀に示される三尾氏の影響が及んでいた可能性は高く、三尾氏と羽咋の気多神社との結びつきも想定してよいであろう。

次に「若宮」についてであるが、神社の名称に「若宮」が付される例は、八幡をはじめ、賀茂、春日等、しばしば見られるところである。その意味は、親神に対する子神、苗裔神などといった解釈がなされる（20）。「神名式」には、加賀国江沼郡に気多御子神社が見え、陸奥国牡鹿郡に鹿島御児神社、行方郡に鹿島御子神社があることから想定できるように、ある神を奉斎する人々、あるいは本社のある地の人々が移住する等、その地との交流が深ければ、本社「御子」神が祀られた。越前国の気比の場合も、承和七年（八四〇）九月に「氣比大神之御子」である「無位天利劍神・天比女若御子神・天伊佐奈彦神」に従五位下が授けられている（『続日本後紀』）。また、「大社の封戸をも

つて小社を修理すべきこと」とする貞観十年六月二十八日官符〔類聚三代格〕、これは撰格所起請による。所引、弘仁年間の大和国解には「封無き苗裔の神を以て封有る始祖の社に分ち付けよ」とあって、祖神（大社）と苗裔神（小社）を経済的な関係としても位置付ける政策が講じられていたことがわかる。

このような祖（神）と子孫（神）との関係は、氏族というあり方とも連関し、血縁的な意識が向上するとともに、奉斎する神意識に反映する。それが有力社（大社）である場合は、それだけ氏族としての結びつきも強調されたのであろう。

「氣多」の場合、その御子神社が加賀国に見られ、かつそれが「神名式」所載である一方で、飛驒の「若宮」が式外であることに目が向けられねばならない。つまり能登国の氣多神社を前提に越中の氣多神社が奉斎され、その御子神、新宮として飛驒に「若宮」が誕生したのであろう。飛驒国の賀茂若宮神の場合もおそらく同様であって、京の賀茂神社を本宮として飛驒に若宮が奉斎されたと推測できる。北陸方面と飛驒との交流、人の移住、そして京との交渉の進展によって、このような神社が誕生するにいたったのであろう。

四、都・北陸・飛驒

ここで改めて九世紀の飛驒について検討したい。

従来の研究でしばしば取り上げられたのは、飛驒匠丁（飛驒工）の逃亡についてである（21）。中央政府は逃亡した飛驒匠丁の搜索を重ねて命じている。一例として承和元年（八三四）四月二十五日太政官符〔類聚二代格〕を参照すると、この官符は「飛驒工を捜し勘え言

上すべきこと」として弘仁五年（八一四）五月二十一日官符を引用する。

そのなかの飛驒国解に、当時の状況が次のように記される。

都での労役を終え、帰国するはずの匠丁が、帰国後の課役を忌避して他郷に赴き雇役される。そのため国内での労役にたえるものが減少し、人々の生活が窮迫する。すなわち、飛驒工の「逃亡」とは、帰国すべき者が戻らないことよって、匠丁の円滑な交替・上京に支障をきたし、飛驒国内においても有力な働き手を失うという事態を指している。これを受けて太政官は逃亡した飛驒工の搜索を命ずるとともに、匠丁を隠匿した者を厳しく処罰するむねを指示している。ところが、この承和元年の官符の末尾には、「下知の後、曾て言上無し、職国の司、符旨を慎まず遂に此の怠を致す」とあり、改めて飛驒工の搜索・言上を厳命しているのである。

この官符は興味深い点が少ないが、ここでは、飛驒国府の切実な要望にもかかわらず、逃亡した飛驒工が長きにわたって確保されなかったことに着目したい。中央政府の指示よりも、飛驒工自身、および彼らを「容隠」した者たちの行動が、世間では通用したと言っているであろう。違勅罪に問うとした政府の命令は実効性を欠き、実利を見込んだ者が横行したのである。

ただし、その後の飛驒工に関する史料を見ていくと、貞観六年（八六四）九月十四日太政官符には「役畢えて国に帰る匠丁の徭を免ずべきこと」として、飛驒工が都での労役を終えて国に戻る年の雑徭を免除するとあり〔政事要略〕交替雑事、同八年二月二十九日には、貢上すべき匠丁の定数を三か年間四十人減じて六十人とするとの処置がなされている〔二代実録〕。この処置はその後貞観十七年まで延長さ

れていたらしく、元慶五年（八八一）七月十五日にいたり、「朝堂院・神泉苑を作るの間」、貞観十八年より年百人に増員されていたのを

「今、作事既に畢る」ゆえに匠丁四十人を減ずるとされている。この頃には、かかる現実的な負担軽減策がなされていることがわかる。

そして、元慶元年四月九日の大極殿造作の開始に当たっては飛驒工六十人が賜饗の対象に含まれており、同三年十月八日完成の賜饗の際には、飛驒工二十人ほどが「感悦にたえず座を起ちて手を拍ち歌舞す」とある（ともに『三代実録』）。

貞観年間には、大極殿等の焼失（貞観十八年四月）にとどまらず、富士山の噴火（貞観六年五月）、応天門の焼亡（貞観八年閏二月）、陸奥国大地震・津波（貞観十一年五月）、「咳逆」病の流行（貞観四年末から翌年正月、および同十四年正月）、貞観十一年七月の肥後国大風雨などといった災害が目につき（22）、そのなかで注意すべきは北陸地方にも大規模な地震が起きていることである。

『三代実録』貞観五年（八六三）六月十七日条に「越中・越後等国の地、大いに震う、陵谷処を易え水泉涌出す、民の廬舎を壊し圧死する者衆し、此れより以後、毎日常に震う」とあり、越中・越後に大地震があったとされる。おそらく飛驒にも相当な被害が及んだであろう。

また、外患という点でも、新羅との緊張関係が続き、貞観八年（八六六）十一月十七日には、新羅の賊兵が常に間隙を窺うとして、能登・因幡・伯耆・出雲などの国府に対し、「邑境諸神」に班幣すること命じており、同十一年五月には、新羅の海賊が博多津に來寇し、豊前国の年貢絹綿を略奪するという事件が起きている（いずれも『三代実録』）。この時期、九州から北陸に至る日本海側が緊張しつつあった

ことは容易に推測できる（23）。

すると、貞観六年九月の、帰国する飛驒工への免徭、翌々年二月の飛驒工定員の四割減は、貞観五年六月の北陸地震の災害を受けての処置という一面を考えられるのではないか。また、ちょうどこの直前に「飛驒国荒城郡人太政大臣家扶日奉部若善」が左京職に貫附されていることにも注目したい（『三代実録』貞観四年七月二十八日条）。この人物は太政大臣藤原良房に近侍していたらしく（24）、同六年二月二十五日に天皇が良房の染殿第を訪れ観桜の遊宴を行った際には、正六位上の若善に対して外従五位下が授けられている（『三代実録』同日条）。とすれば、史料Cにおいて飛驒国の三尾臣永主が京に移貫されたのと同じく、日奉部若善の場合も、政権中枢と飛驒との接点になった可能性が高い。貞観六年九月及び同八年二月の飛驒国への負担軽減策は、この人物が影響したことも考えられよう。

貞観十八年四月の大極殿焼失にあたり、飛驒工が再建に関わった事は既に触れたとおりであるが、その前年の貞観十七年正月には冷然院で出火し、舎五十四宇を焼失しており、匠丁の必要度はこの時期に急速に高まっていたと思われる。

以上の推移からすれば、貞観九年十月四日に式内社八座・式外六神に揃って神位が授与されていることをはじめとして、元慶五年十月の水無神・気多若宮神・賀茂若宮神への神位昇叙にいたる過程は、一連の流れとして理解できるのではあるまいか。

飛驒匠丁が都に赴きさまざまな造作に従事したこと、おそらくはそれと関わりを有しつつ、飛驒出身者が都に移貫するといった事態とともに、飛驒国の神位昇叙が進められていった。ちなみに、気多若宮を含む元慶五年十月の神位昇叙の前々年、元慶三年十月には大極殿が竣

工している(25)。そして、式内社への叙位が式外神よりも必ず上階であることからすれば、飛驒国内における伝統的な勢力と結びつく諸神を優遇する配慮を窺うことができる。これに対し、式外諸神は、いわば伝統的な勢力に対する新興勢力、すなわち他の地域や都との関わりを強くもつた集団、あるいは地域在来の集団とやや距離を置いて成長していった者たちと結びつく「神」が対象に含まれたと考えられる。

このような見地からすれば、九世紀の飛驒に関する史料は、きわめて断片的ではあるものの、全体として関連性をもって理解できる。

気多若宮神については、北陸方面との関連を前提とするのはもちろんであるが、能登の気多社と関わりを有する集団が越中国射水郡に居住していたこと、さらには中央政府による北陸有力神社への厚遇という状況下、三尾氏の一族が飛驒にまで移住したのであること、このような事情が重なって飛驒国に気多若宮神が祀られ、貞観十五年の神位昇叙に至ったと推測される。越中国気多神社が『延喜式』においてはじめて「神名式」に記載されたと推測できることからすれば、飛驒の気多若宮神はさらにそれに遅れ、式外社とされるのはむしろ自然な成り行きである。

むすび

高山市上切町の野内遺跡は、縄文時代中期から近世にいたる遺跡であるが、注目すべきは、平安時代前半、とくに九世紀の遺構が顕著に存在することである(26)。約六六〇〇平方メートルに及ぶ調査面積のなかに、竪穴住居や鍛冶関係の遺構等が検出されており、その多く

が古代3〜5期(九世紀から十世紀前半)であって、この時期に尾張や美濃など他地域からの搬入土器も増加している。墨書土器八六点が出土していること、硯類・腰帯具・緑釉陶器なども見つかったという事実にも注目されるが、その多くはやはり八世紀後葉から九世紀のものと推定されている。そして、鍛冶関係の遺構が(九世紀中頃から十世紀にかけて)見いだされ、鉄器生産がなされていたことも判明している。

このような所見から、野内遺跡における九世紀の集落形成は「官衙(公的施設)などの支配下において」広域に展開されたと推定されている(27)。

飛驒は森林の占める面積が大きく、気候の上でも稲作に適しているとは言い難い。しかしながら、中小河川の流域沿いには田畑の耕作も積極的になされており、七世紀後半に創建されたと見られる寺院跡もある(28)。一年任期で都へと向かった飛驒匠丁たちは、官人たちとはまた異なる視点で都宮の光景に接していたであろう。それだけ多様に、都の文物・諸事業が飛驒に影響を及ぼすこともあったと思われる。また、尾張・美濃から飛驒川に沿って北上する東山道飛驒支路だけでなく、越中・信濃との交渉・交流も、積雪期の困難はあったにせよ、相当な頻度でなされていたと推測される。九世紀には、白山信仰も次第に拡大し、北陸国境の山が登拝の対象となりつつあった

(29)。人の動きにはさまざまな要因が求められようが、八世紀末から九世紀初頭にかけての遷都にともなう事業、蝦夷との長きにわたる戦いなどは人と物の移動を活発化させる契機となり、九世紀における神仏の習合や飛驒出身の若者(匠丁)の「拡散」も、飛驒国内の社会

的な変容を押し進めたと見るべきであろう。それは、既に取り上げた弘仁年間の飛騨国解に見られるような、地方の衰微という側面でのみ理解されるべきものではなく、野内遺跡に示唆される、新たな集落の拡大という別の一面をも有していたと考えるべきである。その気運のなかで、能登国由来の気多の「若宮」が飛騨において存在感を高めたのであろう。八世紀後葉から九世紀にかけての地方社会は、中央政府の意図とは別に、近隣地域にとどまらない交流圏を構築、拡大しつつあったのではないか。

隣国の美濃では、その点で、従来の統治のあり方から逸脱する様相を呈しており（広野川事件）、そこにむしろ地域勢力の新たな活力が示唆されている（30）。

気多若宮神の史上への登場は、右のような九世紀飛騨における社会状況を背景として理解されるべきであろう。

〔注〕

- (1) 梅田義彦「国史見在社考」『神道の思想』二（雄山閣、一九七四年）所収、初出一九六四年。近藤喜博『稿本国史現在社神名帳』一九七五年、孔版、参照。
- (2) 藪田稔・橋本政宣編『神道史大辞典』（吉川弘文館、二〇〇四年）、國學院大學日本文化研究所編『神道事典』（弘文堂、一九九四年）、ともに該当項目参照。
- (3) 「官社」については梅田義彦「官社考」『神道の思想』二（前掲）所収、初出一九五八年。小倉慈司『古代律令国家と神祇行政』（同成社、二〇二二年）、早川万年「官社の展開」岡田莊司編『古代

の信仰・祭祀』（竹林舎、二〇二八年）所収、等参照。

- (4) 『式内社調査報告』北陸道二（皇學館大学出版部、一九八五年）二一六頁。気多若宮・古川祭に関しては、藪田稔「原空間の民俗」『祭りの現象学』（弘文堂、一九九〇年）所収、初出一九八四年、に比較的詳しい言及がある。なお、谷川健一編『日本の神々 神社と聖地』美濃飛騨信濃（白水社、一九八七年）「気多若宮神社」の項目（長倉三朗氏執筆）、大野政雄『古川祭』（気多若宮神社、二〇〇六年）、参照。

- (5) 岡村利平『飛騨編年史要』（住伊書店、一九二二年）清和天皇貞観九年十月五日条に、式内八神式外六神を挙げて「後世湮滅して元禄七年検地帳調製の時、昔のままの社号を存せしは槻本（月元）と書す一社にして、延享二年飛州志編纂の時水無・荒城・大歳三社加へられしに過ぎず」（四六頁）とあり、元禄年間にはこれらほとんど古社の所在が不明になっていたことがわかる。

なお古代の神社のあり方については、原田敏明『神社』（至文堂、一九六六年）三九頁以降、池辺彌『古代神社史論攷』（吉川弘文館、一九八九年）、小倉慈司『古代律令国家と神祇行政』（前掲）、岡田莊司・小林宣彦編『日本神道史』（吉川弘文館、二〇二二年増補新版）等、参照。

- (6) 古代の神階に関する研究は、岡田莊司編『古代諸国神社神階制の研究』（岩田書院、二〇〇二年）において、岡田氏はじめ小林宣彦・菊田龍太郎・加瀬直弥各氏による総論とともに、国別の分析が収載されている。なお、三宅和朗『古代国家の神祇と祭祀』（吉川弘文館、一九九五年）一四三頁以降、川原秀夫「神階社考」『古代文化』四九―二、一九九七年、加瀬直弥『平安時代の神社と神職』吉

川弘文館、二〇一五年、小林宣彦『律令国家の祭祀と災異』吉川弘文館、二〇一九年、等参照。

(7) この分注は『貞観式』あるいは『延喜式』編纂の際に付加されたものであろう。

(8) 岡田莊司「古代の神社と神階」『古代諸国神階制の研究』(前掲) 所収。

(9) 林陸朗「官社制度と神階」『國學院雜誌』五四―一、一九五三年、西山徳『増補上代神道史の研究』(国書刊行会、一九八三年) 二―三〇頁以降、已波利江子「八・九世紀の神社行政」『寧楽史苑』三〇、一九八五年、小倉慈司『古代律令国家と神祇行政』(前掲) 等、参照。

(10) この点に注意が必要であることは、『古代諸国神社神階制の研究』(前掲) 一四二頁(参河国の神階に関連しての注記、古田健一郎氏執筆)に指摘がある。

(11) 木本秀樹『越中古代社会の研究』(高志書院、二〇〇二年) 七八頁以降、笹川尚紀「越中守大伴家持の能登巡行をめぐって」『地方史研究』三七〇、二〇〇六年、鐘江宏之『大伴家持』山川出版社、二〇一五年、森田喜久雄『能登・加賀立国と地域社会』(同成社、二〇二二年) 六八頁以降、等参照。

(12) 小林宣彦「奈良時代の神位の性格」『律令国家の祭祀と災異』(前掲) 所収、初出二〇〇二年。

(13) なお虎尾俊哉編『訳注日本史料延喜式』上巻(集英社、二〇〇〇年) 一〇二―二頁以降、参照。

(14) 森田喜久雄『能登・加賀立国と地域社会』(前掲) 四七頁以降、参照。

(15) 『中院家本延喜式卷十』燃焼社、一九九九年。

(16) 九条家本延喜式等による。この注記が妥当であるのは射水郡言頭十三座に「大一座・小十二座」とあることから明らかであろう。

なお、『神名帳頭注』に「延喜八年八月十六日乙卯、越中氣多大神を以て官幣に預る」とあるのも参考となる(小倉慈司『古代律令国家と神祇行政』(前掲) 一一九頁)。

(17) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考証編第二、吉川弘文館、一九八二年、二二四頁。

(18) 三尾氏に関しては、米沢康「三尾君氏に関する一考察」『北陸古代の政治と社会』(法政大学出版、一九八九年) 所収、初出一九七八年、大橋信弥「三尾君氏をめぐる問題」『日本古代の王権と氏族』(吉川弘文館、一九九六年) 所収、水谷千秋「三尾氏の系譜と伝承」(吉川弘文館、一九九六年) 所収、水谷千秋「三尾氏の系譜と伝承」

『継体天皇と古代の王権』(和泉書院、一九九一年) 所収、初出一九九一年、堀大介「越の豪族・三尾氏と三国氏」(『古代豪族』洋泉社、二〇一五年) 所収、等がある。ここでは山尾幸久『日本古代王権形成史論』(岩波書店、一九八三年) 四六二頁の見解に従う。継体天皇の即位事情に関しては諸論があるが、とりあえず篠川賢『継体天皇』(吉川弘文館、二〇一六年) 参照。継体擁立基盤と式内社の分布との関連については、米沢康「式内社分布の歴史的地域性」『信濃』四五―一、一九九三年、参照。ちなみに近江国の三尾神の神階については、『続日本紀』延暦三年八月壬寅条に「叙近江国高島郡三尾神従五位下」とある。

(19) 藤本健三「飛驒の古墳時代」森浩一・八賀晋編『飛驒』(大巧社、一九九七年) 所収。

(20) 原田敏明「若宮祭祀」『村の祭祀』(中央公論社、一九七五年)

所収。ワカミヤについては、『時代別国語大辞典』上代編（三省堂、一九六七年）「若宮」の項に、新宮の意と解するのがよからう、とある。なお、堀一郎『若宮信仰』『堀一郎著作集第四卷』所収、未来社、一九八一年、初出一九五二年、あるいは『日本民俗大事典』（吉川弘文館、二〇〇〇年）「若宮」の項に、「神の子としてまつられる御子神。本来は荒々しい祟で人々を恐れさせたために、新たにまつられた御霊神を意味する」とあって、祟りをなす神との解釈もある。また『日本書紀』神代上「第六段」本文に「仍りて日の少宮に留まり宅む」とあり、「少宮」をワカミヤと云うとの訓注がある。

(21) 『類聚三代格』所収。飛驒工に関しては、弥永貞三「飛驒工」『日本古代社会経済史研究』（岩波書店、一九八〇年）所収、初出一九七一年、早川万年「飛驒匠丁と古代の飛驒国」飛驒木工連合会編『新・飛驒の匠ものがたり』所収、二〇〇二年、石川千恵子「賦役令『斐陀国条』の考察」『律令制国家と古代宮都の形成』（勉誠出版、二〇一〇年）所収、参照。

(22) 今津勝紀「古代の災害」吉村武彦ほか編『シリーズ地域の古代日本 東アジアと日本』所収、角川書店、二〇一二年、保立道久『歴史のなかの大地動乱』岩波書店、二〇一二年、一一一頁以降、等、参照。

(23) 生田滋「新羅の海賊」森浩一ほか『海と列島文化2 日本海と出雲世界』小学館、一九九一年、所収、森公章『遣唐使と古代日本の対外政策』（吉川弘文館、二〇〇八年）一三〇頁以降、渡邊誠『海商と古代国家』鈴木靖民ほか編『日本古代交流史入門』（勉誠出版、二〇一七年）所収、神谷正昌『清和天皇』吉川弘文館、二〇一〇年、一三三頁以降、等参照。

(24) 良房については、今正秀『藤原良房』山川出版社、二〇一二年、吉川真司「藤原良房・基経」『古代の人物4 平安の新京』所収、清文堂、二〇一五年、中野渡俊治「藤原良房と基経」『人物で学ぶ日本古代史』3 平安時代編、吉川弘文館、二〇一二年、参照。地方から京への移貫に関しては、市川理恵「京貫記事の基礎的考察」『古代文化』五〇一八、一九九八年、参照。なお、良房の家扶であった日奉部若善が、天皇を迎えた染殿花亭の造宮に関与した可能性も考えられよう。

(25) また式外神「四天王」が飛驒国に登場しているのも、同じく貞観九年五月二十六日に、新羅の賊心を調伏するため、八幅の四天王像五鋪、各一鋪を伯耆・出雲・石見・隱岐・長門等国に下したとあること（『三代実録』）との関連が推測できるかもしれない。

(26) 岐阜県文化財保護センター『野内遺跡 B 地区』（第二分冊）二〇〇九年。

(27) 右同書 一三七頁。

(28) 八賀晋「飛驒国伽藍」について、『美濃・飛驒の古墳とその社会』（同成社、二〇〇一年）所収。

(29) この点に関しては、神仏混淆の問題も含めて、本郷真紹「古代北陸の宗教文化と中央」小林昌二編『越と古代の北陸』名著出版、一九九六年、所収、参照。

(30) いわゆる広野川事件は『三代実録』貞観八年（八六六）七月条に見える。野村忠夫『古代の美濃』（教育社、一九八〇年）一三〇頁以降、赤塚次郎・早川万年「東海・東山」上原真人ほか編『列島の古代史1 古代史の舞台』（岩波書店、二〇〇六年）所収、参照。

明治二年、古川町方村後風土記書上帳

福井 重治

はじめに

付図を含めて四巻からなる『古川町史 史料編』（以下『町史』）は、自治体史の中で白眉といえる。それはひとえに、碩学大野政雄氏とそれを支援した古川町民との厚い信頼関係がもたらした賜物である。大野氏（一九〇九―二〇〇七）が亡くなって久しい今でも、町には氏への変わらぬ感謝と敬愛の念が残る。

こうしてできた町史には実に良質な史料が収められている。それによりこの地域を深く理解することができるだけでなく、一地域史という枠を越えて広く示唆を与え続けることになる。個別特殊な著作であると同時に、普遍的な価値をも備えているのである。あるいは、個別特殊であることを極めたが故に、普遍的価値を持ち得たといえよう。

今回取り上げる、飛騨国後風土記書上もそうした史料の一つである。

町史には

- ・信包（個人蔵）
- ・杉崎（寿楽寺蔵）
- ・上北（飛騨市蔵）

の三村分の書上が収載されている。明治二年に高山県知事宮原積が富田礼彦に委嘱して、飛騨の地誌を編纂させた。それが明治六年に『斐太後風土記』として結実する。編纂に先立ち、高山県が飛騨中の村々に飛騨国後風土記書上を作成して提出することを命じた（『町史』一四九五）。飛騨の四百余か村がそれに応じて、村内を調査し書き上げることになる。

しかしながら、その書上の実態を明らかにしないままに、これまで『斐太後風土記』を富田礼彦の著書と解して安易に重宝がり利用してきた傾向があった。最近では、明治期に編纂された『斐太後風土記』を幕府に献上したとか、国立公文書館所蔵の写本を原本とするなど誤謬が目にする（『高山市史』（二〇二〇）は論外にしても、もう一度このすぐれた古典的著作の成立を丁寧に検証しその性格を明らかにすることで正確な利用を心掛けていく必要がある。

一、引用書目

江戸時代に高山役所の地役人であった富田礼彦は、高山の国学者田中大秀の門下であった。その豊かな学殖は、著書冒頭に掲げられた「引用書目」によく表われている。引用書目とは、今日風にいえば参考文献であり出典である。そこには和漢の書物が九十四種挙げられている。和本では記紀をはじめとした古典的書物、それに加えて飛騨国内の『飛州志』『岷江記』『荏野冊子』などもある。漢籍では『史記』『前後漢書』『杜律』などである。

一方、本文にあたりと引用書はそれらにとどまっていない。たとえば、『梅花無尺蔵』『雲根志』『閑田耕筆』『崎人伝』『北海遊簿』や飛騨で書かれた『高原旧事録』『三郡神社考』『運材図会』『千光寺記』『三沢記』など、さらには元禄検地帳・村明細帳・宝曆除地帳といった地元古文書にまでおよんでいる。また、同僚山崎弘泰「山分衣」、亡友蒲八十村「旧記」「見聞録」「遺録」などの引用も目を引く。

それらに加えて今回取り上げる書上が、「村長が風土記書上帳」・「風土記書上」・「村長書上帳」・「村長の書上」・「今般調書」などとして随所にちりばめられている。

二、残された書上帳

飛驒で編まれた各自治体史の中で、明治三年に高山役所に提出したこの書上を採っているものは『古川町史』以外には『神岡町史』『河合村誌』しかない。それらはすべて地元に残された控えとなつている。地元に残る控えを採取することこそがたいへん地道で重要な作業なのであり、他の地域でも同様な努力が期待される。しかしながら一方では、当時高山県に提出された正式文書が実は残っていることはあまり知られていない。本来なら、提出先の高山県役所に残るはずだが、実際は編集にあつた富田礼彦の手元に置かれたまま残されたのである。そうした残り方をしたのは、明治四年に高山県が筑摩県へと再編制され、発注した高山県が消滅したためと推測される。

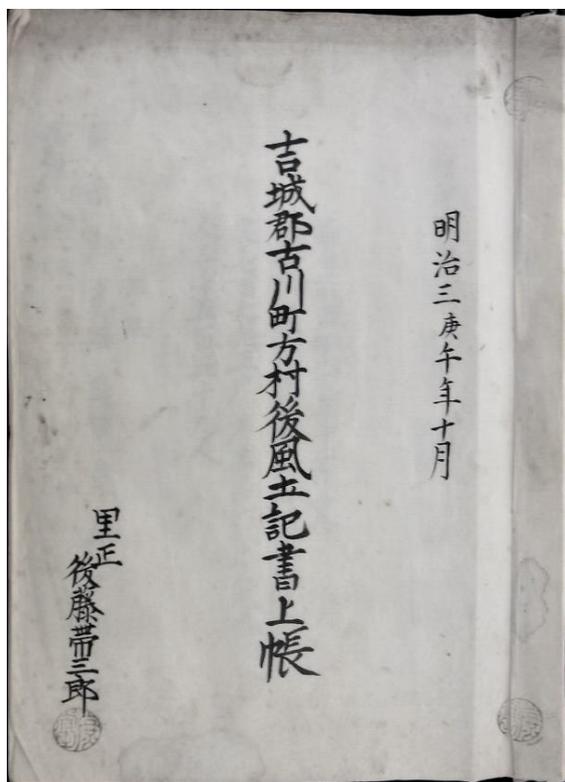
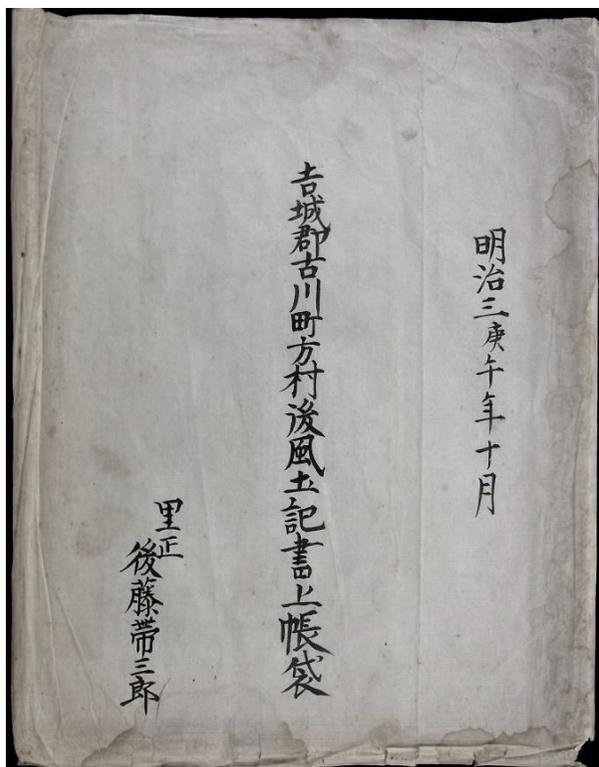
これまでに書上原本の存在を明らかにしてくれたのが、礼彦の孫にあたる富田令禾氏である。昭和三十九年から十九回にわたり、『飛驒春秋』に連載された「風土書上帳」でそれらの一部を紹介したのである。令禾氏によれば、当時富田家に残されていたのは大野郡六十六か村、吉城郡六十一か村、益田郡四十五か村の各分だ⁴という。それ以外の分は、散逸したのかそもそも未提出だったのか確認できていない。令禾氏は、それらの中から十六か村を取り上げて翻刻し紹介した。書上の内容は村により濃淡の差があり、令禾氏はそれらの中から中身の充実したものを特に選んだと思われる。その十六か村の中に古川町方村が含まれている。その分量は多く、五回にわたって掲載して、全体の四分一の紙面を占めることになる。その辺の事情を次のように後書きしている。

この書上帳の表紙に、里正後藤帯三郎と筆者の名が明記してある。他町村のに比べて詳細な書き方であるが、此人は山崎弘泰門の篤学者で、田中大秀門の重郷の長男である。通名は源七郎かこの帯三郎で重泰が

本名。明治維新には戸長や大区長となり、後、郵便局長も勤めた。明治四十四年十二月十三日、六十八才で没した高名の有識人である。以下で古川町方村の書上を写真で載せる。長文であるため、当初は一部の紹介に留めることも考えた。というのは、令禾氏がすでに全文を翻刻しているし、『斐太後風土記』がこの書上に多く負つていて重複する部分が多いからである。したがって、ここで多くの紙面を割いて紹介することに躊躇したが、古川町方村について詳細に記したかくも貴重な遺産を、まずは地元の方々には是非とも知ってほしいと考えあえて全文を掲載することにした次第である。

なお、史料の撮影には飛驒高山まちの博物館の牛丸岳彦館長および松永英也学芸員に多くの便宜を図っていただいた。記して感謝申し上げます。

三、古川町方村後風土記書上帳



蚕飼一種ハ古昔ニ陪セリ
鱒ハ西流トモニエリ

鯿ハ宮川ニテミテ荒城川ニ古ヨリ登ルモノトナシ
専承ハ金森家他國ヨリ種ヲ持來テ増島城ノ堀ヘ
植ラシメテ此國ニテ始ナリトイヘリ

桑ハステ川ノ東北方チヨミトシ六八砂垣エテトセリ
イヘリサレハ此邊ノ地ヨクカナヘリ

梨ハヨク地ニ應ヒテ古ヘヨリ變來シテ慶應元年ノ
火災ニ皆焼失テ今ハ名ノミ有ノミ

消油ハ米消水チ齋カシテ濁レテ丁シテ醃ヅリ此
里ニテ始ル

水油ハ松檜等ノ脂水ヨリ火ニ製テ醃ヅリ今年ヨリ始

隣村里程

東至 北村八丁 柴村六丁 是重村六丁

西至 平岩村六丁 大村六丁

南至 窪野村六丁 廣瀬野村壹里

北至 下北村六丁 中北村地續 行真村四丁

村名義ハ町家ノ上下ニ屬村アリ此上町ト下町ト周ニモ古町トイフ
所アリ 今下町ニ屬セリモ古町次郎 此地往昔ノ古川町ナリ上古洪水ノ時ナ
ト宮川ノ流所カハリテ此地モトノ川筋ナリニエ古川トイヒシナムサテ
天正年中金森法印増島ニ新城ヲ築キ路城ヲ廢シテ町家ヲモ新城下
ノ増島野トイヒシ所ヘツツ田号ヲ廢セス今ニ古川トイヘリ町方トイヘ
ハ佐藤義輝云軍書ニ畝方味方トイヘルト同意ニテ町ニ屬シタル大野
上町ナリトイヒシニマサテ後混合シテ一村ノ名トナシナム

古川町方村

枝村

大野 上町 下町
旅館 仲溜 町裏

高十貳百拾八石五斗三升四合

林業之 植木場三所畦畑村東山内

家七百七拾五戸 外層兒戴戸人九人

人三千五百五十九人

産物

繭糸 紬 真綿 蠶種 梨 鱒 鮎 蓴 承 糸

銘酒

松枝 緑 小竹枝 大江山 松皮 珠 蠶糸 譽譽

水油 消油

此ニ屬村ニ

支村

大野ハ別義ナシ野ナリシヲ元録ノカシ巴前田島トナセシヨシテ元録ノ度檢地ノ日切帳トイフモノニ大野新田トアリ寛文延宝ノ頃開キ初シヤ延宝八年發地四五町歩モ可有トアリ

上町下町ハ往古ノ古川町ノ上ト上ト町トイヒ下町トイヒナリ旅館ハ増島城跡ナリ金森可重君ノ在城漆印君奉云後高山城ニ移ラレテ后放館ナリ故ニ此名アリ

仲之溜ハ町家ト宮川ヲ隔テ西方ニアリ今ノ川筋ハ元文三年ノ洪水ニ溢レテ入タルモノニテミナ中北村ノ田圃ノ地ヲ行ナリ今藤井トイフニ石經塚ノアル所則小峠路ナリ彼經塚ハ昔保年中ニ建タルモノニテ古カラス今野鍛場トイフ所ヲ行タル支明ケシ野村健平去天保五年中北村今ノ大堰ヲセキトメテ九川筋ニ水ヲ流シ

タリトキ仲之溜ノウチ西方ナル田イノ所モ水溜ナリ是ヨリテ思ヒ得タリシハ往昔仲之溜ト名ツケシハウチナリ上古所々ニ溜水アリテミナ田島ニテハナカリナリ又字ヲ欠ク池ハタナトイフ水難ノ多キ所推テシルキナリ

産神

杉本大神 上北村東園ニ鎮座祭神社記等右村ニ統ス

氏子 町方 旅館 仲之溜

町裏 下町

祭日八月五日六日七日

上北村 起方 山本村内 和田

祭禮ノ式引物ノオマコニ書キテ誤テ上北村ニ書上侍リ

屋臺順次

三番叟 三番上 白虎臺 三傳 音龍臺 鳳凰臺 麒麟臺 三光臺 清曜臺 龍笛臺 朱雀臺 金龜臺 當午ノ順次ナリ三番叟ノ外屋臺ノ早ノ出来ノ順ニ連シリ年々軸ナルカ年行吉トイヒ祭ノ日ト司トリ執行フ翌年三番叟ノ次ナルカ年行司トナルカ例ナリ

五社大神 高野村鎮座祭神何ナル神ニ座スマ傳殘ラ子ハシラス里傳ニ集祭ル所吉城郡ニ坐ス式内五社ナリ古川城鎮守タル故ニ古川五社ト称ス城主古川二郎ノ傳未詳

氏子 大野

祭日八月十日十一日

上町 高野村

去日ノ日村ノ内道ノてまき活めエーキ砂トアリて旗松ヲ立者ノ引テ置高野村城山ノ林麓御社ノ御迎ヲ參ル神樂ヲ齋活め連奉りてかさみ奉ル祭主ハ紅ノ單ツケテ小白ツケテ村長年番ノ麻ノ肩衣袴ヲ付けて御あそびさしたつ高野村ヲ廻リ舟橋ヲマツリ上町ニ高野宮ノ御旅所入奉ル三日ノ日神輿ヲかき奉リ祭主長ホノかこしつ奉ル御先コ若キ田方等志ノ頭カシリ形ツク大さあもの中ニ三人若テ頭尻ヲ長ノ家々々々舞ヒシヨク足ノ音笛ヲ太鼓ノつみくしヨクあしめし人台ノ足ノ音ヨク立テハ頭ノ柏子耳ノ音ヨクあしめてすみくし

野々元録の頃田下成竟とも所ふれに今ハ中野野
とハ知れんハ又壹里家の元ハ大成東の光樹とハわしと道
年栞て今ハ中野とナリトハ始て坂とハ田よりすつと可
ハ東の方ノ下地トモ多ク西水ありとナリ今ハ昔の地
ニ舉て白とハ光樹共の多可トハ跡ハ少ク成めれ
川原ノ嶋宮の邊ハ大キなる木トハ山の无キ所ハあり
程有林様木根をせハと多ク平地林トハてよく目より
あれ字トハ呼ばれ今ハ現トハありとナリ又
ハハラクリハアアアア文字の書ハいり
る色トハハハハハト有とハあり此ハ内ハ高山
素聖寺の除地あり是トハ御社の地トハなり誰トハ敬とハ
とハ同寺トハ奇トハ元録の檢地の時急トハ田トハ成トハ

今社の跡除地の四隅ハ小家ナリ

三島山眞宗寺 一向宗京都本願寺本

本尊 阿弥陀如来

境内 三及九畝五歩

境外 畠七畝廿六歩

享徳年間開基始祖祐念

寺傳曰白川照蓮寺ハ世明哲言ハ男子ト成除髪ニ明林
房祐念トハ大野郡白川郷萩町村字朝戸間トハ所ニ遺地
建明林坊トハスニ世明空天文十一年同地ヨリ古城郡古川下町ニ
移住ス四世トハ安 照蓮寺ハ世明哲言ハ男子ト成除髪ニ明林
三島山眞宗寺トハ賜フ天正十七年金森俊古川ノ地ヨリ野ニ
移地時惣堂亭ヲ今ノ地ニ移轉ス此時可宜君ヨリ宸稱有テ

角五斗本板面板ヲ寄附セラル五世ノ圓 教如上人ヨリ木像安通
御免八世ノ心寶永三年ニ有テ東本願寺未ヲ離レ本願寺江
歸參シ 寂如上人ヨリ本尊ノ裡書ヲ改テ賜フ十一世ノ寛本
堂主再建並林鐘鑄造ト蒙 御免十時御都代長谷川庄五郎殿
御支配中

開基本尊裡書

方便法身尊取大谷本願寺釋實如在判文龜ニ壬戌年十二
月十八日飛驒國白川門徒美濃國郡上郡氣良庄正保寺
本願主釋淨善

本尊木佛裡書

水佛尊形 釋寂如判寶永三歲丙戌九月廿日飛驒國吉
城郡古川眞宗寺住物願主釋了心

洪鐘銘

發興何有 瀏韻具清 遠啓幽蟄 亘誇大鳴 一杵人覺
三鐘魔驚 遐邇聞々 利物非輕 頌古佛製 荀蘆蘇成
清晨童稚 定聽妙聲 元文五年庚申九月十四日飛川
古城郡古川眞宗寺 願主中村善右三門同諸檀中治工京
浴三條金座和田信濃大棟藤原國次

馬具

鞍 鐙 鞞 響 故茂金森家ヨリ并領

建物

本堂 經藏 鐘樓 鈿樓 門 庫裏 水鉢
住持恐世

關基祐念 二世明空 三世明祐 四世了安 五世了圓
 六世了慶 七世了因 八世了心 九世了善 十世了本
 十一世了寬 十二世了照 十三世了貞 十四世了超 十五世了達
 十六世了惶 十七世了欣 十八世了順 十九世現住了實
 龍淵石記

飛州古川眞宗寺上人曰高勇性慈而行愈勤識明而
 言愈信爲其擅越者不下千家矣上人曰講法不忘檀
 信愈深寺之右方一條長川北流入越所謂古川即是其
 下流西北十許里有村曰袈裟九川中一大石巍然盤
 平水中石頂汙而爲窟如小池周回可三丈天造自然
 人皆以稱奇驚余之遊飛州也知上人有致是大石
 之志焉今茲九月上人來京師訪余一語卒然及

大石遂移之然求有名番今故來諸願爲名并記乃
 半圖其形容以說移石一事甚詳且盡矣其言曰
 先是寬政八年春大江村擅越字右衛門者承告
 曰袈裟九村大石天質雄希有之物如能驅之以真
 寺院正面常貯清泉數斛永供盥漱之用不亦一
 快乎然任重而川險不如姑俟其時計之已閱十
 有二年以迄文化五年邑人有以荒木爲屋號者又
 稱以右衛門男稱久藏父子將爲唱首以謀諸貧
 道々熱慮之曰彼三年辛未歲則吾高祖親鸞聖
 人五百五十年回忌辰將先是庚午歲遂以會同
 社移石在其前則幸甚矣中書 佛殿正面有櫟樹一
 柯葉扶疎形如帷幕其大小與石稱番今實

大石於其下則宛然爲之蓋如有待而然石高七尺
 餘長九尺七寸橫六尺容水二石七斗五年其度量
 以此土製之石色黝然面々如削成上下無潤狹但前
 面迤上有凹處亦成山谷狀余曰既聞其詳如此別有
 可記者有可名者彼里人之言其可以名者也夫
 龍之爲物大小變化難測大石池中其蟄蟠處可
 以爲淵者乃以龍淵名石其誰謂不可中書 余曰一
 石之動萬人之力領之者一上人也上人生平
 津梁濟渡不怠此其福報圓通之力今爲之寶
 筏而致之者亦未可知也使余親在其地面見之者
 予猶有可記者今以上人所條陳爲龍淵石記之爾
 于時文化六年己巳初冬
 中野煥撰

白粉山本光寺 二京京都本願寺末

本尊阿陀如來

境內壹反九畝四步

境外貳反貳畝廿步

關基始祖教了俗名山下嘉市郎白川牧戶城主後復本願
 內爲將監爲氏家臣山下市右衛門次男母八爲氏之
 妹上野女雅氏姨ナリ勇猛ノ若冠ナル力無常ヲ觀
 シ中野照蓮寺明心ノ勸化ニ歸依シテ刺髮ヲトシ法
 名教了ト改メ照蓮寺了教ノ代ニ到リ古川下町三州
 庵ヲ建教了ヲ居シム於茲天文十九年三月廿日寂
 又二代了惠天正十七年古町ヨリ古川ヲ移サレ、

時寺ヲ遠ニ移轉ス依金森可重君ヨリ松角百本ヲ寄賜フ三代了賢實山長運寺 教如上人ヨリ寺号ヲ本光寺ト給フ元和三年金森重頼君ヨリ除地高堂石六十餘ヲ并領ス五代了智山本村ニテ中ヨリ木佛一尊堀出サリ了智懇認玉拜シテ本尊トス七代了誓寶真承三年東本願寺ノ末ヲ離レ本願寺ノ江綿參 寂如上人ヨリ本佛裡書而ヲ賜フ當時本尊是也旧説曰安房山清峰寺眞院ノ本尊ニシテ 聖徳太子ノ御作トテ八代了信本堂再建延享五年棟上九代了海梵鐘鑄造蒙 御免ニ時御郡代布施彌布郎殿

開基本尊裡書

方便法身尊形 本願寺釋蓮如在判 文明十七年己丑月廿八日飛驒國白川善俊門徒羨濃國郡上郡本良谷願主釋圓實

本尊木佛裡書

木佛尊像釋寂如在判 寶永三年丙戌九月廿日飛驒國古城郡古川村本光寺住物願主釋了誓

梵鐘之銘

鐘設六塵説 昭心在二聞 犯霜兆夜月 鐘曉破虜軍
妙角之何測 漆輪曾々段 乾押蓮々響 所到普於雲
寶永十四申三月

任持列世

開基教了 二代了惠 三代了賢 四代了賢 五代了智

六代了賢 七代了誓 八代了信 九代了海 十代了周
十一代了本 十二代了景 十三代了蓮 十四代了泉 十五代了雄
十六代現住了冠

照曜山圓光寺 一向宗越國金尾開基本

本尊向除陀如來
境内戴及五畝拾五步
境外畱七畝步

開基始祖釋正圓俗姓八高原鄉領主江間ノ家臣岩佐喜太郎正直下云明應四年春家ヲ長子善直ニ讓公終ヲ直諸方遊歴シテ大坂ニ至リ 蓮如上人ノ勸誘ヲ聞感心慶喜シテ剃髮ヲ願ヒ門侶ト成落合村ニ居ス後病ニ伏シ六男子ヲ招キ遺言ニシテ曰浮世ハ夢ノトシ各ハマク佛乘ニ入テ出離ヲ求ムシトテ明應六年八月逝去六男子江間時細ノ前ニ出父ノ遺言ヲ語公務ヲ遺事ヲ願フ江間ノ曰岩佐ハ果代ノ旧臣ナリ長善直ハ家名ヲ継末子五人ハ遺言ニ順ヘシトソ善直歎シ曰公命又輕カラス願クハ六人闡ヲ取テ緇素ヲ決セシ時細具意ニマカセ闡ヲトラス下二ハ縮三八素四五六トハ縮ニ當レリ依三男家ヲ継岩喜太郎ト名乗ケル三代後輝盛ノ時主從八日町ニテ計死セリ殘五人各剃髮ス一男專勝寺祖二男圓光寺四男勝久寺祖五男了泉寺祖六男洋徳寺

祖トナリニ世正祐宇津江村海具江三州庵ヲ結承
正十一年本尊ヲ願 實如上人ヨリ蒙御免道場
ト成蛤城主塩屋筑前守敷地寄附シ給ヒ上町ニ移
三世淨味天正九年照蓮寺ヨリ紀伊國鷺森
軍旅御見舞ノ使僧ス

顯如上人本尊木佛安置ノ裡書ヲ賜フ天正十七
年金森林古川ヲ今地ニ移サル時諸人ニ先達下
町荒木川ノ邊ニ移ル先達ノ褒美ニ杉板二百枚ヲ
給フ四世淨善慶長八年准如上人ヨリ寺号正
覺寺ト詔フ敷地川ニ近ク折々洪水ノ恐レ有ニ依
改易ヲ國守江新檀村宗雲ノ旧地今ノ地ヲ給フ
六世淨善照蓮寺宣心ノ勅ニ氣ヲ受越中國公

尾聞名寺ニ倚ル彼地ニ居ル夏八年聞名寺覺
禪高山江來テ城江新帝國御免ニ成翌延寶四
年彼所ニ寂ス七世淨真歸國ノ後照蓮寺ヲ
離シ聞名寺末ニ成庫裡ヲ建元録八年増島
城廢ル時門ヲ給フ八世淨明洪鐘ヲ鑄造ス

開基本尊裡書

方便法身尊形 永正十一年霜月日大谷本願寺
實如在判 飛州古城郡步江海具江洞釋正祐

本尊木佛裡書

木佛尊像釋顯如在判 天正九年三月 飛驒國
吉城郡古川上町垣株堂住物願主釋淨味

洪鐘之銘

嗚呼大哉 鐘之為德 誰得能稱 震聲三夏 覺夢五葉
靈具瀟世 奚翅其稽 斂輪便解 地府皆德 降伏魔恣
除結先遺 古聖所造 龍宮藏之 益器雜則 非創覺位
四天乾闥 因循作為 銅石雜異 香利宜施 聞階不退
允由決疑 鏗多梵響 惟佛慈應 嗚呼大哉

延享五年歲舍戊辰某月日

住持忍世

開基正圓 二世正祐 三世淨味 四世淨善 五世淨從
六世淨惠 七世淨真 八世淨明 九世淨曜 十世淨超
十一世淨安 十二世淨欣 十三世淨言 十四世現任正基言

大衆山一向寺

一向京越中國八尾聞名寺末

本尊阿弥陀如來

除地貳畝十九步 高野村有之 文政三年ヨリ古川町ニ信地

開基大衆古川郷高野村打越ニテ真言宗奇覺院
ノ弟八世也大雲坊ト号ス諸國遍麻芦 砌越前國吉
崎ニ至ル 連如上人專教化興隆ノ折柄ナレハ何成
宗意ソト潜ニ伺ウテ忽歡喜ノ心起シ密宗ヲ改門
ニ入名号ヲ賜ヒ飯國ノ后高原郷吉田村聞名寺
一時々問度切ナリ二世了善永正十三年實如上
人ヨリ本尊ヲ賜村内下垣内ニ移垣内堂ト稱
セリ八世了諦元録二年寂如上人ヨリ本尊木

佛裡書並寺号一向寺ト賜フ十三世了念 洪鐘
鑄造十四世了惠古川下町今ノ地ニ移

開基本尊裡書

方便法身尊形、永正十三年 丙子七月 廿八日 大谷本
願寺釋實如左判 聞名寺門徒飛刃古城郡古
川郷在家釋了善

洪鐘銘

自然竊聲 隨其所應 莫不聞者 但有自然 快樂之音
无量天寶王 微妙淨慈臺 相好光二尋 色像起郡生
如來微妙聲 梵誓聞十方 同地水火風 虛空无分別

文化九甲子年

武尊山福全寺 實寶院 眞宗高仁以寺下高圓分寺本

水尊阿弥陀如來

弘法大師木像

古佛木像

往昔洪水ノ節堂前ノ流上

境内貳畝五步

境外畝七畝七步

往昔開闢不詳寺説曰往昔ヨリ密宗ノ寺院ナリ雖
荒廢ニ及タリシヲ天正年間中興第一世快存上人諸
國修行有テ當地ニ來給ヒ金森可ノ重君増嵩在城ハ
時登城アリニ上人ノ當ナラス貴相ヲ奇ニ俗生ノ問ハレ

夏屢ナレテ曾テ顯給ハス或時圓春ノ興ニ乘シテ鷹馬
司家御舍弟ノ由談話ノ間ニ濃ニ給ヘハ益尊敬有之福
因有シエマ終ニ當地ニ留リ給依テ金森林家ヨリ當寺
ノ舊院ヲ再建シ福全寺ト号シ境内境外ノ除地
寄附セラル茲ニ居住シ寛永十年寂ス二世海龍三
世天覺等元録年間マテ眞言ノ法流タリ具ノ右
修驗來休住持ス實寶院ト改元録ノ度御檢地
ノ節モ實寶院ニテ境内外繩受ス同土年除地
被 仰付次ニ亮秀安永年間マテ住持シテ信濃
國江轉住ノ后良衰廢ニ及ヒシヲ玉腰某家ニテ修葺
ヲ加ヘ天保六年高山國分寺末寺ト成僧侶文化
ニテ寺役ヲ勤來レリ 並東照寺長加藤神覺一經念 申中ノ年當マテ
无念信理傳支ノ子ヲ勤マストハナリ又

什物

笈一具

表取鏡金
手金其他之

快存上人行脚中所見具

護摩真鍮

錫杖一柄

茶碗一器

快存上人古墳ノ側ナル
土中ヨリ掘出古物ナリ

庚申堂 一宇

上人塚

境内ノ自里俗大家ノ林
即快存上人ノ塚ナリ

増嵩山明星院

眞宗高仁能登國天至寺本無住年限不詳

増嵩城ノ廢絶ノ後天滿宮ヲ矢倉跡江遷奉リ宮寺
ニ此明生院ヲ置三物力能登國石動山天平寺免狀ニ曰

古城跡

增島ニ在天正十七年金森長近入道素玄法印
君ノ築ル所ナリノ始天正十三年當國ニ討入
トキ白川郷ヲ經テ古川ニ押來リ先古川城ニ入ル
當城ハ往昔古川次郎居テ其後塩屋筑前守ノ
居城タリ古川次郎ヨリ傳テ築筑前守ハ越中國新川郡ヲ討
取梅尾叢倉ニ城郭ヲ構江目代トシテ細江弥右
衛門頼定或作宗治ヲ置其身ハ古川城ニ居ケルカ天正六
年八月越後録信叢倉ヲ攻ル由ヲ聞馳向ト利ヲ
矢ニ同年十月廿日六十三才ニテ討死シタリ其後
空城タリ依テ當城ニ居テ國士等ヲ攻討古首ヨリ
城中ニ蛤石ト稱ス奇石アリ故ニ旧稱ヲ改蛤城ト

改メラル古川ニ相向フ丈ヨリ增島ニ新城ヲ築移レリ其
后高山城十三年目ニ成竟テ增島城ニ養子
喜藏可重君ニ二万石ヲ添家臣西脇右近ヲ附
置至テ慶長十三年法印君京都ニテ逝去可重
君後二出高山城ニ移其石ハ家臣交代ニテ守ラ
シム故ニ旅籠ト云三代出雲守重頼朝臣ノ五女
須磨子号高顯院當城ニ居テ寛文十一年死去
元録五年出雲守頼皆朝臣羽州上山城ニ得替
ノ後高山城ト共ニ加賀守相繼紀郷ニ預ラレ家臣
來テ守ル莫四年同八年台命ニヨッテ高山城及
當城共ニ毀テ悉ク破セシム其時城門ヲ林昌寺真
宗寺本光寺圓光寺ホヘ分テ賜フ所今現ニ在

在ヒレアリ鋪地ハ悉ク田畠ニ墾今字ニ曰馬場通
リ矢倉跡本丸、二丸、東丸三丸、古藏、金平、
羊太夫、勘解由、九右衛門、右五門七、侍屋鋪
御馬屋、穿屋鋪ホナリ是等ヲ旅籠分ト云

社廢跡

上町分ニアリイツノ頃廢絶ト成シマラレス高ノ宮ト云
上町大野ノ産神五社大神ハ社地高野村敷ニテ川向
ニ年々此所ヲ御神莫ノ御旅所トス
此地續ハハクト云所アリハクハクノ誤テ粟魚神社
此地ヨ坐マシク過年吉田殿ヨリ御玉串ヲ詣
テの御旅所江相殿ヲ祭リ來リ

下町分ニアリ字高田壹町三反壹畝寸八歩ノ内神屋
鋪ト云アリ里傳曰下町高田ニ鎮坐マシク御社
古クノ産土神ママシマシ金森長彦天正の頃增嶋
城ヲ築ルテ古川の里ニ増島野ハハクノカニ
マシニ産土神マニ北村東園ニ遷奉リテ是重
村字杉本ニ鎮座マシク御社ノ有ケルハ是ノ同
時一社小遷マシク御社ノ有ケルハ是ノ同
社ハニ荒マシク尊キ御社ノ有ケルハ是ノ同
マシ給テ杉本ノ御社ハマシマシマシマシマシマシマシマシ
小杉本ノ御社トシテ今テ稱來リ今ニ兩社ノ
舊地中ノ家ノ殘マリ元録ノ頃御繩ハハクノ

料地と云ふ多しゆれと其跡所兩所ともさうくたて幾代
神屋鋪やうし邊六双方共糞を用ひて實のた
と今に柴石灰のみをも作れりて敬のうら
ふなり

因云高田トイフ邊スヘテ高ク田ヲ狼ヤルホ
トモ水トモシクテ井堰低クマ有ケテ川上チ
市シハナレテ水分神ニ貴舩社ヲ諸奉レリ
是里村ノ
北内ナリ字高田トイフ内ニテモ一キダ高キ所
社地ノサマ今現ニミユ
是社地跡所ノ田トモ時ヨリハ
心古初テ田ヲ墾チテトキ夏也

古寺跡

上町分字ハ畠ノ内名塔ノ腰ト云地アリイツノ頃
廢シ絶タリシヤ不知大石ノ礎ナト今現ニ在此邊ヨリ古瓦
ヲ掘出セルトアリ篋目或ハ簾目ノ地紋アリテ裡ハ布目ア
リサレト全備ナル稀ナリ

圓光寺跡上町分ニアリ今ノ古川圓光寺ノ旧地ナリ

眞宗寺跡下町分ニアリ是モ前二同シ

福全寺跡同所ニアリ前二同シ

本光寺跡同所ニアリ前二同シ谷古川里増島野ニ
移替ノトキ先寺ヲサキニ移テ瓦屋ヲ移シテト傳ヘ
タリ今谷田圃大成スレト其内ニ佛殿ノ跡所ハ皆小キ
家アリ

閑法院跡町裏分ニアリ往昔修驗ノ跡所ナリ

古跡

宗雲屋鋪 金森家士種村宗雲ノ居宅ノ地ナリ今
圓光寺境内トナル堂外ニ宗雲カ植タリシ先松今ニ
繁茂セリ宗雲ハ同家士因部彌九郎ニ宮セラル
トナリ

古戰場

小田荊城主牛丸又太郎親細ハ祖父重親ヨリ前國司
ノ一跡ヲ拵メ領シテ狀意ニ蒙レリ是ニ因テ廣瀬山
城守宗城此形笏ヲ聞テ急キ牛丸カ不義ヲ誅セ
ント家臣磯村長十郎高衛廣瀬介之進宗茶ヲ
兩大將トシテ其勢二百餘騎小田荊ヲ指テ馳向
ケル牛丸是ヲ聞テ伯父牛丸左馬允重清從弟
牛丸治郎右衛門親次同對馬守吉重其外宗徒ノ
面々ヲ集メテ評義ス親次申ケルハ敵ノ奇ルヲ待テ居
カラ戰ハ謀拙ニ似タリ哉二千笏ヲ賜ラハ馳向テ
一戰ニ追返スヘシト申ケル各此義ニ同シテ次郎右五門
親次ヲ隊將トシテ一而餘人ヲ相添ヘテ遣シケル
カ古川ニ陳ヲ取テ多勢ヲ待受タリ
古古川廣瀬
今古川廣瀬
ハ死ニ無三ニ討ニカハルヲトモセス小田荊ニ於テ一騎
當キト憑タル牛丸親次トハ我古ナリ討テ勲功ニ
預レト啖ツテ敵ノ中へ些モ擬議セス走り蒐ル其勢

骨柄勇銳ナルノミナラス兼テ聞ヘシ大カナレハ廣瀬
 東西江颯ト引退キ中ヲ開テ通シケル牛丸ハ馬ニモ
 不乘リ矢モ不持而モ唯一人ナレハ何程ノ支カ有
 遠矢ニ射殺セ宗泰カ下知ニ鏃ヲ擲ヘテ射ケレト
 モ名譽ノ者ナレハ不屑大キナ廣ケテ追廻ス皆蚘
 ノ子ヲ散ス如ク逸矢タリカレト日モ暮ケレハ軍ハ明
 日ノ夜ト各陣所ニ引退ク爰ニ宮谷寺佛山和尚
 牛丸カ所縁ノ人ナレハ双方ヘ利害ヲ解テ夜故ヲ
 和睦アリテ相引ニ陳拂ス

古墳

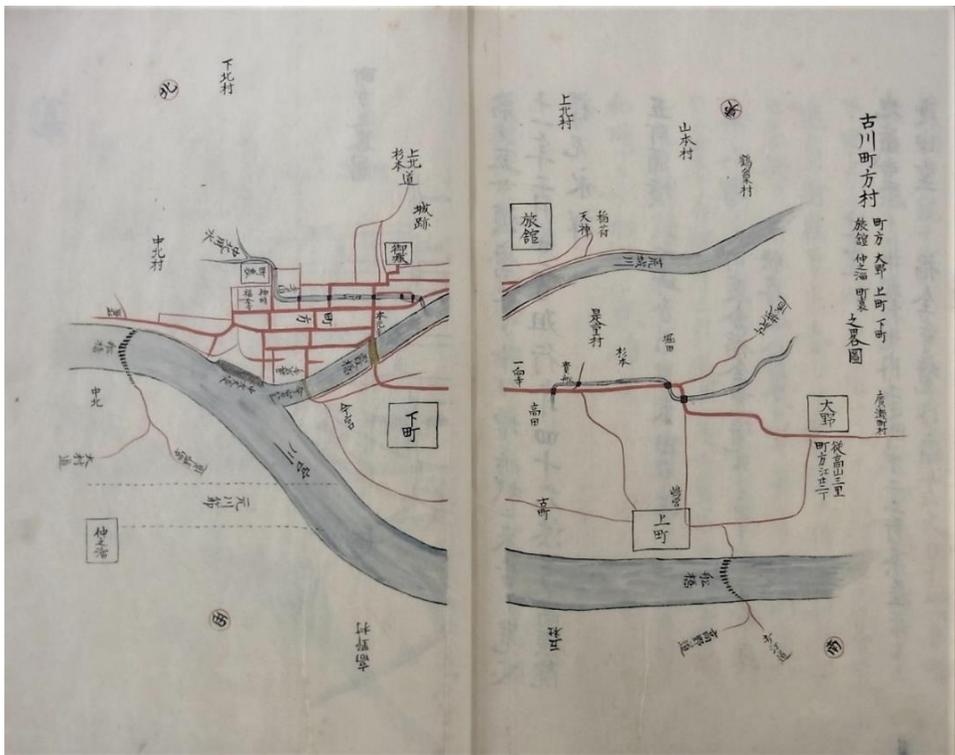
高顯院 墓 旅館ノ内カウケ井ニアリ金森重頼

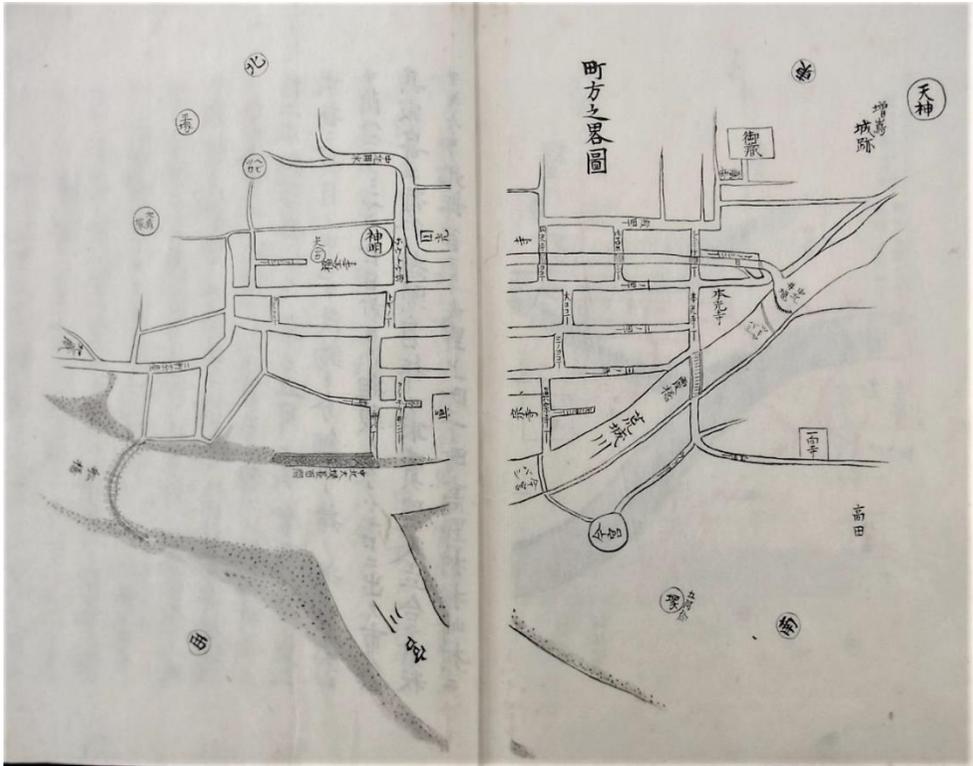
君ノ五女須磨子トイフ増島城ニ來居テ寛文
 十一年二月廿二日殂行年四十六法号ノ高顯院
 釋尼永祥

五阿彌墳 下町分ニアリ來由不詳

上人塚 町裏分福全寺境外ニアリ同寺中貞
 快存上人ノ冢ナリ

地藏堂 中北村地内ニ之町下ニ新茶屋ニアリ
 庚申堂 福全寺境内ニアリ





糸秤

古川ニテ糸ニ用ル秤ハ守隨製ニアラス自製ノ秤ニシテ他ノ
 コトニ少用ルコトナク具製凡長四尺寸五寸目ノ八寸目迄分銅ノ重白銀ヲ
 賢ク測ニテ端ノ秤ニ依テテ錢數不定
 常ノ壹貫目ヲ五百目トシ常ノ二貫目ヲ壹貫目トス故
 ニ糸秤ノ八貫目ハ常ノ拾六貫目ナリ九壹貫袋ノ粟大成
 カ拾四五貫目追位ナレハ八貫目ヲ極トス此秤町方ニ
 拾二本組頭毎ニアリ年々九月上旬會所ニ持出壹
 本毎ニ貫目ノ甲乙ヲ改鈎ト分銅トノ緒ノ結目ニ封印
 ナ附ニゲシマツ廿日前ヨリ組頭ノ家々店ニ出ス市人ハ
 其寂寄ニ持行組頭自秤ヲ取賣買人立合テ貫粒
 ナキケリ此秤昔ヨリ大野上町下町高野村杉崎村ニ
 アリテ他村ニハナシ是ハ古川ノ金森家士家内倉シクテ
 蚕飼ヲカハレシヨリ始ルトソ其頃ヨリ用ニ來レル秤今ニ
 三四本存セルアリ頭ニ焼印有テ梅ハ虫ハミナリ

市日

糸市ハ今ノ日ヨリ廿日前頃ヨリ始ル昔ノ例不
 同所ハニ之町コヤミ朝あつて家々ノ軒端ニ袋ヲ
 入ル糸ヲおに並て盛の頃ニおれハ大路ノ所ニ立
 コミ秤ヲあきあきあつて定テ高下直ニ立
 合ル秤ノ人ノ杖に入テ指高下直ニ合
 合ル物多ク人並居テ或ハ高く買あるハ下ノ賣
 買して町ノ上下ヨリハ價高ク買ふ者少ク賣

の御藏、つち早く着、ハ戸前と取、しめて男、馬
と其日のめい、ほく御館より末廣のち、さきや、賜
し、こゝと、ま、有、れ、は、ふ、り

古通、巨細、調、理、の、處、書、簡、通、の、透

吾、の、座、に、上

明治三年十月

吉原

吉原

吉原

吉原

吉原

吉原

御役所

注

- 1、各村からの書上は、「後風土記明細取調」「古跡・里諺等調書」「後風土記書上」「風土書上」などさまざまに表記されている。ここでは、書上を命じた高山役所の廻状が、「当飛騨国後風土記、新規出来に付き、左の類い取調べ申し出すべき事」となっていることから「飛騨国後風土記書上」を採るが、便宜上、単に書上ともした。
- 2、廻状に例示された取調べ事項は次のようになっている。系譜類(旧家や武士またはその家来・古記類(社寺縁起や鐘の銘、本尊裏書、経文の奥書、棟札)・旧家・古書、古画、古器・古跡、名所・古墳墓・神社(祭神)・古寺院跡(宗派)・村名、郷名、郡名(名称の由来・草木鳥獣)。
- 3、『斐太後風土記』に対する『高山市史』の根本的な誤りについては、堀祥岳氏が適確な指摘をおこなっている(『斐太後風土記』の書誌学的考察)、『斐太紀』第26号)。
- 4、令禾氏によれば、書上は各村以外に寺社や旧家からも提出されたという。
- 5、飛騨高山まちの博物館所蔵。
- 6、『斐太後風土記』に書かれている事柄が、その成立年である明治六年のものとは言えない。たとえば、この書上にある「杉本大神」は同三年段階の社号であり、同六年には気多若宮神社へと変更になっているが、ごくである。

昭和十一年以前の主事太鼓

—金亀台組所蔵文書よりみる主事太鼓の借用事例—

中齋 洋平

はじめに

こんにちの古川祭起し太鼓行事のさいに使用される、両側の鼓面に大きくえがかれた気多若宮神社の神紋が印象的な主事太鼓は、気多若宮神社が所有されており、ふだんは神社本殿に置かれている。気多若宮神社が主事太鼓を所有する以前は、神籤によつて主事選ばれた台組が、古川町内の寺院から主事太鼓として使用する大太鼓を借用したとするのが、先学の指摘されるところである。しかるに、古川町内のどの寺院から大太鼓を借用したかについては、先学において、管見のおよぶところ一致をみていない。

さて、私は、小稿の副題にも掲げた、金亀台組が所蔵される文書を披見させていただく機会を得た。金亀台組所蔵文書のうち、現在と先代の屋台にかんする文書や、屋台蔵にかんする文書は、『古川町史』史料編に採録⁽¹⁾されているところであるが、これ以外にも、金亀台組の歴史、あるいは古川祭の歴史を把握するうえで闕かすことのできない文書が残存している。

質量ともに充実した金亀台組所蔵文書のなかから、私は、金亀台組における年度ごとの古川祭にかんする文書群に注目した。この文書群は、明治初期から昭和末期までの文書が残存している。ゆえに、これは金亀台組における古川祭の歴史を把握するための一助になる。

そこで、先学においても見解が一致していない、古川祭起し太鼓行事に使用される主事太鼓の借用にかんして、金亀台組所蔵文書によつて把握することを小稿の目的としたい。また、気多若宮神社が所有される主事太鼓の歴史についてもふれておきたい。

一 気多若宮神社所有の主事太鼓

ここでは、気多若宮神社が所有される主事太鼓についていささかのべていくが、はじめに、現在の起し太鼓行事において使用される主事太鼓にかんじてみていくことにする。

現在使用される主事太鼓の来歴については、大野政雄氏が言及されており、大野氏はかようにのべておられる。

昭和十一年十二月、渡辺一郎氏が、従来のもより胴を長くし、胴廻りも大きくした大太鼓を奉納した。両面に三つ葵の神紋を描いた現在の太鼓がそれである⁽²⁾。

右の叙述のうち、昭和十一年（一九三六）十二月に、渡辺一郎氏が気多若宮神社に主事太鼓を奉納されたことにかんしては、この主事太鼓自体に手がかりがある。すなわち、太鼓の胴にかような記載がみられる。

昭和十一年丙子十二月

奉納 渡辺一郎

また、大野氏は、現在の主事太鼓は、「従来のもの」、つまり、昭和四年（一九二九）に気多若宮神社が新調された主事太鼓よりも、胴や胴廻りのサイズを大きくしたものであるとのべておられる。現在の主事太鼓の寸法は、『平成元年の古川祭』によれば、胴の長さが約三尺三寸（約一・一メートル）、鼓面の直径が約二尺四寸（約〇・八メートル）であ

る^(三)。なお、後述するが、昭和四年に新調された主事太鼓は、胴が短いため、主事太鼓として使用するには理想的ではないという指摘がなされていた。

ではなぜ、渡辺氏は、気多若宮神社に主事太鼓を奉納されたのであろうか。このことについて、スコット・シュネル氏は、以下のように叙述されている。

In December 1936, Watanabe Ichiro, head of one of Furukawa's major sake-brewing households, donated and new and bigger drum to commemorate the birth of his first grandson. This is the same drum used in today's event, bearing the familiar hollyhock symbol of Ketawakamiya Shrine on its leather heads. ^(四)

つまり、渡辺一郎氏は、初孫（渡辺久郎氏）の誕生記念^(五)に、気多若宮神社に主事太鼓を奉納されたと、シュネル氏はのべておられる。太鼓の両側の鼓面に気多若宮神社の神紋が入れられたのは、奉納当初からであろう。なお、現在本光寺の本堂に置かれている元の主事太鼓、すなわち、昭和四年に新調された主事太鼓の鼓面には、気多若宮神社の神紋はえがかれていない。

つづいて、昭和四年に気多若宮神社が新調された主事太鼓にかんしてのべていくことにする。じつは、この太鼓こそが、気多若宮神社がはじめて所有された主事太鼓なのである。

昭和四年に新調された主事太鼓にかんして、一番の問題点は、新調された理由である。とはいふものの、先学においては、管見のおよぶかぎりではあるが、ほぼ一致をみている。なかには、「御大典^(六)のとき渡辺久衛氏が太鼓を寄付した^(七)とする、現在の主事太鼓の来歴とを混同した証言がみられるものの、概ね、昭和天皇の御大典を記念して主事太鼓

が新調されたとする点は一致している^(八)。

ところが、清水文七氏が筆録された『神社議員集會日誌』（飛驒市行政資料）をみていくと、先学が指摘されるような主事太鼓新調の理由、すなわち、昭和天皇の御大典記念に太鼓が新調されたとは記されていないのである。『神社議員集會日誌』にかんしては、かつて、いささかふれたことがある^(九)ので、ここではくりかえさない。が、一つだけ言及するならば、『神社議員集會日誌』の記事は、神社議員会などが行なわれたつど書き継がれたものであり、いわば、同時代史料である。ゆえに、この主事太鼓新調の経緯について考えるうえで、闕かすことのできない史料であると思われる。そこで、『神社議員集會日誌』より、主事太鼓新調にかんする記事をあげながら、のべていくことにする（以下に挙げる史料のうち、傍線は引用者）。

【史料①】『神社議員集會日誌』昭和四年四月一日条

四月一日。神社議員集會日誌。（会場、清水宅。）

本日夜七時半開會ス。左記報告及決議ス。

一、昭和参年度経常費收支決算報告ス。

二、全上特別会計收支決算報告ス。以上承認ス。

三、例祭本則二十七条二十八文字加増スル件。第九区長提案ハ原案通り決定シ、四月三日、区長・当番委員合同会ニ提出シテ可決スルコトトス。

四、境外地桜畑、例年通り、古川料芸組合へ前年通条件付ニテ許可スルコト。

五、御旅所位置移転ニ付キ、町長ヨリ希望ノ件。

右、協議ノ決果、位置ハ、昭和貳年四月一日議員会決定セシニヨ

リ、変更セザル事ヲ町長へ回答スルコト。(回答委員ハ、渡辺正八・荒木内次・清水長太郎。)

六、御旅所ノ新築ハ、二ヶ年継続事業トシ、本年度ニテ敷地ヲ整地スルコト。費用ハ臨時割ニテ徴集スル事。

七、例祭ニ、御神輿ノ御巡幸ニ旭町へ巡幸相成タシ。(第一区長提案。)

右、協議ノ決果、旭座前迄御巡幸スル事ニ決定ス。

八、目醒太鼓新調ノ件。(第三区長提案。)

右ハ、協議ノ決果、経費多大折柄ニ付キ、従来通寺院ノ太鼓ヲ借用シ、礼金ハ主事ニテ負担スルコトニ決定ス。

九、大櫓樹ハ、神木トシテ玉垣ヲ設置スルコト。三日実地視察ノ上事トス。

十、氏子総代任期満了選挙ノ件。

右、第九区长神出氏動議ニテ、全員一致ノ賛成ニテ再選ニ決定ス。

十一、氏子総代会計係ノ報酬ヲ、従来式拾円ナリシヲ、本年度ヨリ参拾円ニ増額スルコト。

右、和田総代ノ提案ニテ全員賛成決定ス。然シ、会計清水君ヨリ増加ヲ辞退セシモ、全員ノ切ナル希望ニ付キ、清水君ハ、増額高ハ任期満了ノ切寄附スル事トシテ承諾セリ。

右之通り決議ヲ了シ、例年通り慰労宴開ク。十二時解散ス。

【史料②】『神社議員集會日誌』昭和四年四月三日条

四月三日。午后一時、例祭行事ノ神籤式祭執行ス。祭典後、左記ノ件ニ付、例祭本則加増案ノ役員案ヲ開会ス。

一、例祭本則二十七条ヲ別紙ノ文面ニ変更スル件。(神社議云提案。)

右ノ件、第一区・第十一区ハ反対ナリシモ、多数決ニテ原案通り可決ス。

同日。神社議員會。

右、決議後、社務所ニテ開会シ、左記決議ノ上、午后四時解散ス。

一、御旅所位置ニ関シ、町長へノ回答委員ヨリノ報告ハ、町長前決議ヲ了解セラレタリ。

二、目醒太鼓ノ出来合ガ、高山町①店持合アリトノ事。価代至極安価ニテ、好買物ナリトノ事。近々中ニ現品実視ノ上買上ル事トシ、代価金壹百円位ノ事。(牛丸第八区长提案。)

右、協議ノ決果、買上スル事。価格ノ事ハ、氏子総代二一任スル事。

昭和四年四月一日、清水文七氏子総代宅において、神社議員會が開催された。この會議において協議および決議事項は十一件あり、「目醒太鼓ニ〇新調ノ件」は第八番目であつた。主事太鼓の新調については、渡辺正八第三区长から提案がなされたが、傍線部からも窺えるように、昭和天皇の御大典記念の文言はみられない。そればかりか、「経費多大折柄」のため、主事太鼓の新調は見送られているのである。なお、主事太鼓については、これまでどおり寺院から太鼓を借用し、その礼金は主事が負担することが決議されている。

ところが、二日後(昭和四年四月三日)の神社議員會において、牛丸忠三郎第八区长より、主事太鼓の既製品が販売されている情報が齎された。この情報を受けて、「現品実視」という条件が附されたものの、前回の神社議員會にて否決された主事太鼓の新調が行なわれる運びとなつた。

【史料①】【史料②】をみるかぎり、先学が指摘されるように、昭和天皇の御大典記念として主事太鼓が新調されたとは、とうてい思えないのである。むろん、『神社議員集會日誌』には、神社議員集會（神社議員會）におけるすべての発言が記録されているわけではないので、もしかしたら、昭和天皇の御大典記念として太鼓を新調すべきであるという発言がなされていたかもしれない。しかるに、当時の時代風潮から推察するに、もし、昭和天皇の御大典記念として太鼓の新調が提案されたとしたならば、『神社議員集會日誌』にその記録が残るであらう。また、否決されることなく、太鼓の新調が決定されたかもしれない。

私は、【史料①】【史料②】より、この主事太鼓の購入について、あらかじめ計画されていたものではなく、主事太鼓として使用できそうな大太鼓の既製品が販売されていたという、偶然的産物ではないかと思えてならないのである。さらに、昭和天皇の御大典記念に主事太鼓を購入したとするのは、後世の附会ではないかと思うのである。ただこれは、あくまでも『神社議員集會日誌』の記事のみで憶測したにすぎない。さらに史料を渉獵すれば、昭和天皇の御大典記念に主事太鼓を購入したことを示唆する史料が現出するかもしれない。ここでのべたことは、現時点での私の理解であることを諒解されたい。

【史料③】『神社議員集會日誌』昭和四年四月十三日条

四月十三日。本日、高山町①岩本善作、長大太鼓ヲ持参ニ付、実地調査ノ上、太鼓ノ胴体ガ余リ短イノデ理想的ニアラザリシモ、価格ノ如何ニテ、交渉ノ決果、当店予定価代ヲ承諾セシニヨリ、買上ヲ現金仕払セリ。

売価代金壹百拾円ヲ買上代金八拾円也。

四月三日に開催された神社議員會の決議にともない、四月十三日に主事太鼓の実地調査が行なわれた。さきにもふれたとおり、「太鼓ノ胴体ガ余リ短イノデ理想的ニアラザリシ」という指摘があったものの、結局は購入することに決定し、代金はマルイヤ商店に即日現金で支払われた。なお、この太鼓の購入については、氣多若宮神社の會計書類からも窺うことができる（二二）。

この主事太鼓は、現在の主事太鼓が奉納されたことよって、その役目を終えた。役目を終えた主事太鼓は、昭和十三年（一九三八）一月に本光寺が購入され（二二）、いまもなお同寺の本堂に置かれている。

二 主事太鼓の借用事例（一）——先学の見解

さきにふれたとおり、昭和四年に氣多若宮神社が主事太鼓を購入する以前は、神籤によつて主事に選ばれた台組が、主事太鼓として使用する大太鼓を寺院から借用していたと先学が指摘されている。ところが、古川町のどの寺院から主事太鼓とすべき大太鼓を借用していたかについては、一致をみていない。先学の見解を分類すると、以下の三つになるであらう。

①寺院から借用したとする見解

【史料①】傍線部からも窺えるように、主事となった台組は、寺院から主事太鼓用の大太鼓を借用し、そのつど謝礼金を支払っていたようである。しかるに、いったい古川町内のどの寺院から大太鼓を借用していたのか、また、太鼓を借用する寺院は固定されていたのかどうかは、当該史料から窺い知ることができない。

② 円光寺から借用したとする見解

主事太鼓として使用する主事太鼓を円光寺から借用していたとみておられるのは、大野政雄氏と稲葉正三郎氏である。

大野氏は、昭和四十八年（一九七三）四月に古川町が発行した『広報ふるかわ』第一六五号に「起し太鼓の今昔」を寄稿され、そのなかで、かようにのべておられる。

昭和四年、御大典記念として大太鼓を新調してもらい、円光寺の太鼓を借り出さなくても済むようになった^(一三)。

この叙述は、大野氏が主事太鼓の借用にかんしてのべられた最初のものであると思われる。このなかで大野氏は、円光寺から大太鼓が借用されたことを簡潔にのべられている。しかし、この叙述が史料にもとづいてなされたのか、はたまた聞き取られた証言にもとづくものなのか、明示されていないため、いまとなつては確認するのがむずかしい。

つぎにあげる稲葉正三郎氏の証言は、大野氏の叙述よりもさき、昭和四十四年（一九六九）四月十四日発行の『飛驒春秋』第一四一号（桑谷正道氏編「特集 古川まつり」）に掲載されたものである。

ずっと昔は起し太鼓の太鼓がなく、円光寺から毎年借りてきていた。同寺では借すのではないが、同行が黙って持っていくのは仕方がないと黙認していた^(一四)。

このように、稲葉氏も大野氏とおなじく、円光寺から主事太鼓として使用する大太鼓を借用していたと証言されている。しかし、後段の、円光寺から無断で大太鼓を借用していた部分については、①のみかた、すなわち、大太鼓借用のつど、主事が寺院に謝礼金を支払っていたという箇所と齟齬する。

③ 円光寺・本光寺・真宗寺の三か寺から借用していたとするみかた

かようにのべておられるのは、蒲正彦氏である。蒲氏は、『北飛ニュース』昭和五十八年（一九八三）四月十五日号に「古川祭、昔と今」を寄稿され、古川祭の歴史や現状を、「自身の実験をもとづきながら詳細に叙述されている。そして、その最後に、

なお、昭和四年に新調する前は、主事の大太鼓には、円光寺・本光寺・真宗寺の大太鼓を順次借用していたと思います^(一五)。
とのべておられる。

三 主事太鼓の借用事例（2）——金亀台組所蔵文書より

さて、私は、先述のとおり、金亀台組が所蔵される膨大な文書を披見させていただく機会を得た。そのなかから、金亀台組における古川祭にかんする年度ごとの文書群を見いだすことができた。この文書群を、仮に「祭典書類」と呼称することにする。「祭典書類」の中身は、概ね以下の四点で、これが年度ごとに紙袋に収納されていた。

ア 古川祭のさいの買掛金を記録した「買物帳」

イ 買掛金などの支払を記録した「支払帳」

ウ 各戸に割り当てた祭費用の集金状況を記録した「割賦集金帳」

エ 古川祭のさいに使用する備品を当年度の当番から次年度の当番

へ引継ぐための「備品引渡帳」

祭典書類の残存状況を示すと、左掲の表のごとくになる。この表からも窺えるように、明治四年（一八七二）から昭和六十一年（一九八六）までの祭典書類が残存している。

そこで、この祭典書類より、金亀台組において、どの寺院から主事

表 金龜台組「祭典書類」残存状況

年次	西暦	買物帳	支払帳	割賦 集金帳	備品 引渡帳
明治 4	1871				●
明治 5	1872				
明治 6	1873				
明治 7	1874				
明治 8	1875				
明治 9	1876				
明治10	1877	●	●	●	●
明治11	1878	●	●	●	
明治12	1879	●	●	●	●
明治13	1880	●	●	●	●
明治14	1881	●	●	●	●
明治15	1882	●	●	●	●
明治16	1883	●	●	●	●
明治17	1884	●	●	●	●
明治18	1885	●	●	●	●
明治19	1886	●	●	●	●
明治20	1887	●	●	●	●
明治21	1888	●	●	●	●
明治22	1889	●	●	●	●
明治23	1890	●	●	●	●
明治24	1891	●	●	●	●
明治25	1892			●	●
明治26	1893	●	●	●	●
明治27	1894	●	●	●	●
明治28	1895	●	●	●	●
明治29	1896	●	●	●	●
明治30	1897	●	●	●	●
明治31	1898	●	●	●	●
明治32	1899	●	●	●	●
明治33	1900	●	●	●	●
明治34	1901	●	●	●	●
明治35	1902	●	●	●	●
明治36	1903	●	●	●	●
明治37	1904	●		●	●
明治38	1905	●		●	●
明治39	1906	●		●	●
明治40	1907	●	●	●	●
明治41	1908	●		●	●
明治42	1909	●		●	●
明治43	1910	●		●	●
明治44	1911	●	●	●	●
大正元	1912				
大正 2	1913			●	●
大正 3	1914				
大正 4	1915	●		●	●
大正 5	1916			●	●
大正 6	1917				●
大正 7	1918	●			●
大正 8	1919	●		●	●
大正 9	1920	●	●	●	●
大正10	1921				
大正11	1922	●	●	●	●
大正12	1923	●	●	●	●
大正13	1924				
大正14	1925				
昭和元	1926				
昭和 2	1927				
昭和 3	1928			●	

年次	西暦	買物帳	支払帳	割賦 集金帳	備品 引渡帳
昭和 4	1929				
昭和 5	1930	●		●	●
昭和 6	1931	●		●	
昭和 7	1932	●		●	
昭和 8	1933				●
昭和 9	1934			●	
昭和10	1935	●		●	●
昭和11	1936	●		●	
昭和12	1937	●		●	●
昭和13	1938	●		●	●
昭和14	1939	●		●	●
昭和15	1940	●		●	
昭和16	1941	●		●	
昭和17	1942	●		●	
昭和18	1943	●		●	
昭和19	1944				
昭和20	1945				
昭和21	1946	●		●	
昭和22	1947	●		●	
昭和23	1948			●	
昭和24	1949			●	
昭和25	1950	●		●	
昭和26	1951	●		●	
昭和27	1952	●		●	
昭和28	1953	●		●	
昭和29	1954	●		●	
昭和30	1955	●		●	
昭和31	1956	●		●	
昭和32	1957	●		●	
昭和33	1958	●		●	
昭和34	1959	●		●	
昭和35	1960	●		●	
昭和36	1961	●		●	
昭和37	1962	●		●	
昭和38	1963	●		●	
昭和39	1964	●		●	
昭和40	1965	●		●	
昭和41	1966		●	●	
昭和42	1967	●	●	●	
昭和43	1968	●	●	●	
昭和44	1969	●	●	●	
昭和45	1970	●	●	●	
昭和46	1971	●	●	●	
昭和47	1972	●	●	●	
昭和48	1973	●		●	
昭和49	1974		●	●	
昭和50	1975	●	●	●	
昭和51	1976	●	●	●	
昭和52	1977	●	●	●	
昭和53	1978	●	●	●	
昭和54	1979	●	●	●	
昭和55	1980	●	●	●	
昭和56	1981	●	●	●	
昭和57	1982	●	●	●	
昭和58	1983	●	●	●	
昭和59	1984	●	●	●	
昭和60	1985	●	●	●	
昭和61	1986	●	●	●	

明治 十四年（一八八二）
 明治二十二年（一八八九）
 明治三十四年（一九〇二）
 明治四十年（一九〇七）

太鼓を借用していたのかをみていくことにしたい。その範囲は、最初の祭典書類が残存している明治四年から、現在の主事太鼓が奉納された昭和十一年までとする。その間に金龜台組が主事を務められたのは、

大正 十二年（一九二三）
 昭和 三年（一九二八）
 昭和 十年（一九三五）
 の八回である。このすべての年度の祭典書類が残存しているが、明治四十年の祭典書類には、主事太鼓を借用した記録がみられない。それ以外の記録を以下に列挙する（以下に引用する史料は、すべて金龜台組所蔵文書。山括弧は引用者注）。

【史料④】明治十四年御祭典丁内入費払方判取帳

- 一、同(金) 六拾錢 種村若連 目覚大こう人足酒三升代
此金ハ谷口へ相渡し、酒三升ハ谷口方相渡可レ申候。
- 一、同(金) 五拾錢 円光寺 太鼓借用札

【史料⑤】明治二十二年御祭典諸入費払方帳

- 一、同(金) 五拾錢 本光寺借用物

【史料⑥】明治二十二年借用品通

- 一、大太鼓一ツ 本光寺 五拾錢

【史料⑦】明治三十四年祭典諸費用支払帳

- 一、同(金) 五十錢 本光寺太鼓礼金

【史料⑧】大正十二年例祭祭典割賦主事配役明細帳

- 一、金貳円 太鼓御礼 真宗寺
- 一、金貳円 同木材損料

【史料⑨】昭和三年例祭祭典割賦集金帳

- 一、参円 真宗寺 太鼓礼金
- 一、貳円 青年会 青年会手当
- 一、参円 主事ノ一二付、特ニ青年会へ手当交付ス。

【史料⑩】昭和十年四月例祭祭典割賦集金帳

諸費用仕訳書

- 一、同(金) 貳円 青年団手当
- 一、金壹円十二錢 坂ノ上材木代
- 一、同(金) 三円 真宗寺札

【史料⑪】昭和十年主事当番諸事録

- 太鼓
- 借入 大太鼓 真宗宗
- 太鼓打 五人

【史料④】から【史料⑪】より窺えることを、以下にのべる。

第一に、金亀台組においては、時期によつて異なるものの、円光寺・本光寺・真宗寺から主事太鼓として使用する大太鼓を借用し、そのつど謝礼金を支払っていたことが窺える。

第二に、【史料⑧】【史料⑨】より、木材の費用や損料を支払っていることが窺える。この木材は、主事太鼓を搭載する櫓のものであるだろうか。起し太鼓行事において、主事太鼓を乗せる櫓が組まれた時期は判然としないが、もし、【史料⑧】【史料⑨】の木材が、主事太鼓用の櫓とするならば、この時期にはすでに櫓が組まれていたことが窺える。ただ、【史料⑧】【史料⑨】のみでは、この木材が主事太鼓の櫓かどうかは判断がむずかしい。

第三に、【史料⑩】【史料⑪】より、昭和十年にも真宗寺から主事太鼓として使用する大太鼓を借用し、謝礼金三円を支払っていたことが窺える。すでに、昭和四年に気多若宮神社が主事太鼓を購入しているため、本来ならば、真宗寺より主事太鼓を借用しなくてもよいはずである。金亀台組が主事太鼓を借用した理由は、そのことを示唆するてがかりがな

いため分らない。が、【史料③】からも窺えるように、昭和四年に新調された主事太鼓は、主事太鼓として使用するには理想的ではないと指摘されている。金亀台組が神社所有の主事太鼓を使用されなかったのは、かような理由によるものだろうか。あくまでも憶測ではあるが、可能性の一つとして考えられるであろう。

おわりに

小稿にてのべたことを以下にまとめ、擧筆したい。

①昭和四年に気多若宮神社が新調された主事太鼓について、先学は、昭和天皇の御大典記念として新調されたと説明される。しかし、『神社議員集会日誌』をみるに、主事太鼓の購入は偶然の産物のように思われ、当初から新調計画があつたようには考えられない。

②昭和四年に気多若宮神社が主事太鼓を購入する以前は、台組が寺院より太鼓を借用して、起し太鼓行事がなされたと先学は指摘されるが、どの寺院から借用していたかについては、一致をみていなかった。そこで、金亀台組が所蔵される祭典書類をみるに、金亀台組は、円光寺のほか、本光寺、真宗寺からも太鼓を借用していたことが判明した。

③昭和十年、金亀台組は、昭和四年に気多若宮神社において主事太鼓が購入されたにもかかわらず、真宗寺より起し太鼓行事のために大太鼓を借用している。借用の理由について明記されていないが、購入当初から主事太鼓として使用するには理想的でないという指摘がなされていたのが、その背景にあるうか。

注

(一)『古川町史』史料編三(岐阜県古城郡古川町、昭和六十一年八月)四〇七頁〜四四五頁に、一点の文書が採録されている。その表題のみを示すと、以下のとおりである。なお、文書表題冒頭に掲げた数字は、『古川町史』の文書番号である。

九四六 『安永五年金亀台新造入用金割合帳断簡』

九四七 『文政三年九月金亀台組屋台金割合月講賞帳』

九四八 『天保十一年八月金亀台組新屋台造立規定』

九四九 『天保十二年金亀台組新造屋台入用取調帳 乾』

九五〇 『天保十二年金亀台組新造屋台入用取調帳 坤』

九五一 『天保十一年金亀台組屋台再建諸事出入帳』

九五二 『天保十二年六月金亀台組伊八上京雑用払方帳』

九五三 『天保十二年六月金亀台屋台蔵壁土請取留帳』

九五四 『天保十二年八月金亀台組新造屋台諸入用締高帳』

九五五 『天保十二年十一月金亀台組新造屋台入用払方判取帳』

九五六 『嘉永四年金亀台組屋台残尻皆済決算帳』

(二)大野政雄「起し太鼓の今昔」(『広報ふるかわ』第一六五号、昭和四十八年四月)、のち『飛驒の文化 斐太の歴史 大野政雄著述集』(岐阜新聞社、平成二十三年二月。引用はこれによる。以下同じ)。七二五頁。

(三)『平成元年の古川祭』(古川町教育委員会、平成三年三月)五八頁。

(四) Schnell, Scott, *The rousing drum: ritual practice in a Japanese community*. University of Hawai'i Press 1999, p258. 傍線は引用者。以下同じ。

(五) 渡辺久郎氏は、昭和十一年三月二十九日のお生まれ(『飛驒人物事典』(高山市民時報社、平成十二年五月)五九三頁)。

(六) 昭和天皇の即位礼は、昭和三年(一九二八)十一月十日、京都御所紫宸殿において挙行された(『官報』昭和三年十一月十日号外)。

(七) 桑谷正道編「特集 古川まつり」『飛騨春秋』第一四一号、昭和四十四年四月、三二頁。

(八) 大野政雄「起し太鼓の今昔」七二四頁、Schell, S. *The rousing drum: ritual practice in a Japanese community*, pp.238-239. ほた。

(九) 拙稿「気多若宮神社の県社昇格―『神社議員集会日誌』の記事を中心に―」『飛騨市歴史文化調査室報』第四集、令和四年九月、七七頁。

(一〇) 「目覚太鼓」の呼称は、明治十二年（一八七九）九月の『御祭礼屋台規式』（飛騨古川まつり会館所蔵）が初見である。大野政雄氏は、「明治十一年目覚まし太鼓と改称していつそうその目的をはっきりさせたのは、警察署の許可をとるための便宜からであつたらうと思われる」（大野政雄「古川祭の変遷」『北飛タイムス』昭和四十九年四月十六日号、のち『飛騨の文化 斐太の歴史―大野政雄著述集』所収、七四〇頁）とのべておられるが、明治十一年（一八七八）九月の『御祭礼屋台規式』（飛騨古川まつり会館所蔵）には、「屋台引揃之儀ハ、午前第三時、為二目覚一主事屋台ヨリ太鼓ヲ鳴ラシ：（以下略）」とあつて、成句としての目覚太鼓という言葉はみられない。また、こんにちの「起し太鼓」の呼称について、大野政雄氏は、昭和十六年（一九四二）に、気多若宮神社規則が改正されたことよつて復帰したとのべておられる（大野政雄「起し太鼓の今昔」七三三頁）。しかし、それよりもさき、昭和八年（一九三三）四月十八日の『気多若宮神社例祭細則』（飛騨古川まつり会館所蔵）第一条に「起し太鼓ノ順路ハ出来得ル限り屋台順路ニヨリ之ヲ行フ」とあつて、これ以後の例祭細則は、一貫して起し太鼓の呼称がつかわれている。よつて、起し太鼓の呼称が公的にも復帰したのは、昭和八年のことと思われる。

(一一) 『大正八年度臨時大祭費積立金収支整理簿』（気多若宮神社所蔵）に、「昭和四年度四月十三日 目覚長大太鼓代、高山町岩本善作渡し。八〇円」と記載されている。

(一二) 『大正八年度臨時大祭費積立金収支整理簿』に、「昭和拾貳年度一月三十一日 本光寺御越太鼓^{おこし}不用品一個売却代入 四〇円」と記載されている。

(一三) 大野政雄「古川祭の今昔」七二四頁。

(一四) 桑谷正道「特集 古川まつり」三二頁。

(一五) 蒲正彦「古川祭、昔と今」『北飛ニュース』昭和五十八年四月十五日号、一〇面。

史料紹介

大正十二年気多若宮神社の臨時大祭について

田端 徳弘

一 はじめに

飛驒の大祭の起源について菱村正文「飛驒の大祭」『飛驒春秋第九十七号一九六五年』の中で、飛驒一之宮水無神社で安永八年（1779）八月十三日から三日間行われた大祭が史料上の初見であると指摘している。また、大祭は、全国的に類例を見ない飛驒のみに行われる特殊神事であると述べている。安永八年以来二百四十年以上経過しているが、飛驒では、この間幾多の大祭が齋行されてきた。

気多若宮神社が大正十二年（1923）に齋行した臨時大祭は、当初は大正七年（1918）に予定されていた。しかし、準備日数不足や神社の施設や環境整備等の要因により日程変更を繰り返しながら、最終的には大正十二年五月六日から十日までの五日間、氏子や飛驒地域の神社の理解と協力を得て齋行された。

気多若宮神社所蔵史料の中に、大正十二年の臨時大祭、昭和四十年（1965）の式年大祭、昭和六十一年（1986）の式年大祭齋行の史料が現存している。

今回の史料紹介では、大正十二年の臨時大祭に関わる史料を取り上げる。この史料は、「大正十二年



図1 臨時大祭書類箱

十二月 臨時大祭書類 併社務所 玉垣新築費 本殿金具新調神輿修繕費書類 郷社気多若宮神社」と墨書された一つの箱の中に収められた一連の史料、全八十一点であり、年代は大正九年（1920）から大正十二年に渡っている。

この中から、「臨時大祭事務章程綴」・御分霊招請状・御分霊供奉予定回答の葉書・「御分霊入御還御記載簿」・「庶務部日誌」・「殿外裝飾係日誌」を取り上げ、臨時大祭齋行の実相に少しでも迫っていきたい。

なお、史料紹介にあたっては、異体字等現用漢字に変更している。

二 史料紹介（一）郷社気多若宮神社「臨時大祭事務章程綴」

郷社気多若宮神社臨時大祭事務所規定

第一条 大祭事務所ヲ郷社気多若宮神社臨時大祭事務所ト称シ左ノ役員ヲ置ケ

総裁 一名 副総裁 一名 顧問 無定員

第二条 本所ニ左ノ三部役員及各係役員ヲ置キ大祭ニ関スル事務ヲ分担ス

庶務部長一名 副長 若干名 部員 若干名

(一) 御分霊送迎係 (二) 殿外裝飾係 (三) 電燈係

(四) 点燈係 (五) 警備係 (六) 衛生係 (七) 舞殿係

(八) 一般休憩所係 (九) 御神輿及祭器預り係

(十) 殿内裝飾係

各係長一名 副長 若干名 係員 若干名

但事務ノ都合ニヨリ係長副ヲ置サルコトヲ得

祭典部長一名 副長 若干名 部員 若干名

(一) 神饌係 (二) 神職係 (三) 雅楽係 (四) 神楽係
(五) (殿内点燈係 殿守係 神楽舞係) (六) 采女係

各係長一名 副長 若干名 係員 若干名
但事務ノ都合ニヨリ係長副ヲ置サルコトヲ得

會計部長一名 副長 若干名 部員 若干名

(一) 献備品 (二) 上納係 (三) 用度係 (四) 饗応係
(五) 直会準備係 (六) 直会神酒係

各係長一名 副長 若干名 係員 若干名

但事務ノ都合ニヨリ係長副ヲ置サルコトヲ得

第三条 総裁ハ臨時大祭ニ関スル一切ノ事務ヲ総括ス

第四条 副総裁ハ総裁ヲ補ケ総裁不在ノ時ハ之カ代理ヲナス

第五条 顧問ハ総裁の諮問に依シ重要事項ヲ協定ス

第六条 本所ニ大祭日誌ヲ備ヘ処理シタル緊要ノ事項並ニ本所役員ノ
出勤宿直者氏名ヲ記載ス

第七条 各部係ノ事務要項ハ其章程ノ定ムル所ニ依ル

庶務部事務章程

第一条 本部ハ臨時大祭ニ関シ庶務ニ属スル総テノ事務ヲ総理ス

第二条 本部ニ左ノ役員ヲ置ク

部長一名 副長 若干名 部員 若干名

第三条 本部ニ左ノ諸係及役員ヲ置ク

御分霊送迎係 殿内裝飾係 殿外裝飾係 電燈係
点燈係 警衛係 衛生係 舞殿係 一般休憩所係
御神輿及祭器預り係

第四条 本部ハ左ノ事務ヲ担任ス

一 郷社以上ノ御分霊奉送迎トシテ各部諸係中ヨリ数名宛委

員派遣ヲ総裁ノ決裁ヲ得テ施行スルコト

二 各部諸係ヲシテ事務章程ノ執務ヲ励行セシムル為メ時々
状況ヲ巡察シ指揮監督ヲナスコト

三 本部各係ヨリ物品買入借入ノ請求アルトキハ審査ヲ遂

ケ必要ト認ムルモノニ限リ品質数量ヲ定メ部長検印ノ上
其係ヨリ會計部ニ請求セシムルコト

四 本部及各係中必要ノ人夫小使ハ會計部ヘ請求スルコト

五 時々境内参詣路ノ清潔ニ注意シ毎朝掃除ヲナサシムルコ
ト

六 日誌ヲ記録シ日勤簿其他必要ノ帳簿ヲ調製明記スルコト

七 本部ニ属スル各係ヨリ提出セシ普通事件ノ外ハ総裁局ノ
決裁ヲ経テ執行スルコト

御分霊送迎係事務章程

第一条 当係ハ庶務部ニ隷属シ召請神社御分霊ヲ警護送迎スルコトヲ
担任ス

第二条 事務ヲ統一スルタメ係長一名副長若干名ヲ置ク

第三条 係員ハ祭日中早朝ヨリ詰所ニ出勤シ係長ノ指示ニ従ヒ前条ノ
事務ヲ分掌ス

第四条 警護送迎ノ区域ハ坂下旗下迄トス

第五条 招待神社ノ御神輿ハ唐櫃祭具ヲ預リ不敬ニ涉ラザル様保護ス
ルモノトス

第六条 御分霊送迎ニハ袴ヲ着用ノコト

但夜間不得止事情アルトキハ羽織袴ヲ着用スルコトヲ得

第七条 必要物品アルトキハ係長及庶務部ノ検印ヲ得テ會計部ヘ請求スル事

第八条 臨時發生セシ事件ハ庶務部ヘ協議ノ上処理スルコト

*以下の事務章程は、省略。 殿内装飾事務章程・殿外装飾事務章程・電燈及点燈係事務章程・警衛係事務章程・衛生係事務章程・舞殿係事務章程・一般休憩係事務章程

會計部事務章程

第一条 本部ハ會計ニ関スル事務ヲ総括シ金穀物品ノ出納ヲ担任ス

第二条 本部ニ左ノ役員ヲ置ク

部長一名 副長 若干名 部員 若干名

第三条 本部ニ左ノ諸係及役員ヲ置ク

用土係 上納係 饗応係 直会準備係 直会神酒係

献備品係

係長一名 副長若干名 係員若干名

第四条 祭日中早朝ヨリ詰所ニ出勤シ左ノ事務ヲ掌ル

但祭日前後ノ事務ハ別ニ定ムル所ニ抛ル

一 一日限り献納金穀物品ヲ上納所係ヨリ受領監守スルコト

ト

二 各係ヨリ物品ノ借入買入ノ請求アリタルトキハ

調査ヲ遂ケ必要ト認ムルモノニ限り認印ノ上

其調達方ヲ用度係ニ命スルコト

三 請負人ヨリ受取タル饗饌菓子及神饌係ヨリ受領シ且購

入セシ酒茶菓其他ノ品ハ嚴重ニ保監シ直会準備係及神職

賄人ヘ供給スルコト

四 毎日直会準備係ヨリ納付スル直会券ト供給セシ饗饌菓子
数ヲ調査スルコト

五 祭官ニ要スル飲食物夜具其他ノ物品ハ神職ヨリ毎日提出
スル祭官出勤簿ニ依リ準備スルコト

六 借入品ノ受渡ヲ明細ニスルコト

七 購求物件代金其他ノ支払ヲナスコト

八 大祭中交代宿直ヲナスコト

九 人夫及小使ヲ各部ヨリ請求アリタルトキハ必要ト認ムル
モノニ限り其供給ヲナスコト

モノニ限り其供給ヲナスコト

第五条 第四条掲記ノ金穀物品ノ受渡ヲナストキハ其係員若クハ関

係者ノ検印証印ヲ徴スヘシ

第六条 第四条中普通事件ノ外ハ総裁ノ決裁ヲウクルモノトス

第七条 所要ノ帳簿ヲ備ヘ金穀物品ノ出納ヲ明記ス

第八条 臨時發生セシ事件ハ総裁ノ決裁ヲ経テ処理スルモトス

用度係事務章程

第一条 当係ハ會計部ニ隸属シ必要ノ器具雜品ヲ調度スル事ヲ担任

ス

第二条 係長一名 副長若干名ヲ置ク

第三条 係員ハ祭日中早朝ヨリ詰所ニ出勤シ左ノ事務ヲ掌ル

一 既ニ新調シ又ハ借入タル物品ハ各係配布スルコト

二 各係ヨリ會計部ヲ経テ請求セシ物品ヲ供給スルコト

三 必要ノ物品ハ會計部當係保監ノ買物帳借物帳ヲ以テ買入
借入ヲナスコト

借入ヲナスコト

四 買物借物ニシテ不要ニ属スル時ハ即時処置ヲナスコト

五 祭日終了後各係配布ノ物品ヲ集纏シ処理ヲナスコト

六 集纏セシ物品不足ヲ生シタルトキハ事実取調ノ上其係ヲシテ償ハシムルコトヲ得

第四条 第三条第一号第二号ノ物品ハ其係長副又ハ係員及部長副ノ檢印アリテ必要ト認メタル上帳簿ニ受印ヲナサシメ交付スベシ

第五条 第三条第三号乃至第六号ハ會計部ニ協議シ其指示ヲ待チテ処理スベシ

第六条 総テ物品ノ受渡ヲナストキハ相手方ノ証印ヲ要ス

第七条 臨時発生セシ事件ハ會計部又ハ庶務部協議ノ上処理スベシ

*上納係事務章程・饗応係事務章程・直会準備係事務章程・直会神酒係事務章程・献備品係事務章程略

祭典部事務章程

第一条 本部ハ臨時大祭祭典ニ関スル総テノ事務ヲ総理ス

第二条 本部ニ左ノ役員ヲ置ク

部長一名 副長 若干名 部員 若干名

第三条 本部ニ左ノ諸係及役員ヲ置ク

神饌係 神職係 雅楽係 采女係 神楽係

神楽舞係 殿守係 殿内献燈係

第四条 本部ハ左ノ事務ヲ担任ス

一 神饌ハ予算ニヨリ其係員ヲシテ之ヲ調達セシメ撤饌ハ係ヨリ會計部へ下渡ス可キモノトス

二 本部各係ヨリ物品買入借入ノ請求アルトキハ審査ヲ遂ケ必要ト認ムルモノニ限り品質數量ヲ定メ部長檢印ノ

上其係ヨリ會計部へ請求スルコト

三 本部及各係中必要ノ人夫小使ハ會計部へ請求スルコト

四 祭典ノ時刻ハ其日ノ典禮ニ照会シ総裁局ヲ初メ各部諸係へ通知スルコト

但神楽係 雅楽係 采女係 神饌係へハ至急ヲ要ス

五 毎祭総代拝者ノ員數ヲ定メ各係順次平等ニ配当シ其都度通知スルコト

六 殿内ノ清潔ヲ注意スルコト

七 日誌ヲ記録シ日勤簿其他必要ナル帳簿ヲ調整明記スルコト

八 本部ニ属スル各係ヨリ提出セシ普通事ノ外ハ総裁局ノ決裁ヲ經テ執行スルコト

神饌係事務章程

第一条 当係ハ祭典部ニ隸属シ神饌ヲ調理スルコトヲ担任ス

第二条 当係ニ係長一名 副長若干名ヲ置ク

第三条 係員ハ祭日中早朝ヨリ詰所ニ出勤シ左ノ事務ヲ掌ル

一 神饌用器ヲ準備スルコト

其種類大約左ノ如シ

三宝 八脚台 瓶子皿 水器 神水桶 洗桶 手桶

大小柄杓 俎 庖丁 布巾(五尺)紙 水引 素焼盃

長柄銚子一組 承壺 出シロ 神酒入瓶(約式升入)

竹製小杓 上戸

二 神饌幣帛ハ部長ヨリ交付セシ予算書ニ拠リ調達スルコト

第四条 第三条第一号ノ物品ハ會計部ヨリ收領スルコト

第五条 予算外ノ神饌ヲ要スルトキハ係長副ノ検印ヲ以テ部長ノ承認ヲ受クベシ

第六条 神饌物調達ノ方法ニ関シテハ予メ部長ト協定スルモノトス

第七条 撤饌ハ會計部ヘ下渡ス可キモノトス

第八条 神饌受渡ノ際ハ神饌受渡簿ニ其品目数量ヲ明記シ受印ヲ要ス

第九条 招請神社御分靈御還幸ノ際ハ其撤饌ヲ供奉員ニ交付スルモノトス

第十条 神饌ノ調理ニ従事スル者ハ毎日入浴シ清浄ノ衣服ヲ着用シ且覆面ヲ要ス

第十一条 神饌出来ノ都度神職ノ点検ヲ請求スベシ

第十二条 臨時発生セシ事件ハ祭典部及會計部ト協議ノ上処理スルモノトス

* 神職係事務章程・雅楽係事務章程・神楽係事務章程・采女係事務章程・神楽係事務章程・殿守係事務章程・殿内献燈係事務章程略

①資料の解説

「臨時大祭事務章程綴」は、B5版四十八頁にわたる史料で小冊子となつて現存している。これは、臨時大祭齋行の基盤となる大変重要なものである。役員構成や各部・各係の構成そしてそれらの職務内容を具体的に記述しており、これに基づいて臨時大祭が組織立てられ、運営されたと考えられる。

事務章程の構成は、事務所規程・庶務部事務章程・會計部事務章程・祭典部事務章程の四部である。

事務所規程は、臨時大祭齋行の中枢となる総裁・副総裁・相談役

などの役員の配置とその職務内容、実際の実務を執行するための組織として庶務部・會計部・祭典部の三部とそれぞれの部に属する係の設置について述べている。

庶務部事務章程は、庶務部全般が担当する仕事内容、部の役員と係の構成について述べ、続いて、庶務部に所属する御分靈送迎係事務章程を皮切りに十係の事務章程を順次記載している。

會計部事務章程は、會計部が會計事務全般の担当であること述べ、その執行に当たる役員、係の構成及び職務内容について具体的に記述している。続いて、會計部に所属する用度係をはじめ六係の事務章程が記載されている。

祭典部事務章程は、祭典部が臨時大祭の祭典の全ての事務を担当することを述べている。そして、その執行に当たる部長や係長などの役員の構成及び職務内容を具体的に記述している。続いて、會計部に所属する神職係をはじめ七係の事務章程が記載されている。

『神社議員集會日誌』によれば、臨時大会事務章程が正式に決定されたのは、大正十一年（1922）七月七日であると記録されている。これに基づき、同年十二月十一日に、総裁本田秋憲、副総裁渡邊一郎、顧問熊崎喜衛門、同布勢又蔵、同荒木秋崖が選任された。さらに、他の役員選考は、神職・総裁・副総裁・顧問に一任された。

その後、一任された神職・総裁らは、何度か會議を開き、大正十二年一月四日に、役員全員を決定した。同年二月五日に、臨時大祭の委嘱書及び依頼状が副総裁・顧問・正副部長・正副係長らの総員八十四名に配達された。さらに、二月十二日に古川町役場楼上にて、臨時大祭の役員大集會を開き、本田総裁より、事務章程の説明がなされた。

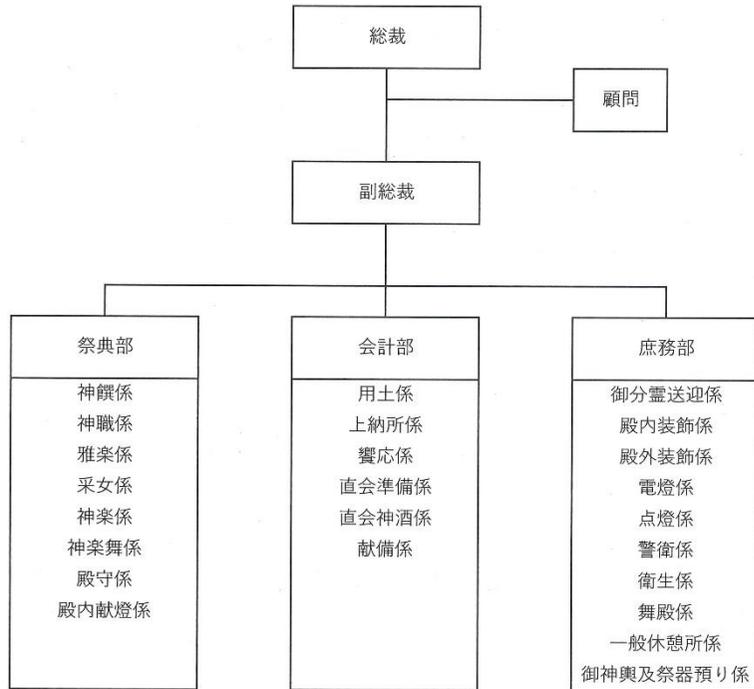


図2 臨時大会運営組織図

神職
氏子
御中

来ル五月 自六日 五日間本社ニ於テ
至十日

臨時大祭執行可仕候ニ付
御分霊御招請仕度候条
御神輿供奉被来下度
此段奉紙上候 敬具
追而可相成ハ初日着御相成候様
煩御配慮候度併而奉願上候

古川町郷社気多若宮神社

大正十二年 月 日 天木 喜久三
神職 立田 梅之助
氏子総代 本田 秋憲
和田 助左衛門
田近 文三郎
蒲 八十彦
清水 文七

図3 臨時大祭御分霊招請状

①史料の解説

『神社議員集會日誌』によれば、御分靈招請状が發送されたのは大正十二年（1923）三月八日であると記録されている。招請神社は、二百三十社であった。対象となる神社は、吉城郡と高山町は全社、大野郡と益田郡は、郷社であると大正十一年（1922）七月五日に決定していた。

この招請状は、御分靈の招請と神輿供奉をお願いした内容である。また、追記として、なるべく大祭初日の神輿供奉をお願いしている。この意図は、招請側としては大変であるが、賑々しく華やかな大祭を創出したいという願いからと推察される。

差出人は、神職二名、氏子総代五名の計七名である。

神職天木喜久三は、社司、立田梅之助は禰宜であった。臨時大祭中行われる本祭、夜祭などの祭主は天木喜久三、副祭主は立田梅之助が務めた。天木喜久三は、古川町布勢又蔵家出身で明治四十三年（1910）から昭和四十一年（1966）までの五十六年間の大変長きにわたり社司・宮司を務めた。また、立田梅之助は神職の傍ら号を湯萬年と称し石材彫刻家として活躍し飛騨各地に作品を残している。大正十一年作成の気多若宮神社の社号碑もその一つで現存している。

氏子総代五名中、本田秋憲・田近文三郎・蒲八十彦・清水文七の四名は、古川町選出、和田助左衛門は、神社の所在地上気多選出となっている。五名は、それぞれ臨時大祭の重要な役員に就任した。それは、総裁本田秋憲、祭典部長和田助左衛門、庶務部長田近文三郎、会計部長蒲八十彦、会計部副部長清水文七であった。臨時大祭は、この五名が中核となり企画運営された。

四 史料紹介（三）御分靈供奉予定回答の葉書

左の史料は、郷社栗原神社（上宝村宮原）からの回答を記した葉書である。

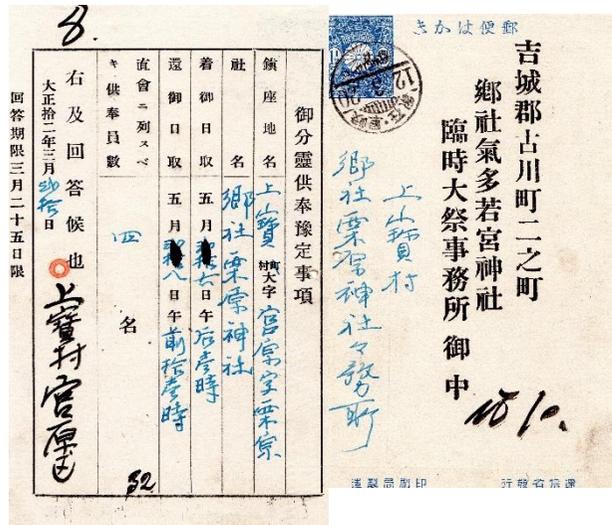


図4 御分靈供奉予定事項回答の葉書（郷社栗原神社）「気多若宮神社所蔵資料」

①史料の解説

葉書は、招請状と共に各神社に配布されと思われる。三月二十五日までに回答するように求めていた。大祭準備の基礎資料となる大変重要な情報を得る役割を担っていた。

- ・御分靈供奉の有無
- ・鎮座地の地名
- ・神社名

・着御 ・還御の日時 ・直会への出席人数

各神社からの回答を基に、各部が大祭を迎える準備を行った。例えば、直会の料理、神酒の手配などである。また、「御分霊入御還御記載簿」等の資料を作成した部もある。その一例を次に紹介する。

五 史料紹介(四)「御分霊入御還御記載簿」

御分霊 還御	入御 記載簿	祭典部
吉城郡古川町		
御分霊 入御 月日	大字社格	神社
還御 月日		検印
六日午前	十日	
八時半	午后四時十分	殿町
午後	九日	増島天満神社
一時半	十一時半	上町
午前	九日	栗原神社
十一時半	午后四時廿五分	沼町
午後	十日	大歳神社
一時半	四時半	是重
六日 午前	九日	貴船神社
十時半	午前十二時	下気多
		水穂神社
		印

図5 「御分霊入御還御記載簿」

①史料の解説

この史料は、祭典部が作成したものである。各町村別に御分霊を入御・還御した日時とその神社名が記載され一覧にしたものである。図5は、古川町のみを紹介しているが、吉城郡・大野郡の各神社別に同様にまとめられている。この記載簿を見ると、吉城郡から百社、大野郡から十二社合計百十二社が入御・還御したことが分かる。

入御は、大会初日五月六日七十五社、七日十六社、八日六社、九日十三社、十日二社となっている。一方、還御は、六日三社、七日二十九社、八日十三社、九日五十七社、最終日十日十社となっている。(図六及び資料3参照)

御分霊入御還御神社数		
郡	町村	神社数
吉城郡	古川町	5
	国府村	23
	細江村	7
	小鷹利村	10
	河合村	6
	坂上村	3
	袖川村	9
	阿曽布村	17
	船津町	7
上宝村	13	
大野郡	高山町	5
	灘村	1
	大名田村	1
	丹生川村	4
	宮村	1
	計	112

図6 御分霊入御還御神社数「御分霊入御還御記載簿」(「気多若宮神社所蔵資料」をもとに作成)

六 史料紹介(五)「庶務部日誌」

大祭執行に当たっては、事務章程事務所規程第六条に基づき各部各係は日誌と係員の出勤簿を整えることになっていた。史料紹介(五)では、

「庶務部日誌」を次の史料紹介(六)では、「殿外裝飾係日誌」を取り上げ部や係の具体的な動きや活動に迫っていくこととする。

日誌 庶務部		庶務部員日勤簿	
上	上	上	六日
上	上	上	七日
上	上	上	八日
上	上	上	九日
上	上	上	十日
			備考
荒木顧問	牛丸顧問	天木顧問	熊崎顧問
			渡邊副総裁
			本田総裁
			牛丸副部長
			田口鐵太郎
			樹下 代吉
			足立仁太郎
			政井 藤三
			川上弥兵衛
			田近文三郎

図7 「庶務部日誌」

増島神社及河合村有家白山神社之二社第一着ニ参着相成タリ
 第二細江村数河松尾白山神社参着相成タリ
 五月六日晴天 各神社賑々敷御参着相成タリ
 本田総裁渡邊副総裁各係長以下部員出席セラル
 荒木顧問出席セラル
 郷社以上御分霊奉送迎之為各係へ警護派遣方通知セリ
 本日午後四頃より雨降トナル
 御分霊奉送迎之為通知セシ係名
 祭典部員一名 庶務部員一名
 会計部員一名 殿外裝飾係二名
 殿外点燈係二名 衛生係一名
 舞殿係一名 殿内裝飾係一名
 休憩所係二名 神職係二名
 殿守係二名 上納係三名
 用度係五名 献備係一名
 饗応係五名 直会係一名
 以上三十一名
 本日之本祭午后四時執行之旨通知アリタリ
 本日之夜祭午后七時半執行之旨通知アリタリ
 午后九時詰所閉鎖ス

図8 5月6日「庶務部日誌」

五月七日 雨降

田近庶務部長以下係員出席セラル

本日之報告祭午前九時執行之旨祭典部ヨリ通知アリタリ

本日本田総裁渡邊副総裁出席セラル

水穂神社 献備品奉納 品目并ニ町村名

古川町大字下気多区 榊并ニ柳樽

左記之通り通知ス

祭典部 会計部

昨日御通知申上候貴部係員本日午前

十一時迄ニ送迎係詰所テント迄奉迎之

為御出被下可候

飛驒総社氏子総代より御神輿□□□□

申越ニ依り左通り回答セリ

謹啓本日ハ雨路御苦勞様ニ奉存候ニ付

甚も御苦勞ニ候得共日時迫人夫御出し

被下可候

県社飛驒総社午後零時御参着尔相成各

部員係員全部奉迎申上賑々敷

御参殿相成タリ

天木 熊崎両顧問出席セラル

図9 5月7日「庶務部日誌」

五月八日 雨降

渡辺副総裁牛丸忠次田近庶務部長

以下部員出席セラル

祭典部より本日之本祭午後九時之旨通知アリタリ

本日国幣小社水無神社午前十時三十分御参着之旨

通知有之副総裁以下部員一同御出迎ヒ出場セラル

荒木顧問出席セラル

本田総裁各係長出席セラル

左記之通り通知相成タリ

本祭午前九時、本祭日ノ神徳祭

午後五時

荒城神社御参着ニ付総裁以下部員奉迎セリ

左記之通り祭典部より通知

有之ニ付牛丸副部長出席セラル

祭典之儀ニ付大急御協議申上度件

出来致候間御迷惑様な可ら直ニ祭典

部迄御参加ニ成下可候

祭典部ヨリ左ノ通知アリ

総裁ノ決裁ヲ経テ本日ノ神徳祭夜祭ヲ

午後八時ニ合併執行可相成ニ付此段

御通知ニ及ビ候也

図10 5月8日「庶務部日誌」

五月九日 晴天

本田総裁 布施 熊崎両顧問田近部長
各係長及ヒ部員一同出席セラル

本日好天気アルテ意外ノ人出ルテ境内
立錫之余地なく参拝者数万人

祭典部より本日の本祭午後二時執行
之旨通知アリタリ

祭典部より撤饌之儀ニ付意見如何
之照会アリタリ

祭典部ヨリ本日ノ夜祭午後七時ヨリ執行可相成旨
通知アリタリ

総裁局ヨリ本日ハ参詣者多数ニ付キ特ニ各係員全
部夜祭終了後迄出務相成ル様各係へ通知方取計ワ
レタキ旨通知アリタリ

祭典部ヨリ撤饌ハ如何イタシマセウ祭典部へ
話渡シガ有リマセンデ心配シテ居ル旨ニテ
意見承リタキ由照会アリタリ

祭典部ヨリ本日ノ本祭午後二時執行可相成
旨通知アリタリ

庶務部長以下部員ノ集合ノ席ニテ終了日ニハ各部
青年有志ヨリソレク仁輪加其ノ他ノ催ヲナシ郷社
境内ヘニギクシク御集リヲイタシ度キ旨依頼状ヲ
明朝早区長へ發送スルコトニ決定セリ

図11 5月9日「庶務部日誌」

五月十日 晴天

牛丸忠次 田近庶務部長 樹下 川上部員出席
昨夜ノ協議ニ基キ早朝左之通り依頼状ヲ発ス

記

本日ハ目出度キ大祭終了につき各部青年
有志にてそれク仁輪加其他の催にて気多
若宮神社境内ヘにぎくしく御集のほど御
歓迎申上候間貴区内青年へ御勧誘被下度
相申候

五月拾日 総裁局

各区長殿
二伸

招待せし各神社は殆ど御還御に相成り
淋しさを感じ候間精々御勧誘相成度
申添候

本日ノ本祭午後二時執行可成旨祭典部
より通知ありたり

田近庶務部長より各係長を招き係員慰労会の件
尔付協議をなし左之通り決定セリ

記

十二日午後慰労会を催すへきよ定を変更し

図12 5月10日「庶務部日誌」

十一日取片付け後各係思いくニ催すること
係員一人御酒二合、肴料五十錢宛 呈すること

本日総裁田口副部長足立部員出席

大野郡清見村新宮より伊勢神樂来り
舞殿尔於てカグラ舞を催春

十二日慰労会折詰注文取消しを北平宇吉へ交渉スルコト
ヲ鈴木長三郎氏へ依頼ス

交渉の結果鱒及鳥貝ハ其れく準備後ニ付キ交渉纏マラズ
困テ不得止 鱒照焼鳥貝□ーブル三種薄板包ニ変交シテ
北平宇吉へ二百八十人前日下部儀太郎へ七十人前注文セ
リ慰労会ハ十一日午後四時卜決定ス

記念写真ハ大石段ノ所ニテ玉腰写真師
サツエー セシム
本日夜祭午后七時執行ノ通知アリタリ

図13 5月10日「庶務部日誌」

①史料の解説

庶務部日勤簿から庶務部は、田近庶務部長をはじめ庶務部員七名で構成されていたことが分かる。これらの部員に引き続き本田総裁、渡邊副総裁、各顧問の日勤簿が記載されている。このことから庶務部に総裁・副総裁・顧問が常駐し庶務部が、臨時大祭の本部の役割を果たしていたと思われる。この日誌で区長宛の依頼文の中で総裁局が出てくるが、総裁を中心とした本部名と考えられる。

庶務部として大祭の運営や進行状況を見極めながら、各部を指揮監督し、課題や問題に対して総裁らの判断や指示を受けながら活動を展開したと推察される

その例をこの日誌の中から取り上げると次のようになる。

- ・郷社以上の御分霊送迎への対応 各係から係員を動員して送迎した。
- ・飛驒総社への対応 飛驒総社からの照会に対し回答した。
- ・祭典部の祭典執行についての相談に対して回答した。
- ・各区長に対し青年の仁輪加参加への依頼状を発送した。
- ・慰労会の日時の変更や料理の変更を依頼した。
- ・記念写真の撮影を実施した。

次に、この日誌から大祭五日間の様子を捉える。

- ・五月六日は、晴で各神社が賑々しく参着した。
- ・五月七日は、降雨となり各神社雨路の中苦勞して参着した。
- ・飛驒総社の参着には、各部員各係総出で奉迎した。
- ・五月八日も降雨となった。午前十時半頃国幣小社水無神社の奉迎を副総裁以下各係員総出で行った。
- ・五月九日は、晴天となり神社へ多数の参詣者が訪れた。そのため、

各係は夜祭終了まで出役した。

・五月十日は、晴天となった。各区長へ青年による仁輪加が本日開催されるので神社へ参集して欲しいとの依頼状を出す。
また、十二日の慰労会の日時を変更し後始末の後十一日に開催することを各係に伝えた。

この「庶務部日誌」は、大祭当日の天候、各神社の参着と奉迎の様子、参詣者の状況や大祭に関わる係の動きが具体的記述され生々しく当時の様子を伝えている。

七 史料紹介(六)「殿外装飾係日誌」

「殿外装飾日誌」は、庶務部に所属し参詣路の装飾や町内の環境整備及び巡視等を担当した殿外装飾係の日誌である。

殿外装飾係
日記
四月二十二日
本日午后八時役場楼上ニ於テ係員
打合会を開ク 出席者全員
四月二十五日
本日午后八時小瀬宅ニ於テ打合会
開催ス
出席者 岡田 政井 日下部 柚村

図14 4月22日・25日「殿外装飾係日誌」

協議事項 鳥御買渡ノ件
大祭初日 全員七時 神田不動尊
前二集会ノ事
惣人欠出勤スル中ハ出不足金式円
徴収候決定ス
四月二十六日
本日午后一時ヨリ市中障害物不
潔物ノ取拂調査ノタメ左記ノ者
巡視セシム
坂本芳之助 北村清太
柚村久太郎
本日関係区長へ左記ノ通り依頼
状ヲ発ス
区長宛 殿外装飾係長
大正十二年四月二十六日
臨時大祭殿外装飾ノ件依頼
拜啓 陳バ農繁ノ規節ト相成候段
今回臨時大祭挙行ニ付区長集会ノ節御協議
相成居り候事トハ存シ候へ共左記事項御区
内一段へ御注意旁々御通達置被下
度此段重テ及依頼候也
左記
一、氏子一般献燈ヲ出サシムル事

図15 4月25日「殿外装飾係日誌」

但 傘ニハ先ニ花桜ヲ取付提灯竿
 ハ溝端石ヨリ一尺外側ニ立テ距離ハ
 一定シ遠ク共四間以上離レサル様且
 変度ナキ様御注意相成タシ
 二、祭礼辻旗ヲ立テ旗下ヲ附ス事
 三、各区ニ飾物ヲナス事
 四、氏子ハ各戸簾ヲ懸ケ道路ヲ掃除
 スル事
 五、屋台ヲ裝飾シ屋台倉ニ飾リ置ク事
 六、各道路及見安キ所ノ不敬物ニ渡ル
 ヘキモノハ紳ヲ以テ十分覆ヲナシ
 且肥料ノ溜桶等ハ通路ヨリ二十間
 以上離シタル所ニ置ク事
 但取払期日ハ五月一日迄トシ若シ
 期日迄ニ取払ハザル時ハ係員ニ於
 テ処分スル事
 七、家屋前ニ荷車其他一切見苦シキモ
 ノハ取払ノコト

五月一日
 本日青年会員杖垣着手出場ニ付監督ノ
 タメ左記ノ者出場セリ
 小瀬 渡邊 畑中 神出 田代 是重

図16 4月25日・5月1日「殿外裝飾係日誌」

五月二日
 前日引続キ仕事ノタメ左記ノ者
 出場ス
 岡田 政井 平林 小邑 古田
 野村 西野 打田

五月四日
 本日午前市中巡視トシテ左記ノ
 者出場ス
 岡田 北村 坂本
 午后 郷社道路杖垣破損シ候ノ
 手直シノタメ左記ノ者出場ス

記名
 小瀬 岡田 政井 神出 田代
 田代 渡邊 坂本 平林 小邑
 畑中 西野 柚村 古田 船坂

五月五日
 全員休ミ

五月六日
 午前五時ヨリ九時迄郷社道路
 杉垣修理及提灯二十一個増島
 天満神社ヨリ借入新提灯拾個

図17 5月2日・4日・5日・6日「殿外裝飾係日誌」

傘三十本分清水文七ヨリ買入樹立ス
 出場者ハ 小瀬 岡田 政井
 日下部 北村 渡邊 野村
 打田 坂本 是重 平林 小邑
 野村 古田 船坂
 午前十時 郷社境内詰所
 出場者
 平林 岡田 政井 是重
 北村 日下部 畑中 小瀬
 五月七日
 本朝午前五時モール杉垣添付ノタメ
 係員全員出場セリ
 午前九時詰所へ 出場者
 小瀬 岡田 政井 日下部
 小邑 西野 古田 船坂
 渡邊 野村
 五月八日
 午前九時 左ノ出場者
 小瀬 □田
 五月九日
 午前九時詰所出場者

図18 5月6日・7日・8日・9日「殿外装飾係日誌」

小瀬 岡田 政井 北村
 日下部 田代 畑中 平林
 五月拾日
 午前九時詰所 出場者
 小瀬 岡田 政井 平林
 日下部 田代 是重
 本夜午后七時 モール取払ノタメ
 畑中 袖村 平林 西村 神出
 日下部 打田
 五月拾壹日
 本日終了ノタメ取払左ノ者
 出場ス
 渡邊 畑中 北村 袖村
 船坂 小邑 坂本 古田
 神出 7分是重 5分野村 政井
 岡田 七分平林 小瀬
 臨時雇人夫
 柏原彦二郎 打田文一
 北平善太郎 官林徳三郎
 神出□二郎 川仲末吉
 堀重

図19 5月10日・11日「殿外装飾係日誌」

諸支払	一、金 五拾五円九十銭	モール代
	一、金 式円六十五銭	小瀬立替
	一、金 式円式拾八銭	末崎立替
	一、金 参円	自動車運賃
	一、金 十六円	岐阜 高山運賃
	一、金 参円	大江諸費
	一、金 参拾式円拾式銭三厘	青年団 通計
	一、金 六円六銭	係員 通計
	一、金 八円九十八銭	丸太借賃
	一、金 八十円	鳥御代金
係員名		
係長	小瀬友吉	
副係長	岡田重五郎	
副係長	政井藤三郎	
係	神出定二郎	
	日下部健太郎	
	田代興三	
	北村清太	
	渡邊彦右衛門	
	野村由之助	
	打田三郎	

図20 5月11日「殿外装飾係日誌」

計	式拾名	
		上谷彦次郎
		坂本芳之助
		是重松之助
		平林床三郎
		小邑庄助
		畑中松之助
		西村松之助
		柚村久太郎
		古田大吉
		船坂由五郎

図21 5月11日「殿外装飾係日誌」

①史料の解説

殿外装飾係は、小瀬友吉係長以下二十名で職務を遂行していた。職務遂行に当たり、係として係員の出不足料として二円の徴収を決めているなど職務遂行への強い決意が窺われる。

大祭前に行っていた職務は、次の点が挙げられる。

- ・ 市中の障害物や不潔物の取り払いの調査と巡視
- ・ 区長へ七項目の依頼
- ・ 青年団実施の郷社参道に対する杉垣とモールによる装飾作業の

監督

区長への依頼七項目を見ると、氏子には、家の前の環境整備や献灯の義務を課し、提灯竿を建てる位置を具体的に指示するなど細かく依頼

している点が注目される。また、区に対しては辻旗を立てること、屋台や屋台蔵の飾りを依頼している。これらのことから、各神社の御分霊供奉に対して不敬にならないよう市中全体に統一感のある綺麗な環境整備に係として細心の注意を払い努力していたことが分かる。

また、郷社参道の杉垣は、古川青年団総出で参道の両側四百間に渡り行われた。この作業の指揮監督に当たった。

大祭期間中の五日と六日は、早朝午前五時から出役し杉垣の補修や、提灯の飾りつけ作業に従事している。七日から十日は、午前九時に、詰所にて職務に当たった。さらに、後片付けとして、十日夜七時よりモール撤去、十一日に杉垣や提灯等の撤去作業を行ったと思われる。

「鳥御」についてその役割は、不明であるが縁起の良い飾りとして使用されたかもしれない。

八 おわりに

史料紹介を通して、大正十二年の臨時大祭は、氏子の理解と協力を得て氏子総代を中心に組織的計画的に斎行されたこと、また、斎行中生じた課題や問題に柔軟に対応しながら、割り当てられた職務を部員・係員の熱意や努力により真摯に遂行されたことが捉えられた。

今回紹介した史料は、六点のみであり、臨時大祭の一断面を捉えたに過ぎない。深く臨時大祭の実相に迫るには、祭典部、会計部、各係の日誌等を精読調査し総合的に考察する必要がある。

さらに今後の課題を挙げると次のようになる。

・今回の調査では、臨時大祭が斎行された目的や契機を把握できなかった。郷社気多若宮神社は、大正十五年（1926）二月に県社に昇格した。このことから、臨時大祭の斎行は、県社昇格に向けての環境つ

くりの一環とも推察される。今後さらに調査を深める必要がある。臨時大祭斎行に当たつての各係の配置図・境内の様子等の史料を見出し、直会会場、庶務部、各係の詰所などの位置を特定したい。

・各神社が参着後、どのような順序でどう係が対応したのか。各係の仕事の流れや、連携について明確にできればと思う。

・臨時大祭の収支についての検討を行い、金銭面から大祭を捉えることも大切である。

*参考資料として五点を次頁より記載する。

・資料1 大正十二年気多若宮神社臨時大祭の経緯概要

『神社議員集会日誌』『飛驒市行政資料』をもとに作成

・資料2 御分霊入御還御一覧表

『御分霊入御還御記載簿』『気多若宮神社所蔵資料』をもとに作成

・資料3 大正十二年臨時大祭書類箱中に保管されていた史料名一覧表

「気多若宮神社所蔵資料」をもとに作成

・資料4

大祭式典次第

「飛驒市行政資料」をもとに作成

・資料5

雅楽係日誌

「飛驒市行政資料」をもとに作成

資料1 大正12年気多若宮神社臨時大祭の経緯概要

NO1

年次	月	日	事 項
大正6年 (1917)	11	23	・神社議員の集会において後藤新三郎より大正6年度において、7年度春季の臨時大祭を執行するか否かについて議決するよう緊急動議が出される。 ・11月26日まで各区長が区民の意見をまとめ、市中総代に報告し、28日有志の大会を開催し臨時大祭について協議することを決める。
大正7年 (1918)	11	23	・臨時大祭祭典は、大正9年度において執行することに決定。 ・時期及予算又は、委員等は町有識者大会にて決定する。 ・大祭典準備金として、金120円を本年度後期神社費に割賦すること。
大正8年 (1919)	3	28	・臨時大祭祭典費、本年度割賦積立は、下記の通りとする。 ・前期割 150円 臨時割 7月 500円 後期 300円
	11	23	・大正9年執行予定の臨時大祭を準備日数不足により大正12年度に延期する。
大正9年 (1920)	5	14	・臨時大祭期日の決定を予算案作成し、古川町氏子有志会を開き決める予定である。
	11	23	・区長全員一致の意思として12年度に大祭を執行することを氏子総代に伝える。
大正10年 (1921)	3	31	・本年度大祭準備金は、前年通り金1,000円徴収する。
大正11年 (1922)	1	16	・役員会にて大祭執行日は、5月1日より5日までと決定し、各区長に区民の賛否を投票により聞き報告するよう依頼する。
	2	7	・大祭執行日を氏子の多数により、5月1日より5日と決定する。
	3	31	・本年度大祭準備金は、前年通り金1,000円徴収する。
	6	27	・大祭準備調査のため、高山町総社神職伊藤社掌を招待することを決める。
	7	4	・高山町総社神職伊藤社掌を招き臨時大祭の準備について相談する。
	7	5	・臨時大祭の施行日を5月6日より10日までとする。2月7日の決定を変更する。 ・臨時大祭の幹部役員を略定する。 ・臨時大祭の事務所を古川町役場とする。 ・招聘する神社は、吉城郡全社、大野郡、益田郡郷社、高山町全社とする。 ・大祭の広告高札を四か所に設置する。(広瀬・杉崎・本光前・牛丸前)
	7	7	・臨時大祭事務章程を決定する。
	7	8	・各銀行及び会社へ臨時大祭神社器具の寄付をお願いする。
	12	11	・臨時大祭の幹部配役を全員一致で決める。総裁 本田秋憲 副総裁 渡邊一郎 顧問 熊崎喜衛門 布勢又蔵 荒木秋崖 ・他の役員を選考は神職・総裁・副総裁・顧問に一任する。 ・大祭記念樹として、境内に200本桜を植える。
	12	26	・臨時大祭役員決め集会。(神職・総裁・副総裁・顧問)
大正12年 (1923)	1	3	・臨時大祭役員決め集会。(神職・総裁・副総裁・顧問)
	1	4	・臨時大祭役員決め集会。(神職・総裁・副総裁・顧問)参考人として、田近・清水総代出席。役員全部決定。
	2	5	・臨時大祭囑託書及び依頼状を副総裁・顧問・正副部長・正副係長84名に配達する。
	2	8	・本田総裁宅にて、総裁・田近・清水で臨時大会予算案原案を作成する。

大正12年 (1923)	2	11	<ul style="list-style-type: none"> ・神社議員会を開催し、大祭予算・準備事務内容を決定する。 ・臨時大祭支予算全額4,200円に決定する。 ・大祭用神職宿・神楽宿・奏楽宿・采女宿4軒を借り上げ。 ・一般直会料理は、折詰・赤飯・酒とする。 ・来賓直会料理は、折詰・吸物・刺身・赤飯・菓子とする。 ・神職用夜具を20人前予約する。
	2	15	<ul style="list-style-type: none"> ・役場楼上にて臨時大祭の役員大集を開き、総裁より事務章程の説明をする。
	2	17	<ul style="list-style-type: none"> ・大祭費の徴収金1,500円、3月と4月に分けて集金する。 ・采女・神楽衣装を調整する。 ・神職の衣装調整に補助金を出す。
	3	8	<ul style="list-style-type: none"> ・大祭招聘の神社に招請状を出す。招待神社は、230社。 ・大祭各係員の人選を各区長に依頼し12日までに清水まで報告するよう要請する。 ・大祭関係各神職に依頼状を出す。
	3	18	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時大祭の幹部会を開催し、各係員の人選をし配役する。
	3	28	<ul style="list-style-type: none"> ・高山町八幡社の今村社掌を招き神楽ノ舞を船坂亦一宅で行う。
	4	2	<ul style="list-style-type: none"> ・郷社参道に、大祭期間装飾提灯を設置する。 ・役員。係員の臨時控所の設置をする。
	4	11	<ul style="list-style-type: none"> ・本田総裁宅にて、水無神社・八幡神社・飛驒総社・日枝神社の御分霊供奉者の休憩所を検討する。
	4	17	<ul style="list-style-type: none"> ・大祭の来賓8名、寄付者29名に大祭招待状を発送する。
	4	24	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会で次の点を決定する。 ・記念樹は、4月25日に境内に植える。 ・境内清掃を、4月27日より5月1日まで20人で実施する。 ・区内例祭旗は、5月4日より10日まで建てる。
	4	25	<ul style="list-style-type: none"> ・古川役場で臨時大祭係長会を開催する。
	4	28	<ul style="list-style-type: none"> ・大祭用臨時建物建設の入札をする。
	4	29	<ul style="list-style-type: none"> ・直会用料理店5軒を集めて打合せ。直会客750人。
	5	1	<ul style="list-style-type: none"> ・午前7時より、人足40人で境内掃除。
	5	2	<ul style="list-style-type: none"> ・午前7時より、人足60人で境内掃除。 ・古川町・国府村・小鷹利村・細江村へ供米袋を配布。
	5	3	<ul style="list-style-type: none"> ・午前7時より、人足60人で境内掃除。 ・殿内装飾。
	5	4	<ul style="list-style-type: none"> ・各部正副部長・係長社務所で準備と事務。
	5	5	<ul style="list-style-type: none"> ・総裁以下総出で準備。
	5	6	<ul style="list-style-type: none"> ・増島神社は、一番に到着。78社の御分霊供奉到着。
	5	7	<ul style="list-style-type: none"> ・稲越神社を先達として、24社が御分霊供奉到着。
	5	8	<ul style="list-style-type: none"> ・国幣小社水無神社はじめ10社の御分霊供奉到着。
	5	9	<ul style="list-style-type: none"> ・54社が還御。
5	10	<ul style="list-style-type: none"> ・増島天満神社・貴船神社をはじめ他3社還御。 ・青年団の仁和加、伊勢神楽の余興。 	
5	11	<ul style="list-style-type: none"> ・各係員の残務整理。午後3時より各係で慰労会。 	
5	12	<ul style="list-style-type: none"> ・殿内の器具の整理。 	
5	14	<ul style="list-style-type: none"> ・氏子総代会を開催し残務整理。 ・臨時大祭招待者の欠席者17人に記念品と菓子を送付。 	
12	22	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時大祭の決算を報告。総支出額5,380円99銭5厘。 	

『神社議員集會日誌』『飛驒市行政資料』をもとに作成

郡	町	大字	神社名	入御										遷御									
				5月6日		5月7日		5月8日		5月9日		5月10日		5月6日		5月7日		5月8日		5月9日		5月10日	
				午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
吉城郡	古川町 5社	殿町	増島天満神社	8:30																		16:30	
		上町	栗原神社		13:30																		11:30
		沼町	大蔵神社	11:30																			16:25
		梶重	黄船神社		13:30																		16:30
		下気多	水徳神社	10:30																			12:10
	国府村 23社	漆垣内	日枝神社	9:00																			10:00
		柳谷	白山神社							10:00													16:18
		鶴巣	白山神社		14:00																		14:00
		今	福荷神社			10:00																	8:45
		八日町	菅原神社		13:30																		10:30
		山本	八幡神社		12:00																		15:00
		宇津江	熊野神社		13:00																		11:30
		広瀬町	広瀬神社		15:30																		12:00
		全	広瀬神社		15:30																		12:00
		三日町	伊豆神社							10:10													16:10
		寝輪	西之宮神社							8:05													17:30
		半田	琴平神社							10:00													16:07
		宮地	瓦城神社						14:30														13:00
		木曾垣内	阿多由太神社							10:00													16:00
		西門前	熊野神社			10:00																	10:00
		上広瀬	諏訪神社			8:45																	13:00
		全	加茂神社			8:45																	13:00
		村山	天満神社							9:10													16:15
		糠塚	白山神社							11:00													16:15
		瓜果	白山神社							12:00													16:23
		全	加茂神社							12:00													16:23
		全	熊野神社							12:00													16:23
		名張	水無神社							11:00													16:12
	小鷹利村 10社	谷	白山神社		12:40																		12:00
		信包	熊野神社		12:40																		12:30
		上野	神明神社		12:40																		14:00
		畦畑	諏訪神社		14:20																		11:00
		下野	藤原神社		12:40																		14:00
		中野	白山神社		13:00																		13:00
		黒内	春日神社		12:45																		15:00
		高野	五社神社		13:00																		10:30
		笹ヶ洞	恵比須神社		13:00																		12:00
		寺地	八幡神社		13:00																		12:00

	作成年次	西暦	月	日	作成者	受取者	文書等史料名
1	大正12年	1923	11				臨時大祭書類入(箱一つ)
2	大正12年	1923	2				第7区 第11区 第六号 領収書 本殿金具新調 御神輿修繕費寄付金
3	大正12年	1923	5	4	郷社住吉神社氏子総代	気多若宮神社氏子 総代本田秋憲	書簡
4	大正12年	1923	4	23	武州大宮片倉会社 堀武次外一同	郷社気多若宮神社 社務所	書簡
5	大正12年	1923	4	30	村社日輪神社 総代豊住松太郎	郷社気多若宮神社 社務所	書簡
6	大正12年	1923	4	27	船津町笈破区氏子総代	郷社気多若宮神社 社務所	書簡
7	大正12年	1923	4	7	船津町東漆山 区長高林信太郎	郷社気多若宮神社 社務所	書簡
8	大正12年	1923	5	4	末高白山神社氏子総代	郷社気多若宮神社 社務所	書簡
9	大正12年	1923	5	2	河合村角川郷社 神明神社社務所	郷社気多若宮神社 社務所	第7区 第11区 第六号 領収書 本殿金具新調 御神輿修繕費寄付金
10	大正12年	1923	5	5	桐谷区	北若宮神社社務所	書簡
11	大正12年	1923	3	16	檀玉神社氏子総代	気多若宮神社臨時 大祭事務所	書簡
12	大正12年	1923	5	2	郷社高田神社社務所	郷社気多若宮神社 臨時大祭事務所	書簡
13	大正12年	1923	5	24	坂上村西忍村社神明神 社氏子総代	郷社気多若宮神社 社務所	葉書
14	大正12年	1923	5	5	益田郡下呂村郷社 住吉神社司久津秀一	気多若宮神社 社務所	葉書
15							印鑑3個
16	大正12年	1923					囑託書
17	大正12年	1923					印影
18	大正12年	1923					封筒(一つ)
19	大正12年	1923					直會券
20	大正12年	1923					大祭記念品(鏡一つ)
21	大正12年	1923				永瀬吉郎	葉書
22	大正12年	1923					葉書(照会)
23	大正12年	1923	5	2	灘村松本住吉神社 氏子総代	郷社気多若宮神社 臨時大祭事務所	葉書
24	大正12年					郷社気多若宮神社 臨時大祭事務所	葉書(出欠席回答)
25	大正12年	1923					郷社気多若宮神社臨時大祭事務章程
26	大正12年	1923					社務所新築費指定寄付額
27	大正11年	1922	3				古々櫓乃登母加禰
28	大正12年	1923					神器預り証払
29	大正12年	1923					神社到着名 送迎掛
30	大正12年	1923					神器預り所配置調書 御分霊送迎係
31	大正11年	1922					大正拾貳年度 京都市三上正之助店 祭器注文照会書類及計算書綴込分 郷社社務所
32	大正12年	1923	5	13	神山民助	田近文三郎	書簡(引渡課目)
33	大正12年	1923					係札(送迎係)
34	大正12年	1923					日勤簿
35	大正12年	1923	5				大正拾貳年五月 臨時大祭祭典部雑書綴
36	大正12年	1923					委嘱書
37	大正12年	1923			古川町郷社 気多若宮神社		臨時大祭案内状
38	大正12年	1923					大正拾貳年壹月 郷社気多若宮神社 臨時大祭事務章程綴
39	大正12年	1923					臨時大祭神供米袋と版木
40	大正12年	1923					臨時大祭版木

41	大正12年	1923				郷社気多若宮神社 臨時大祭事務所	臨時大祭出欠届葉書
42	大正12年	1923					酒券
43	大正12年	1923					大祭に関する令状等の葉書
44	大正12年	1923	3	22	坂上村小谷 八幡神社氏子総代	郷社気多若宮神社 臨時大祭事務所	書簡（大祭参加への断り状）
45	大正12年	1923			丹生川村町方千蔵寺 白山神社氏子総代	郷社気多若宮神社 臨時大祭事務所	書簡（大祭参加への断り状）
46	大正12年	1923			丹生川村瓜田 氏子総代荒川兵四郎	気多若宮神社社務 所	書簡（大祭参加への断り状）
47	大正12年	1923			船津町東漆山 釜山金山神社氏子総代	気多若宮神社社務 所	書簡（大祭参加への断り状）
48	大正12年	1923			坂上村落合 区長岩佐市三郎	臨時大祭事務所	書簡（大祭参加への断り状）
49	大正12年	1923			大阪市三島一郎	気多若宮神社大祭 事務所	書簡（礼状）
50	大正12年	1923	6	12	玉舎春輝	郷社気多若宮神社 社務所	書簡（礼状）
51	大正9年	1920	1		郷社気多若宮神社 会計部		領収書 社務所新築寄附金控 石玉垣寄付金控 大正九年巻月 大正十二年貳月
52	大正9年	1920	3		郷社会計部		第貳号甲 寄附金玉垣石堤領収證
53	大正12年	1923	5	1			調物帳
54	大正12年	1923	5		臨時大祭殿外裝飾部		買物帳
55	大正12年	1923	5		臨時大祭舞殿係		調物帳
56	大正12年	1923			縣社気多若宮神社 神楽掛		通
57	大正12年	1923	5		気多若宮神社 臨時大祭社務所采女係		通
58	大正12年	1923			気多若宮神社 臨時大祭上納部		物品借入帳
59	大正12年	1923					大祭調帳
60	大正12年	1923			縣社気多若宮神社 臨時大祭事務所		通
61	大正12年	1923			大村屋宿重森	古川町殿	記
62	大正12年	1923					送り状
63	大正12年	1923					丸太借入明細書
64	大正12年	1923					支拂ヲ要スル覺書
65	大正12年	1923	5	11	送迎係長		請求書
66	大正12年	1923	5	5	横水治八	会計部	記
67	大正12年	1923					記載順
68	大正12年	1923			郷社気多若宮神社 会計部		売渡品通知書
69	大正12年	1923			係長	郷社気多若宮神社 会計部	物品請求書
70	大正12年	1923	5		樹下善左	氏子総代清水文七 殿	記（旗染代）
71	大正12年	1923			村坂兼造	氏子総代清水様	記（ねじ切り手間代）
72	大正12年	1923			会計部	送迎係	記
73	大正12年	1923			古川町気多若宮神社 社務所	愛宕神社氏子総代 中	封筒
74	大正12年	1923			縣社気多若宮神社 臨時大祭事務所		葉書（2枚）
75	大正12年	1923			係長	郷社気多若宮神社 会計部	物品請求書（未使用）
76	大正12年	1923			郷社気多若宮神社 会計部		売渡品通知書（未使用）
77	大正12年	1923			郷社気多若宮神社 臨時大祭会計部		大正十二年十一月 臨時大祭領収書綴
78	大正12年	1923					大正拾貳年五月自六日到十日 献納金及供米糞錢收入簿直会券及 饋菓受渡簿
79	大正12年	1923					目録
80	大正12年	1923			臨時大祭各部・係		臨時大祭日誌（庶務部・祭典部・衛生係・電灯並殿外点灯係 ・一般休憩係・雅楽係・采女係・殿守・殿内点灯係・神饌係 ・神職係・上納係・用土係・警備係・殿外裝飾係・献備品係 ・神楽係/直会準備・直会神酒係・御分霊送迎係）
81	大正12年	1923	5		会計		第一号 献納簿 「気多若宮神社所蔵資料」をもとに作成

資料4 大祭式典

第一号令	祭主以下係員一同威儀ヲ整フ
第二号令	祭主以下一同敬所ニ着ク
次	祝主 祝主祝詞ヲ奏ス(此間一同平伏)
次	大麻 塩湯ヲ行フ
第三号令	神楽起ル
祭主以下一同所定ノ座ニ着ク	神楽止ム
次	所役裝飾ス
次	所役御鑓ヲ祭主ニ進ム
次	祭主昇殿御扉ヲ開キ側ニ候ス(此間警邏管絃奏後歌ヲ奏ス)
次	所後薦ヲ敷キ案ヲ設ク
次	神楽起ル
次	献饌長副采女神饌ヲ傳供ス 雅楽止ム
次	後取献ヲ敷キ祝詞座ヲ設ク
次	所役祭主ニ祝詞ヲ進ム
次	祭主祝詞ヲ奏ス(此間一同平伏)
次	所役祭主ヨリ祝詞ヲ受ク
二献	神楽起ル
次	所後薦ヲ敷キ玉串案ヲ設ク
次	所役玉串ヲ祭主ニ進ム
次	祭主玉串ヲ奉奠拜礼祭員一同列拜
次	所後薦ヲ敷キ玉串案ヲ設ク
次	求賓係員玉串ヲ奉奠拜礼
次	一同
三献	神楽止ム
次	神楽舞ヲ奏ス(此間神楽 神楽歌ヲ奏ス)
次	伎舞ヲ奏ス(此間雅楽 歌ヲ奏ス)
次	雅楽
次	献饌長副采女神饌ヲ撤ス 雅楽止ム
次	所役饌案薦ヲ撤ス
次	祭典主御扉ヲ閉チ本座ニ復ス
次	所役祭主ヨリ御鑓ヲ受ク
次	所役裝飾ヲ服ス
次	神楽起ル
次	祭主以下一同退出
	神楽止ム

資料5 雅楽係日誌

雅楽係	
五月五日	
係員ヲシテ必要ノ器具ヲ用土係へ申込ノ処一切拒絶セシム以テ伶人ノ器具ヲ借り入れ詰所坂本正太郎宅へ運搬セシム	
午後四時	祭典次第ノ配布ヲ受ク
出仕、退出ヲ神楽ヲ奏スルノ議ハ異例ニ付正ノ要求シタル結果	
昼祭ノ本式ニ準シ夜祭ノ略式ヲ以テ出仕、退出ノ案ハ神楽ヲ奏	
セシムル事トナセリ	
午後六時	会計部ヨリ酒一斗五升、卯式百廿五個ヲ受領シ草履十足ヲ受領セリ
祭典第一日	午前 五月六日
八時	係員黒木藤太郎 布谷友次郎 井西市太郎 直井孫作 詰所へ出勤 十一時小野川たづ子 全上
昼祭	伶人 惣員出席
出仕	五常楽
開扉	曾□□□通 (催馬)
献饌	春鶯□□□□□
□献	神祭 (□□□)
撤饌	羅陵王
退出	八仙急
夜祭午後八時執行	九時四十分終ル
午後十時係員一同帰宅セシム	
第二日報告祭午前九時執行通知ヲ受ク	
出仕	加殿急
開扉	伊勢ノ海
献饌	早甘州
撤饌	酒胡子
退出	納音利
以上第二日午前祭典献楽ノコトニ決ス	

第二日
午前八時 係員一同出席

午後二時本学執行ニ付左ノ通り献楽譜決定

出仕 平 早甘洲

開扉 衣更

献饌 入破

撤饌 □□

倭舞 天□□

退出 胡喋楽

第二日 夜楽 夜楽 午後八時執行

出仕 五常楽 □□

開扉 八雲立

献饌 春鶯□□踏入口入破

倭舞 春日山

撤饌 胡飲酒破

退出 柳花苑

伶人之内後藤三四郎欠席ス

午後十時終ル

十一時明八日午前執行ノ通知ヲ受ク左ノ

五月八日朝祭午前九時執行ノ旨

第三日 五月八日 雨

午前九時 係員一同出席

午前時 朝祭執行

出仕 太平楽 道行

開扉 神□

献饌 青海波

撤饌 蘇合香破

退出 祭天楽

午前十時晴曇不係

水無神社古川御着之通知ニ依リ奉迎の為メ九時半迄ニ出張□□

通知ニ接シ出迎として出張車田宅前ニ於テ献楽一回

着社献楽統テ本祭執行

出仕 拾翠楽

開扉 八雲立

献饌 □□急

倭舞 □□□

撤饌 迦陵頻

退出 輪鼓渾脱

午後四時祭典終ル

夜本祭

出仕 老君子

開扉 伊勢ノ海

献饌 北庭楽

倭舞 春日山

撤饌 竹林

退出 胡喋楽

午後十時祭典終ル

明日午前九時慰靈祭執行今通知ヲ受ク

第四日 晴れ

午前八時半 係員一日出席

午前九時執行ノ雅楽左ノ通り

出仕 越天

出仕 賀殿急

開扉 曾□か奴通

献饌 颯踏

倭舞 天□□

撤饌 海青楽

退出 抜頭

昼祭

出仕 越天

出仕 五常楽

開扉 衣更

献饌 早甘洲

倭舞 天□□

撤饌	傾盃菜	夜祭	出仕	五常菜	第五日	午前十時	係員一同出席
退出	陪臚	出仕	武徳菜	昼祭	出仕	五常菜	
		出仕	八雲立	出仕	双	加口急	
		開扉	春揚柳	開扉	伊勢ノ海	千秋楽	
		献饌	□□春□	献饌	神祭	長慶子	
		倭舞	赤白桃季花	倭舞	西王楽破		
		退出	延喜菜	退出			
				夜祭	出仕	五常菜	
				出仕	双	入破	
				開扉	衣更	甘州	
				献饌	天□神	春の山	
				倭舞	仙遊霞	還城菜	
				退出			
		伶人	係長	後藤三四郎			
		副	坂本正太郎				
		係員	黒木藤太郎				
			布谷友二郎				

係員	井西市太郎	伶人	姓名
	小野川 たつ	笙	西村三郎
		仝	木下永蔵
		龍笛	坂本正太郎
			日根野吉次郎
			関谷光三
			山下友三
			堺 善一
		箏篳	後藤三四郎
			種倉新三郎
			渡辺正八宇
			三島忠平
			田口孫七
			田中治平
			関口康平
		連日出勤	以上
			拾四名
			欠勤者なし

天保二年（一八三二）と推定される「定式」を読む

本永 義博

はじめに

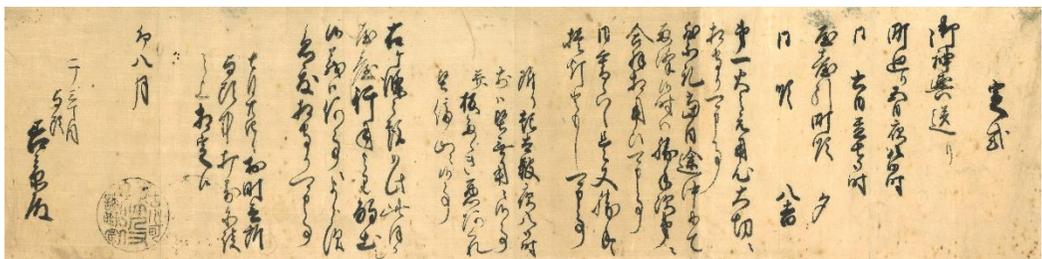
この「定式」は、縦十三センチ、横五十三・五センチの小さな一枚ものである（図1）。

昭和四十八年（一九七三）四月、大野政雄氏が『北飛タイムス』に読み下し全文を掲載したことで、世に知られることになった。翌年の「古川祭の変遷」という論文では写真も紹介している。以後、大野氏は古川祭に関する論文や著書に何度もこの「定式」を紹介しており、古川祭を考察する上で非常に重要な資料となっている。

しかし、私自身は長く実物の所在が確認できないでいたが、先年飛騨市所蔵の「中村家・上原文書」を整理中にやっと発見することができた。この「定式」の宛先は「二ノ三丁目 与頭 善兵衛殿」となっているが、「善兵衛」は中村家の第五代または第六代にあたると思われるので、あるはずのところにあつたということだろう。

当初はこの「定式」を読んでも意味がよくわからなかったが、一昨年から古川祭についての調査に携わるようになり、祭の全容が少し理解できるようになったことで、「定式」に書かれている言葉の意味も段々と理解できるようになってきた。

江戸時代の古川祭資料が少ないために明治時代初期の祭資料と比較しながらの考察になる。天保二年から明治時代初期まで四十年余り経過しているが、これまでの古川祭調査から祭の様相はそれほど大きく変化していないと考えられるからである。



定式
御神輿送り
町廻り五日夜八ツ時
同 六日昼七ツ時
屋台引町廻 夕
同 順 八番
第一火之元用心大切ニ相守り可申事
祭礼当日途中にて雨降候時ハ、勝手次第第二合羽相用ひ可申事
日暮候ハバ、是又勝手ニ提灯ともし可申事
附り起太鼓夜八ツ時前ハ堅無用ニ候事。并板たゞき、悪あく
れ堅停止ニ候事
右ヶ条之趣如此、此ほか屋台行司より触出シ候義ハ、何事ニよらず急度相守り可申事
七月廿四日於町会所
与頭中打寄示談之上相定候
卯八月
二ノ三丁目
与頭 善兵衛殿

図1 天保2年のものと推定される「定式」（飛騨市蔵「中村家・上原文書」）

一 「定式」を天保二年と推定した理由

この「定式」の年代を特定することはなかなか難しい。「卯八月」としか書かれていないからである。しかし、ある程度のヒントはある。

以下、いくつかのヒントを検討しながら、この「定式」を天保二年（一八三二）と推定するに至った理由を述べる。

(一) 屋台巡行に関する取り決め

今のところ古川祭の屋台に関する資料は、安永五年（一七七六）のもの（「金龜台新造入用金割合帳」が最も古い。その六年後の天明二年（一七八二）には九台の屋台が見えている（林篁『飛驒美屋計』）ので、古川祭の屋台巡行は安永と天明の頃に始まったと考えられる。

「定式」はその屋台巡行に関する取り決めなので、どんなに早くとも安永と天明期を遡ることはない。また、屋台巡行に関する取り決めで今のところ確認できている最も古い資料は弘化二年（一八四五）の「御神事屋台儀式」であるが、「定式」よりずいぶん丁寧な形式になっているので、「定式」はそれより前のものであることは確かである。

従って、この「定式」の年代は少なくとも安永五年と弘化二年の間の約七十年にうちに入る。この間の卯年は六回で次の年になる。

- ・天明三年（一七八三）
- ・寛政七年（一七九五）
- ・文化四年（一八〇七）
- ・文政二年（一八一九）
- ・天保二年（一八三二）
- ・天保十四年（一八四三）

このうちどの年なのか。ヒントとなるのは文中の「町会所」二ノ三

丁目「与頭 善兵衛」である。だが、後述するように「町会所」と二ノ三丁目から年代を特定することはむずかしい。そのため、ここでは「与頭 善兵衛」をヒントに「定式」の年代を考えることにする。

(二) 「与頭 善兵衛」

善兵衛は「二ノ三丁目」の与頭（組頭）で、「二ノ三丁目」とは式之町三丁目のことである。

式之町三丁目で「善兵衛」を名乗ったのは中村家である。中村家は、善吉（慶安二年〜享保十三年）を初代とし、昭和まで約三百年続いた名家だった。三代常房から八代信夫まで代々「善右衛門」を襲名しているが、この内、五代善右衛門（通平 安永六年〜天保十二年）と六代善右衛門（宜文 寛政十年〜嘉永六年）は「善兵衛」とも名乗っていた。〔古川町史 史料編三〕1003号「中村家譜」。また、六代善右衛門は、文化・文政年間の一時期、古川町方村名主加藤氏に代わり名主を勤めた（堀祥岳『中村家・上原家文書目録―近世史料―』二〇二― 飛驒市）。

この二人が生きた年代は、安永六年（一七七七）から嘉永六年（一八五三）までなので、候補となる六回の卯年が全部入る。ただし、天明三年と寛政七年は五代善右衛門でもまだ若く（寛政七年で18歳）、与頭（組頭）とするには適当ではない。

「善兵衛」が与頭（組頭）だったことを確認できるのは天保四年（一八三三）〔古川町史 史料編二〕649号〕と天保五年〔古川町史 史料編二〕653号〕の二回だけである。天保二年に「善兵衛」が式之町三丁目の与頭（組頭）だったという確実な証拠はないが、可能性は非常に高い。

この頃、五代は50代半ば、六代は30代半ばなので、どちらにも与頭（組頭）だった可能性はある。

残る文化四年、文政二年、天保十四年について検討してみる。

このうち、文化四年（一八〇七）の組頭に関する資料はないが、この年の年齢は五代が30歳、六代が9才である。五代が与頭（組頭）だった可能性はないわけではないが低い。

文政二年（一八一九）については、金亀台組古川祭資料（『文政式年卯十二月日 屋台修復金預方勘定留帳』）から、この年の式之町式丁目と三丁目の組頭は無雁屋文吉と越前屋藤左衛門であることが確認できるので、文政二年は除外である。

残る天保十四年（一八四三）について、組頭が誰だったかわかる資料はない。ただし、金亀台組古川祭資料で天保十一年と十二年の与頭（組頭）は確認できる。式之町式丁目と三丁目の組頭は、

天保十一年が山下屋権次と無雁屋清四郎（『天保十一庚子年八月 新屋台造立規定』）、

天保十二年が要次郎と清四郎（『天保十式辛丑年閏正月規定 屋台造立月講錢取立帳』）である。

しかし、これによって天保十四年の与頭（組頭）を推定することはできない。天保十四年は、五代が66歳、六代は45歳である。六代が組頭であった可能性は残る。

以上の検討から、善兵衛が組頭だったのは天保二年と天保十四年のどちらかであると考えられるが、可能性としては天保二年の方が高い。この「定式」を最初に紹介した大野政雄氏は「この『定式』は、天保二年のもの」と推定される（『古川祭の屋台』『北飛タイムス』昭和四十八年四月十五日）と述べているので、私もそれに倣って「天保二年と推定される」とした。天保二年の可能性は非常に高いが断定はできず、天保十四年の可能性も少し残るという意味での「推定」である。

二 「定式」の内容を読む

この「定式」について、大野政雄氏は「後の『御神事屋台儀式』に発展する前の資料として貴重」（『北飛タイムス』昭和四十八年）であり、「文献上に見える起し太鼓の初見」（『古川祭』平成十八年）であるとして、その重要性を強調している。

そこで、この「定式」に書かれている事項について、不十分ながらも読み解いてみたいと思う。江戸時代の古川祭資料が少ないので、祭の様相がそれほど変わっていないと思われる明治初期の資料を使いながら項目を設けて読み解き、「定式」の全容をつかみたい。

（一）「御神輿送り」

① この頃の御神輿

気多若宮神社には現在二体の神輿があり、うち一体は万治三年（一六六〇）に高頭院（高山藩四代藩主金森頼直の妹）が寄進したものとされている（図2）。

もう一体の御神輿は明治三年（一八七〇）の新築なので、天保二年に巡幸した御神輿は図2の御神輿だったことがわかる。



図2 高頭院が寄進した御神輿
（気多若宮神社）

② 御神輿行列

御神輿がどのような行列を組んで町場へ入って来たかを確かめる江戸時代の資料はない。最も古いものは明治五年（一八七二）の「氏神御祭典定式萬格記」（飛騨市蔵）にある「御神輿順列」（図3）である。御神輿を挟んで旗が五本（御神号旗と四神旗）、猪子（獅子）、遠見、神楽のほか神主が付き添っている。一番最後に「輿丁」とあるのは御神輿を担ぐ人のことである。

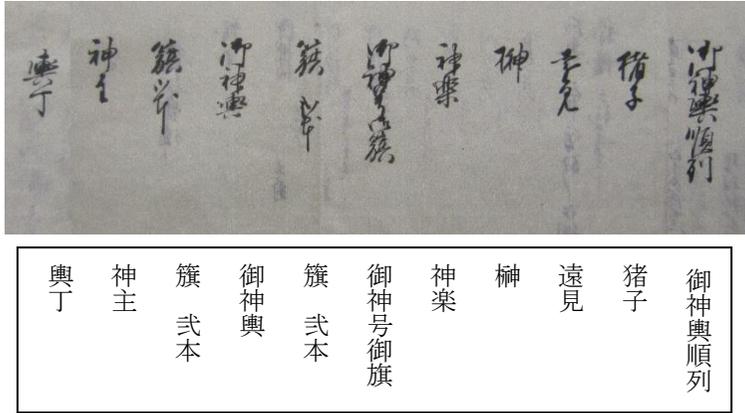


図3 明治5年の御神輿行列（飛騨市蔵「明治5年氏神御祭典定式萬格記」）

現在の神輿行列と

比べて非常に簡素であるが、現在も受け継がれているものばかりである。

猪子（獅子）、神楽は現在気多若宮神社のある上気多の宮本組が担当している。当時は遠見、旗持ち、御神輿担ぎも含めて宮本組が担当していたのかも知れない。天保二年頃の御神輿行列も、明治五年とそれほど変わっていないのではないかと思っている。

③ 「御神輿迎え」と「御神輿送り」

「定式」には「御神輿送り」しか書かれていないが、「御神輿迎え」もあったはずである。与頭善兵衛には「御神輿迎え」の役は与えられず、「御神輿送り」の役が与えられたということだと思っ

江戸時代の古川祭について定めた「御神事屋台儀式」や「御祭礼屋台儀式」がいくつか残っているが、そこには「御神輿迎え」や「御神輿送り」のことは記されていない。しかし、明治初期になると「御祭礼屋台儀式」や「気多若宮神社例祭附則」に具体的に記されるようになる（表1）。

明治二年（一八六九）の「御祭礼屋台儀式」に初めて御神輿迎えが登場する。翌三年の『上北村後風土記書き上げ（下書）』（古川町史史料編二）498号）には「御神輿を」御迎のときは町長等つかえ奉り、御送りの折も同じ」と記され、御神輿の迎えも送りも町長（まちおさ）組頭のことと思われる）が行っていることがわかる。

「御祭礼屋台儀式」などにもっと細かく記載されるようになるのは明治四年（一八七二）からで（表1）、その年の御神輿迎えについては「十九日午前第八時、惣代之内両三人為御迎東岡江罷越、御神輿警衛仕御旅所江出張二相成候」と記されている。すなわち、惣代の内、二、三人が御神輿を迎えに東岡（神社のある地名）へ行き、警衛しながら町場の御旅所へ迎え入れるということである。この場合、惣代とは組頭のことを指すものと思われる。

明治九年（一八七六）以降、迎えの人数が増えて「組長一同」となる。それまで二、三人だったものが、町場の十人の組長全員で神社へ御神輿を迎えに行き、警衛しながら御旅所まで迎え入れるわけである。

年	御神輿迎え	御神輿送り
天保2 (1831)	記述なし	御神輿送り
弘化2 (1845)	記述なし	記述なし
弘化3 (1846)	記述なし	記述なし
嘉永5 (1852)	記述なし	記述なし
安政2 (1855)	記述なし	記述なし
安政5 (1858)	記述なし	記述なし
明治2 (1869)	5日 (御神輿を) 組々より御出迎ひ警固仕り	記述なし
明治3 (1870)	記述なし	記述なし
明治3年『上北村後風土記書き上げ』 「(御神輿を) 御迎のときは町長等つかへ奉り、御送りの折も同じ」		
明治4 (1871)	19日午前第8時惣代之内両三人為御迎東岡江罷越御神輿警衛仕御旅所江出張ニ相成候	21日午前8時御神輿還御之節者惣代一同附添警衛可致事
明治5 (1872)	5日九ツ時組頭之内両三人為御迎杉本江罷越御神輿警衛仕御旅所江出張相成候	7日朝御神輿還御之節ハ役前一同附添警衛可致事
明治7 (1874)	19日午前12時半頭之内三、四人為御迎東岡へ罷越御神輿警衛仕御旅所へ御神幸ニ被相成候	21日朝御神輿還御之節ハ役前一同附添警衛可致事
明治8 (1875)	19日午前12時組代并当番之内両三人為御迎確定時気多若宮江罷越御神輿警衛仕御旅所へ出張ニ相成候	21日朝御神輿還御之節ハ役前一同附添警衛可致事
明治9 (1876)	19日午前第8時惣代一同為御迎東岡へ参候。御神輿警衛仕御旅所へ出御相成候	21日午前8時御神輿還御之節ハ惣代一同附添警衛可致事
明治11 (1878)	19日午前第8時組長一同為御迎東岡江参候。御神輿警衛仕御旅所へ出御候	21日午前8時御神輿還御之節ハ組長一同并ニ当番附添警衛可致事
明治12 (1879)	19日午前第8時組長一同為御迎東岡江参り、御神輿警衛仕御旅所へ出御候	21日午前8時御神輿還御之節ハ組長一同并ニ当番附添警衛可致事
明治13 (1880)	19日午前第8時組長一同為御迎東岡江参り、御神輿警衛仕御旅所へ出御候	21日午前8時御神輿還御之節ハ組長一同并ニ当番附添警衛可致事
明治14 (1881)	19日午前第8時組長一同為御迎東岡江参拝シ、御神輿警衛仕御旅所江出御候	21日午前8時御神輿還御之節者組長一同并ニ当番附添警衛可致事
明治15 (1882)	18日午前第8時組長一同御迎ニ東岡へ参り、御神輿警衛仕御旅所へ御着之上	20日午前第8時御神輿還御ノ際各組長及当番附添上気多組境マデ奉送シ、上気多組ハ三番叟、主事両組ニテ警衛可致事
明治16 (1883)	18日午前第8時組長一同御迎トシテ榊岡へ参拝シ、御神輿警衛仕御旅所江出御相成候	20日午前第8時御神輿還御之際各組長当番一同附添ヒ郷社新道迄奉送可致事
明治17 (1884)	前祭19日午前10時組長一同参拝 御神輿御旅所へ渡御19日午後2時各組長交番警衛	神輿上気多組へ渡御 21日午前9時 市中組長一同上気多組境マデ奉送
明治18 (1885)	前祭19日午前10時組長一同参拝 御神輿御旅所へ渡御19日午後2時各組長交番警衛	神輿上気多組へ渡御 21日午前9時 市中組長一同上気多組境マデ奉送
明治19 (1886)	前祭17日午前10時組長一同参拝 神輿御旅所へ渡御19日午後2時各組長交番警衛	神輿上気多組へ渡御 19日午前7時 市中組長一同上気多組境マデ奉送
明治20 (1887)	前祭16日午前10時組長一同参拝 神輿御旅所へ渡御16日12時各組長交番警衛	神輿上気多組渡御 18日午前7時 市中組長一同上気多組境マデ奉送

表1 御神輿迎えと送り [資料の出典] 弘化2年、3年「御神事屋台儀式」、嘉永5年、安政2年、5年は「御祭礼屋台儀式」、明治2年～明治13年、15年、16年は「御祭礼屋台儀式」、明治14年は「御祭礼規定」、明治17年～20年は「気多若宮神社例祭附則」

祭一日目の八月五日夜八ツ時(午前二時頃)と祭二日目の八月六日昼七ツ時(午後四時頃)に町廻りの役を担ったということである。八月五日夜八ツ時は祭の実態から六日の午前二時頃のことだと思われる。町廻りは二回なので、明治五年の三回より少ないが、天保二年にもこうした町廻りが組頭を中心に行われていたのである。

明治五年の町廻り表の最後に、「右之刻限相組之通り無怠慢町端隅々火元用心万端心ヲ付相廻り可申候事」(図4)と記されているので、町廻りの一番の目的は「火元用心」であったことがわかる。天保二年の「定式」(図1)にも「第一火之元用心大切ニ相守り可申事」と記されており、祭礼中の火の用心には特別の注意が払われたことがわかる。

図5は、古川祭に関する最も古い証文で、元禄八年(一六九五)のものである。祭礼を例年の通り実施することを許可していただいたことへのお礼を述べた後、火の用心を堅く守り、喧嘩口論や博奕諸勝負一切させぬよう祭礼中は油断なく見廻ると記されている。すでにこの頃から祭礼中の町廻りが行われていたことがわかる。組頭による組織的な町廻りがいつごろから行われるようになったかは不明だが、元禄八年(一六九五)に行われていた町廻りが、百三十六年後の天保二年(一八三二)には見事に組織化され、さらに四十一年後の明治五年(一八七二)にも強化された形で続いているのである。古川祭の有様は、江戸時代後期にはほぼ確立され、大きく変わることなく明治時代に引き継がれていると考えることが出来そうである。

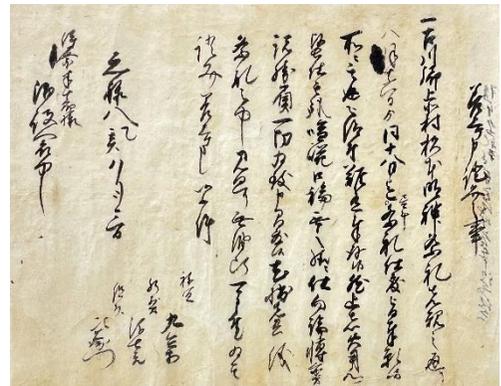


図5 元禄8年「差上ケ申証文之事」(個人蔵)

差上ケ申証文之事

一古川郷上北村杉本明神祭礼先規之通り八月十六日より同十八日迄、当年祭礼仕度旨奉願候処に其通被仰付難有奉存候。然上者火用心堅仕、其外喧嘩口論無之様に仕、勿論博奕諸勝負一切為致申間敷候。尤拙者共儀、祭礼之中見廻り無油断申仕候。為其証文差上ケ申候。仍如件。

元禄八乙亥八月三日

伊奈半十郎様

御役人衆中

称宜 九兵衛

肝煎 弥七郎

組頭 次右衛門

(三) 「屋台引町順 夕」

同 順 八番

祭礼中、各屋台は列をなして町場を巡行し、名主や組頭などの家の前で芸(からくりや子供歌舞伎など)を行った。このことは天保二年(一八三二)より五十年近く前の天明二年(一七八二)の記録にも見ることが出来る。近江の俳僧林篁が書き残した紀行文『飛騨美屋計』である。

古川祭は八月六日なり。引き山九ツあり。是もやたいといふ。此祭ハ杉本明神の氏子也。御本地天照太神といふ。祭の日深見亭の前にて引き山の芸などあり。又深見より御輿にそなへ物あり。神主兩人つき来りて、いろいろの式あり。

『古川町史 史料編三』793号

また、屋台が町場を巡行するにあたって、巡行の町順や屋台順などが細かく取り決められた。天保二年(一八三二)の「定式」はその初期形態を残すもので、やがて町場の祭りを運営する主事によって「御神事屋台儀式」などが作られ、各屋台組の組頭や当番などが調印する体制ができあがる。

今のところ確認できる「御神事屋台儀式」で最も古いものは弘化二年(一八四五)に作成されたもので、そこには屋台巡行の町順とともに組頭で芸を行うことや屋台順も記されている。

こうした資料から判断して、天保二年「定式」にある「屋台引町順 夕」は、式之町三丁目組頭の前を屋台が通るのは(八月六日) 夕方、そこで屋台の芸が行われる予定であることを示している。

また、「同 順 八番」は、式之町式丁目と三丁目が共同で所有する金亀台の屋台順が八番目ということである。天保二年(一八三二)に屋台が何台あったかはわからないが、天明二年(一七八二)にすでに九台の屋台があったことから考えて、それと同じかそれ以上の屋台があったものと思われる。

(四) 「祭礼当日途中にて雨降候時ハ、勝手次第第二合羽相用ひ可申事。」

日暮候ハバ、是又勝手ニ提灯ともし可申事」

ここで重要なのは「勝手次第第二」「勝手ニ」という言葉である。祭礼中に雨が降ってきたら屋台組の判断で合羽を用いても良い、日が暮れたら屋台組の判断で提灯を灯してよいということである。

この二つは特例で、それ以外のことはこの年の町場の祭を取り仕切る屋台行司(後の主事)の指示に従うことが求められた。「定式」の最後の方に「此ほか屋台行司より触出シ候義ハ、何事ニよらず急度相守り可申事」と記されているのはそのためで、祭を支障なく運営するために屋台行司には強大な権限が与えられていた。

(五) 「附り起太鼓夜八ツ時前ハ堅無用ニ候事。并板たゞき、悪あく

れ堅停止ニ候事」

起し太鼓に関する初出資料である。前述の天明二年(一七八二)『飛騨美屋計』には屋台が九台あって芸をすることが書かれているが、起し太鼓のことはまったく触れていない。大野政雄氏は「起し太鼓は廻ったのかもしれないが、また特筆されるほど著しい祭事ではなかったであろう」と述べている(大野政雄「古川祭の起し太鼓」『北飛ニュース』昭和五十三年四月十五日)。

しかし、それから約五十年後の天保二年（一八三二）の「定式」に、わざわざ「附り」として起し太鼓を規制しなければならぬほど大きな行事になっていたと考えられる。

規制の一つ目は「夜八ツ時前ハ堅無用ニ候事」である。夜八ツ時（午前一時頃）より前は起し太鼓を禁止ということなので、それより早い時間から起し太鼓が独自に行動するという実態があったのだろう。

規制の二つ目は「板たゝき、悪あくれ堅停止ニ候事」である。起し太鼓だけでなく、板をたたいたり、悪ぶさげ（悪あくれ）をしたりする行為が目には余るようになったようである。本来、起し太鼓は祭礼当日氏子を眠りから覚まし、祭の開始を告げる合図としてたたかれた。重要な祭礼行事の一つで、御神輿や屋台の動きと連動して行われるものであったが、起し太鼓の勝手な振る舞いが多かったことを物語っている。しかし、こうした規制にもかかわらず、その後も問題が相次いだようである。

安政二年（一八五五）の「御祭礼屋台儀式」には、わざわざ「起太鼓之義、行司屋台之外より決而出申間敷候事」と書いた紙を表紙の裏に貼り付けている（『郷土文化 古川祭』昭和二十八年）。行司屋台（後の主事）以外は起し太鼓を出してはいけないという意味だが、それぞれの屋台組の大鼓が勝手に行動していたという実態があったと思われる。

明治時代になってもこうした規制がたびたび行われる。明治七年（一八七四）の「御祭礼屋台儀式」には「起シ太鼓ハ年行司組ヨリ外丁ハ決而出シ申間敷候。勿論市中一通り廻り候ハバ、夜明ニ相成位ニ出シ、猥之儀無之様可致事」として起し太鼓の規制を行っている。本来は年行司組（後の主事組）だけが起し太鼓を出すことができるのに、それ以外の組からも起し太鼓が出て統制が取れなくなっている実態が浮かびあがる。しかも、起し太鼓は原則として夜明け前には引き上げることになっ

ていたが、それを無視して太鼓を打ち鳴らすという実態があったのだろう。起し太鼓が祭を構成する主要な行事として形を整えるまでにはこうした規制がたびたび行われたのである。

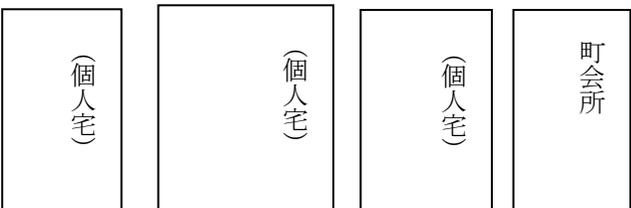
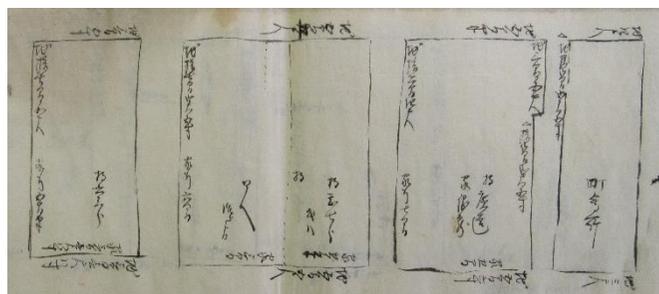
（六）「町会所」

「町会所」は、今のところこの「定式」が初出資料である（『飛騨古川 歴史をみつめて』）。

「与頭中打寄示談之上相定候」とあるので、祭の運営主体となっている与頭（組頭）が集まって相談し、「定式」をまとめた場所が「町会所」であったことがわかる。町会所は町場の組頭中の拠点として明治初期まで続くが、その場所についてはこれまでよくわからなかった。

ところが、最近になって『中村家・上原家文書』（飛騨市蔵）の中に次ページのような絵図（図6）があり、「町会所」は式之町にあった可能性が出てきた。

しかし、「町会所」と書かれた地所は、奥行は12間5尺5寸（約23メートル）もあるが、表口が三尺（約90センチ）、裏口が四尺（約120センチ）しかない。建物を建てるにはあまりにも狭い。しかも、左三か所の地所には表口のところに「家〇間〇尺」などと書かれていて家が建っていたことがわかるが、「町会所」と記された地所には家の存在を示す記述がない。従って、ここは「町会所」が所有する土地であって、建物はないことも考えられる。



「町会所」と書かれた地所は、表口「地三尺」、裏口「地四尺」、奥行「地拾貳間式尺五寸」と書かれている。

図6 式之町の絵図 (『中村家・上原家文書』 飛騨市蔵)

「町会所」の存在と場所を示す資料がほかにもある。古川祭の御神輿を先導する屋台の進行ルートの中に「町会所」という場所が出てくるのである。明治七年(一八七四)の「御祭礼屋台規式」には次のように記されている。

「屋台は」式之町を引上り大区长殿前相済し、次に町会所二而副長半頭等役前相済し、祠官殿前相済し候ハバ式之町上り・・・」

まず、「大区长」は、筑摩県第二十九大区の大区长後藤重泰のことで、自宅は式之町にあった。さらに「祠官」とは河合斎一郎のことと思われる。河合氏も式之町の住人であった。屋台進行ルートでは町会所は後藤

大区长宅と河合祠官宅の間にあることになるので、式之町にあったことは間違いないように思うが、場所が特定できない。図6の絵図にある「町会所」の場所とも微妙に違う感じがする。

町会所については『飛騨古川 歴史をみつめて』が詳しいが、場所については触れていない。町会所は明治八年(一八七五)に古川町が誕生するまで存続していたが、以後は「会議所」と名称が変更になり、明治十年(一八七七)からは「市中」と呼ばれるようになった。組頭が集う拠点である点は変わりないが、組頭はやがて組長、区長へと名称が変わっていく。

(七) 「二ノ三丁目」

「二ノ三丁目」とは式之町三丁目のことで、天保二年の与頭(組頭)は善兵衛であった。この頃、古川祭を構成する古川の町内は十二あり、それぞれに組頭がいた。

- ・ 壹之町 (壹丁目、式丁目、三丁目、四丁目)
- ・ 式之町 (壹丁目、式丁目、三丁目、四丁目)
- ・ 三之町 (壹丁目、式丁目)
- ・ 殿町
- ・ 向町

いつから「〇丁目」と呼ばれるようになったかはわからないが、古くは寛政八年に「二ノ壹」「二ノ二」「式ノ三」「二ノ四」の町名が見える(『古川町史 史料編一』202号)。また、明治二年にも「式ノ町壹丁目」「式ノ式丁目」「式ノ三丁目」「式ノ四丁目」とある(『古川町史 史料編一』171号)。

明治六年(一八七三)に「式丁目」と「三丁目」が合併して「式之町

中組」となるまで式之町三丁目という名称が使われてきた。

ちなみに、古川祭の屋台はこの町内ごとに一台ずつ所有されているが、老之町式丁目と三丁目、式之町式丁目と三丁目はそれぞれ合同で一台の屋台を所有していた。従って、屋台は全部で十台である。

おわりに

最初にこの「定式」を見た時、残念ながらほとんど意味が分からなかったが、古川祭の調査が少しずつ深まるにつれて、内容が見えてくるようになった。とりわけ、明治五年（一八七二）の『氏神御祭典定式萬格記』に出会ってからは一気に理解が進んだ気がする。天保二年の内容が明治五年にもそのまま通じたからである。実は明治五年は天保二年から四十年しか経っていない。その間、祭りの実相にそれほど大きな変化がなかったのだと思う。というより、古川祭の仕組みはもう天保二年にはかなり確立されていたと考えた方が良くも知れない。

古川祭史編集委員会の経緯

三好 清超

はじめに

飛騨市では、古川祭が二〇一六年度にユネスコ無形文化遺産に登録されたことを契機に二〇一七年度より古川祭の変遷を調査し、記録に残す作業を行ってきた。その転換期は二〇二一年である。当該年度より打ち合わせ会議、次年度より古川祭史編集委員会を月一回程度実施し、各台組等の協力員を通じて借用した史資料の調査を確実に進め、その蓄積を各台組への資料調査報告会や市民講演会で公開してきた。本事業の主体は飛騨市教育委員会事務局であり、調査主体は古川祭史編集委員会（以下、委員会という。）である（資料一）。

本稿では、現在の方向性に定まった二〇二一年から二〇二三年二月までの事業と検討事項の経緯について報告したい。

一、事業に至る経緯

古川祭の起し太鼓・屋台行事は、飛騨市古川町に所在する気多若宮神社の祭礼に関わる行事である。毎年四月一九・二〇日に執行される。一九七一年九月、「古川祭」として記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択され、一九八〇年一月二八日に国重要無形民俗文化財に指定された。保護団体は、古川祭保存会である。

文化財としての特徴は、一九・二〇日の両日にわたり神輿の渡御に合わせて二台組の氏子が行列し、九台の屋台が曳きそろえられる「屋台行事」、また一九日の夜間に太鼓を打ちながら町内を練り歩く「起し太

鼓」である。江戸時代後期に発達した祭屋台の形態をよく備え、この種の祭礼行事の代表的な事例の一つとして、国重要無形民俗文化財に指定されている。

このような保護の経緯を持ち、町内の氏子等においては、今も昔も変わらず一年の中心におかれる行事である。この祭礼行事が二〇一六年には「山・鉾・屋台行事」の一つとしてユネスコ無形文化遺産代表一覧表に記載された。飛騨市ではこの動きに連動し、無形民俗文化財としての現在までの変遷を記録した「古川祭史」の編纂を行う方針が固まり、事務局を教育委員会事務局文化振興課とした。その後、担当職員に中齋洋平と田端徳弘（二〇二二年度）を採用した。また、二〇二〇年の『飛騨市総合政策指針』では「ユネスコ無形文化遺産登録された古川祭の史実調査・研究を推進」するとした

(<https://www.city.hida.gifu.jp/uploaded/attachment/9857.pdf>)。

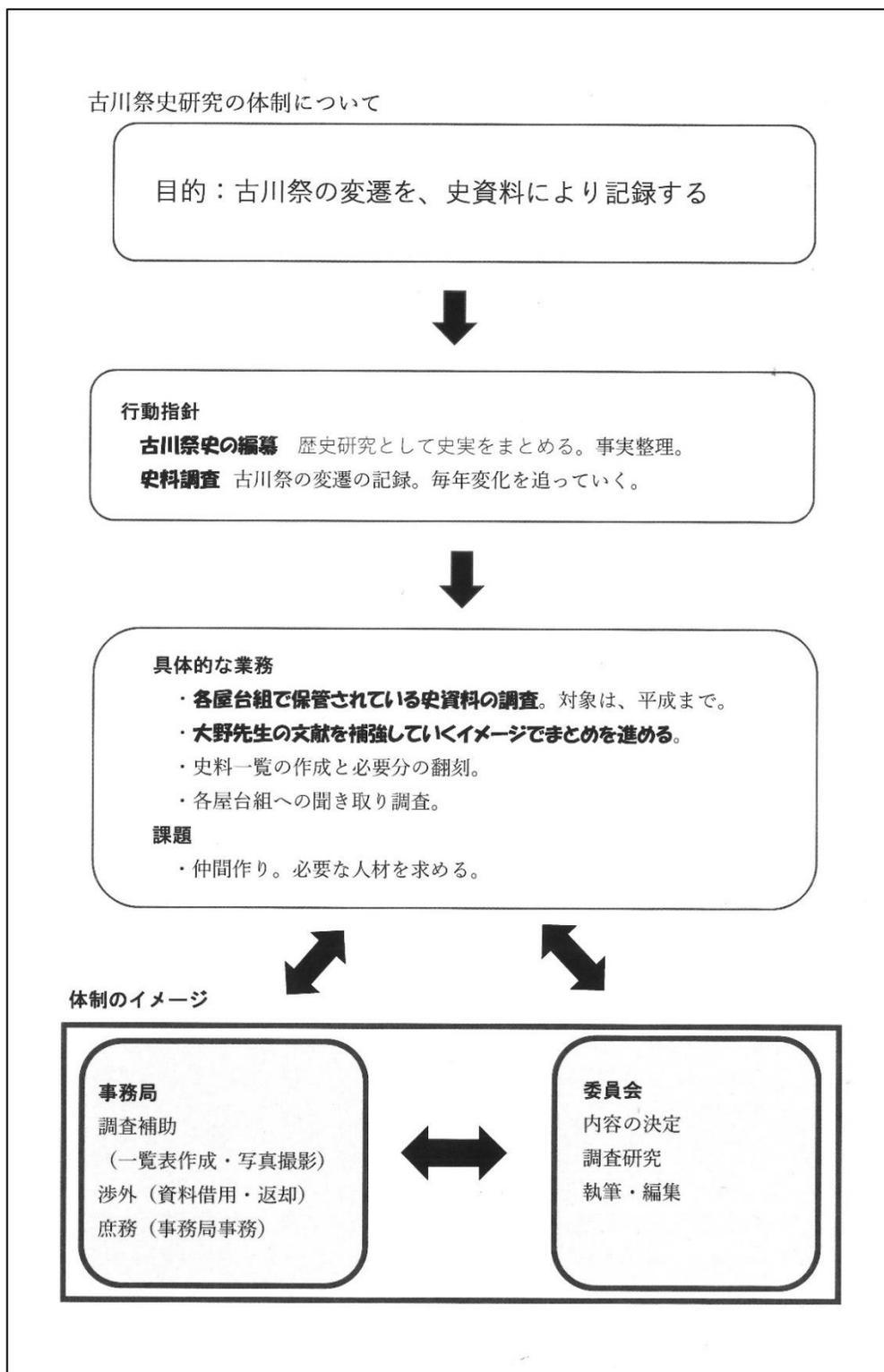
二、事業の経過

(一) 古川祭研究事業にかかる打ち合わせ会議
二〇二一年三月より二〇二二年三月まで、委員会の候補メンバーに出席いただき九回の打ち合わせ会議を行った。

第一回（三月一五日） 二〇一七年に古川祭研究事業について打合せを行ってから現在までの経緯について説明し、『(仮称)古川祭史』の刊行に向け、委員会を設立して進めたいと説明した。出席者からは、これまでの事業の進め方について改めるよう意見があり、舵取り役を担う人物を委員長として決定すべきと意見があった。

第二回（四月七日） 古川祭史の編集方針について審議した（資料二）。今後の進め方について福井重治氏・本永義博氏に事前に相談

資料1 古川祭史研究事業の体制



資料2 『(仮称)古川祭史』の概要と編集方針

『古川祭史』の概要

事業年度：2021 準備、2022～23 調査、2024 執筆・刊行

●『古川祭史』発刊の目的

江戸時代にはほぼ現在の形が出来上がり、今日まで続けられている古川祭。古川の方々の生活変化に合わせ、徐々に形態を変容させながら守り伝えられてきた。また、全国的には「(前略)江戸時代後期に発達した祭屋台の形態をよく備えており、(中略)この種の祭礼行事の代表的な事例の一つ(後略)」という価値も有し、国重要無形民俗文化財に指定され、ユネスコ無形文化遺産を構成する祭りの一つと評価されている。

以上のような背景を踏まえ、具体的な史資料を明示しながら、今日の形態に至った由来と内容を適切に把握できる記録を作成する。それにより、現在の市民と情報を共有することに加え、未来の市民とも内容を共有することができる。

大きな目的としては、

- 1) 大野政雄氏の文献を補強していくイメージで進め、記録を共有。
- 2) 各台組、町内(個人)、神社などで保存管理されている史料の把握。
- 3) 古川祭の現状に至る変遷を把握する。

●調査の方針と体制(案)

①古川祭の研究史の整理→明らかになっていること、積み残しの把握。

②歴史的証言(聞き取り調査)及び屋台蔵所蔵史料の把握調査。

現在の祭の動きを認識して、平成元年以降の変遷を把握。

その過程で、台組に協力体制を求め、事業趣旨を周知し、浸透させたい。

→図1 調査体制のとおり。今年度のうちに事業周知を目指す。

③気多若宮神社の歴史

④近世・近代・現代の古川祭についての史資料の整理

→平成元年と比較する形で令和5年の姿を記録する。平成元年以降の変化を知る。

⑤起し太鼓行事の変遷

⑥屋台行事の変遷

⑦祭礼行事の記録

→これまで神輿など祭礼行事全体に関する記録が抜けている。

40ヶ所で祝詞をあげるのは他の同規模の祭礼では見られない。

金森時代から領主の厚い庇護を受けている。棟札や絵馬も調査対象とする。

⑧史料の把握

●資料集の作成

神社や各台組等で収蔵されてきた史料一覧表を作成し、写真撮影を行う。

収集した史料を基にした史料の分類。

古写真の収集。

→『平成元年の古川祭』で撮影した写真。飛騨市役所の広報担当が所蔵する写真。『懐かしの古川』で収集した写真。新たに写真を撮影する。市中文書の所在を出来る限り確認したい。

●執筆要項(細かいところの考え方を今後委員会で相談)

章、節、項の順で。

版の大きさ→A4で良い?

横組みで良い? 資料集は縦書きで良い?

現代仮名遣いによる口語体、常用漢字の使用(固有名詞はこの限りではない)

句読点「、」「。」

算用数字の使用

して会議に諮るスタイルをとることとなった。

第三回（八月一八日） 市長より改めて方針の説明を行った。そこでは「ユネスコ無形文化遺産登録（を契機として）（中略）研究事業をしっかりやりたい。それから古川祭を世の中の皆さんに紹介する」事業の一環として、飛騨古川まつり会館のリニューアル・街中の電線地中化と合わせた三本柱の一つとして古川祭史研究事業を位置付けている旨を述べられた。さらに具体的には、古川祭を変化の歴史と捉え、「過去の変化をきちんと歴史として資料としてまとめ上げる」ことを行いたいと述べられた。出席者全員、事業の趣旨について賛同を得た。また、体制について審議され、福井氏・本永氏に陣頭指揮を依頼することとなった。

第四回（九月一〇日） 今回の会議より、審議は福井氏により進行されることになった。会議では調査の方針と内容について審議され、台組所蔵資料以外に個人所有の資料についても調査できるよう、広く協力が得られるような体制が求められた。また、『平成元年の古川祭』で利用した写真なども所在を確認するよう意見があった。

第五回（一〇月一五日） 前回に引き続き調査の方針と体制について協議された。また、各台組に資料調査を行うために、総代と区長への説明会を実施すること、また借用資料については全て写真撮影を行い、一覧表を作成する方針が示された。

第六回（十一月一五日） 資料調査協力依頼は一月に行うこととする。各台組には協力員の他に写真係を求めること、撮影計画をたてることとなった。

第七回（十二月二〇日） 総代や区長への説明会を一月二四日に行うこととなった。写真撮影は、台組・神社へ依頼し、区長には資料調査の協力を依頼することとなった。

第八回（二月一八日） 古川祭史作成にかかる説明会の結果を報告した。新年度から本格的に委員会として活動するにあたり、設置要綱について意見交換した。

第九回（三月二二日） 古川祭史編集委員会設置要綱の確認を行った。現状では委員会は六人構成であるが、今後増員について検討できるよう、その都度依頼していくようにする。福井氏より、書籍の内容・構成等について案が示された。

（二）古川祭史編集委員会

正式に古川祭史編集委員会を発足させた（資料三・四）。以降、二〇二三年一月までに第一八回の委員会を開催している。

・二〇二二年度

第一回（五月十一日） 委嘱状の交付。委員長に福井氏、副委員長に本永氏を選出した。データの保存について、通常作業用にハードディスクと長期保存用にブルーレイディスクへの保存を事務局案で提案し、今後も検討課題があると認識しながら今の体制で進めることとなった（資料五）。また、祭史のサンプルとして、各委員が所属する台組に関する資料を作成し、次回に全体を統一する議論を行うこととした。さらに、各台組から協力員を選出してもらい、調査写真の撮影等の協力を依頼することとし、五月三〇日に協力員説明会を実施することとした。

第二回（六月二十八日） 三年かけて通史、別立てで令和五年の古川祭、資料編を作成という方針を確認。撮影対象を、『平成元年の古川祭』に掲載していない片付けの事務や夜祭、付け太鼓縛り等も入れることとし、撮影計画を確認した。

資料3 飛驒市古川祭史編集委員会設置要綱

飛驒市古川祭史編集委員会設置要綱

(設置)

第1条 古川祭の一連の祭事や歴史、由来を調査研究し、古川祭史を執筆、刊行するため、飛驒市古川祭史編集委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、古川祭に関する次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 古川祭の現状の調査、研究
- (2) 古川町内に残る古文書等の調査
- (3) 古川祭史の執筆、刊行
- (4) 前各号に定めるもののほか、古川祭の調査研究に必要となる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員の中から委員長が指名するものとする。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、委員長が特に認める場合は、この限りでない。

(謝礼等)

第7条 委員の謝礼及び費用弁償は、飛驒市意見聴取等のための各種委員会等委員の謝礼及び費用弁償の支給に関する基準（令和2年飛驒市訓令第20号）の定めるところによる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、教育委員会事務局文化振興課に置く。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

資料4 飛騨市古川祭史編集委員会名簿

駒 侑記扶	飛騨市古川町	市内有識者	
直井 隆次	飛騨市古川町	市内有識者	
福井 重治	高山市	有識者	委員長
茂住 修史	飛騨市古川町	市内有識者	
本永 義博	飛騨市古川町	有識者	副委員長
森下 純雄	飛騨市古川町	市内有識者	

資料5 古川祭史編集事業におけるデータ保存について

古川祭史事業に関する調査データの保存について

①通常業務のデータ保存

普段の業務は、歴史文化調査室のハードディスクに保存していく。

このハードディスクへの保存は一時利用という考え方。

(想定されるデータ)

- ・史料写真データ
- ・古写真スキャンデータ等

※資料写真の撮影は、文字だけでなく上野端まで移るように意識する。

②データの複製

ハードディスク内のデータで、資料写真等の画像データは整理された段階で複製を作成。

画像データを整理した段階で、長期大量データ保存が可能なM-DISCへ。

M-DISCへの複製も、正副2枚を作成。この作業は教育委員会事務局で行う。

1枚は歴史文化調査室、もう1枚は教育委員会事務局で保管。

この段階で、資料写真等の画像データは、歴史文化調査室のハードディスク、歴史文化調査室のM-DISC、教育委員会事務局のM-DISCの3つに複製がある状態。

③データの利用と保存

歴史文化調査室の業務で資料写真等の画像データを使用する場合は、ハードディスクのデータを使用する。

M-DISCは通常のPCで読み込み可能。委員の皆さんでデータ確認が必要な場合など、歴史文化調査室のM-DISCそのものをやり取りする。

教育委員会事務局のM-DISCは、保存用とする。

第三回（八月三日） 各台組の協力員への依頼内容の確認。本の構成を説明しながら撮影ポイントを説明することとする。今後、資料を借用した台組への説明会と、市民を対象とした調査報告会、協力員への説明会開催していくこととする。

第四回（九月六日） 借用資料の返却の際に台組へ報告会を行う。報告会では事務局より借用資料の点数等の事実報告、委員長・副委員長から資料から判明したことの報告、最後に最も大切なこととして意見交流を実施し、実態を聞くこととした。時期は、すでに借用している金亀台は十月、龍笛台は十一月に開催し、あとは二ヶ月に一回程度のペースで行うことと決定した。また、市民向けの講演会は一月に開催し、半年に一回程度のペースで成果を公表していくこととした。

第五回（一〇月三日） 龍笛台組への調査報告会の内容を審議。各台組へ降雪前に連絡を取り、資料借用の段取りを行うこととした。気多若宮神社の文書を大量に借用し、時間を要することを報告した。

第六回（一一月四日） 一〇月一三日に実施した金亀台組報告会の振り返りを行い、龍笛台組報告会の報告内容を確認した。また、協力員説明会を二月に行うこととし、協力員による撮影写真の著作権については、教育委員会に譲渡してもらう方向で調整することとした。

第七回（一二月一日） 一月七日に実施した龍笛台組の報告会の振り返りを行った。協力員説明会の報告内容について、協力員撮影の写真を「令和五年の古川祭」と「古川祭史」に使用すること、著作権譲渡書の内容を審議した。また、市民講演会を一月中旬か二月上旬に古川町公民館か飛騨市文化交流センターで実施することとした。事務局からの状況報告として、市中文書と二三区有文書の調査状況を報告した。

第八回（一月一日） 一二月一三日に実施した協力員説明会の振り

返りを行った。ここでは、各台組への協力力について前向きに受け取っていただいたが、起し太鼓主事としても依頼する必要が語られ、玄武組宛にも改めて依頼することとした。事務局からの状況報告として、麒麟台組文書の調査状況を報告した。

第九回（二月一〇日） 二月一日に実施した市民報告会の振り返りを行った。女性や若年層が多いことが評価され、一方アンケート結果をもとに回覧をもう少し早く行うことが求められた。宮本組（二三区）への報告会は二月二四日とし、福井委員長が江戸時代の史料について、本副委員長が宮本祭と走り太鼓について話すこととなった。令和五年の古川祭が一部縮小されると判明したため、祭史の中で特集することとし、その後に普通に行われた時に改めて作成する方針となった。事務局からの状況報告として、三番叟台組の資料はなく一五区資料を借用することを報告した。

第一〇回（三月二日） 二月二四日に実施した二三区報告会の振り返りを行った。三番叟台組への報告会は三月九日とし、福井委員長が屋台の順番について、本永副委員長が幟旗と秋葉様について話すこととなり、台車とからくり人形と屋台の台輪について意見を聞くこととなった。令和五年の古川祭は通常通りの開催とはならない方向性だが、古川祭史に掲載するために写真撮影は依頼することとした。写真専門でお願いする方のために、撮影ポイント二項目を決定し、併せて起し太鼓の打ち出しも撮影してもらうこととなった。事務局からの状況報告として、麒麟台組文書の整理は三割が終了し、気多若宮神社文書は五月に報告会を開催できるよう進めていることを報告した。

・二〇二三年度（一二月）

第一一回（四月六日） 三月九日に実施した三番叟台組報告会の振り

返りで、一五世帯中一四世帯に出席いただいた上、報告会后に新たに資料提供を受ける繋がりができたことを確認した。令和五年の古川祭の撮影スケジュールと、例年との変更点を確認した。

第二二回(五月一日) 令和五年の古川祭の振り返りにて、協力員・写真係のおかげで、古川祭全容を把握できたことを確認した。

第二三回(六月二日) 五月一八日に実施した気多若宮神社資料調査報告会の振り返りを行った。また、麒麟台組資料調査報告会と市民講演会の内容を確認し、第三回については委員長と副委員長以外の委員の講演を打診した。

第一四回(七月三日) 六月九日に実施した麒麟台組資料調査報告会の振り返りから、平成に入ってから資料調査が不足していると指摘を受けた。六月二九日に実施した第二回市民講演会の振り返りにて、満足度四・五点(五点満点中)であることを確認した。『(仮称)古川祭史』の内容について、祭りの変遷と特集記事の構成で編まれることを確認した。

第一五回(九月六日) 七月二九日に実施した三光台組資料調査報告会での振り返りで、全世帯が出席されたことを確認した。八月三〇日に実施した鳳凰台組資料調査報告会での振り返りで、高校三年生が積極的に意見する頼もしい姿勢を確認した。

第一六回(一〇月一日) 『(仮称)古川祭史』の内容及びスケジュールについて相談し、委員会を令和七年度まで、刊行を令和八年度でない間に合わないことを確認した。会議後に委員会で市長面談を行い、新しいスケジュールを確認した(資料六)。令和五年の古川祭の写真は合計七〇〇枚をリスト化し、いつでも見ることが出来る状態になったことを報告した。また、第三回市民講演会を一月に実施することとし、

その前の一二月に協力員報告会を行うことを確認した。

第一七回(十一月一日) 古川祭の写真撮影で不足分を把握する作業が必要であることを確認した。協力員への説明会は、事実整理をした田端と、まとめた本永から行うこと、また協力員からも一言ずつ意見を頂戴したいことを確認した。

第一八回(十一月二八日) 十一月一四日に実施した白虎台組資料調査報告会での振り返りで、欠席した家にも報告会資料を配布したことにより、報告会終了後にもご意見があったことを確認した。令和五年の例祭がコロナ禍で変則的になったため平成元年と単純比較できなくなった状況を確認した。その上で、令和六年度の歴史文化調査室報に「令和五年の古川祭」をまとめること、市民講演会で報告することになった。第三回市民講演会では、委員会からの説明のほか、起し大鼓主事と屋台主事にも発表を依頼することとなった。福井委員長より、『(仮称)古川祭史』の構成案が提示された。

資料6 スケジュール (2023年10月)

スケジュール案6 (2023年10月現在)

調査対象

済：神社、金亀台組・龍笛台組・三番叟台組・麒麟台組・宮本組・鳳凰台組・三光台組

未：市中文書、まつり会館所蔵品、各台組（青龍台組・清曜台組・白虎台組・神楽台組・關鷓菜組）

調査スケジュール

年	月	資料調査 (中産)	資料調査 (田端)	祭史編集	台組説明会・ 市民講演会ほか	委員会	
令和4年度	令和4	～4	金亀 (1270点) 龍笛 (477点)		計4回の市長面談 (平成29年2月、令和3年8月 (委員会)、令和4年1月 (説明会)、令和4年4月)	計13回の準備委員会 (令和3年3月～令和4年3月)	
		5				第1回	
		6				第2回	
		7					
		8				第3回	
		9	市中文書(407点)	神社 (1180点)		第4回	
		10				金亀 (10名) 龍笛 (20名)	第5回
		11	麒麟 (877点)	宮本 (144点) 三番叟 (16点)			第6回
		12				協力者説明会 (34名)	第7回
	令和5年度	令和5	1			第1回市民講演会 (80名)	第8回
		2			宮本 (19名)	第9回	
		3	青龍・鳳凰		三番叟 (14名)	第10回	
		4	鳳凰			第11回	
		5	三光	R5祭写真 (7163点)	神社 (20名)	第12回	
		6	三光 (231点)	清曜	麒麟 (30名) 第2回市民講演会 (70名)	第13回	
		7	鳳凰 (308点)		三光 (15名)	第14回	
		8	神楽	白虎	青龍 鳳凰 (13名)		
		9		白虎 (422点)		第15回	
		10	神楽	まつり会館	清曜	第16回	
		11	關鷓菜	まつり会館	白虎	第17回以降の委員会	
		12				第3回市民講演会 写真撮影協力員報告	
令和6年度	令和6	1			第3回市民講演会		
		2		(清曜)			
		3	(青龍)		關鷓菜		
令和7年度		4	資料再調査 (個人所有文書、平成以降の文書)	資料再調査 (個人所有文書、平成以降の文書)	執筆・検討・精査	關鷓菜	
		5					
		6				第4回市民講演会 (清曜)	
		7					
		8				(青龍)	
		9				第5回市民講演会	
		10					
		11					
		12					
		令和7	1			第6回市民講演会	
		2					
		3					
令和8年度	令和7	4～12				▼	
	令和8	1～3	▼	▼	▼	委員会終了	
		4			印刷・製本発注・校正		
令和8年度		5～8			↓		
		9			刊行		

★刊行スケジュールを延長する理由①各台組からの資料を多く提供いただいた。

②報告会などを避けて、個人所有等の追加資料の提供があった。

③平成以降の資料が分散しており集めるのに時間がかかっている。

④祭全体を把握するため、令和5年度の各台組の写真撮影を実施したところ、膨大な撮影画像が集まった。

三. 調査の方法

以上のように検討を行う土台を整備し、その後に調査方法も検討しつつ進めた。

(一) 記録の作成

古川祭の変遷を整理するため、各台組・気多若宮神社・氏子所有等の関連文書を借用し、全点写真撮影を行って一覧表を作成した。また文書類には祭関係以外のものも含まれるが、全て調査対象とした。資料借用にあたり、台組総代及び協力員に対応いただいた。

(二) 台組報告会での意見交流

資料を借用した台組等には調査内容を報告する資料調査報告会を実施した。その中では、調査を通じて明らかとなった不明点を地元の方に聞き取りをする交流の時間を持った。また、報告会後に新たに資料を提供する台組や個人の方もいた。

(三) 市外での関連調査

古川祭の関連資料調査及び記録作成のため、市外でも調査を行った。具体的には、「高山山王祭礼行列絵巻」等の飛騨高山まちの博物館所蔵資料の撮影、田中鉄工所での屋台車輪輪締めの見学、井波彫刻協同組合での聞き取りなどである。

(四) 令和五年の古川祭の写真撮影

同時並行で実施される祭礼を満遍なく撮影するため、協力員及び撮影班による写真撮影を実施した。『平成元年の古川祭』（古川町教育委員会一九九一）の内容と比較することを目的に、同書から読み取れる祭礼の流れを事前に網羅して、撮影場面を指定した。結果、七〇〇〇枚あまりの写真が集まり、祭礼の全体像をおおむね記録することができた。なお、構成世帯が少ない台組においては、事務局で撮影班を構成して対応した。

(五) 撮影機材

資料や祭礼の記録は同時並行で行われるため、デジタルカメラは複数台が必要となる。十分な機材が準備できなかったため、委員会や協力員等に対しては個人所有のカメラ機材を使用いただいた。そのため画素数等の統一はなされていない。データはUSBを準備し、提出いただくこととした。なお、祭礼の撮影協力に対して、各台組等に謝礼を準備して対応した。

四. 検討事項の経過

台組資料等をもとに毎会議後に意見交換を行った。また、各台組報告会でも、氏子の方々と意見交流を行った。ここでは、そのテーマの内容を概述する（敬称略）。

(一) 二〇二一年度

・一月一五日 福井「元禄八年の杉本明神祭礼の資料について」、「弘化三年の屋台儀式資料について」

・二月二〇日 中齋「金亀台組所蔵文書」、本永「八月五日向町御神事について」「天保二年（一八三一）と推定される「定式」」

・一月二四日 古川祭史作成にかかる説明会を開催。区長には区民への周知協力を依頼した。台組総代には祭資料の有無や撮影、連絡調整にご協力いただく協力員を台組と委員会とで決定したい旨を依頼した。

・二月一八日 中齋「起し太鼓主事太鼓の借用について」金亀台組の場合、「本永「大旗（幟）・額提灯・大提灯について」

・三月二日 本永「災害と古川祭」「金亀台および三光台の人形について」

(二) 二〇二二年度

- ・五月一日 本永「令和四年の古川祭について」
- ・六月二八日 福井「祭とは」、直井「鬮鶏楽設立の経緯」、森下「三光台組」
- ・八月三日 福井「近江の僧林篁が見た古川の里と祭」「幕末・明治の古川祭屋台」、茂住「清曜台の古写真」「気多若宮神社本殿下の古墳について」
- ・九月六日 福井「江戸時代の神事屋台儀式」、本永「屋台曳きについて」「神楽台組の「曳組」について」「鳳凰台の車輪(明治「四年廃台」)」「古川祭屋台の車輪について」、田端「神社費の徴収について」
- ・一〇月三日 福井「屋台の再建」「起し太鼓のはじまり」、本永「金亀台組の戸数と祭当番人数」「神輿行列」「車輪外周の金輪について」
- ・一〇月一三日 金亀台組資料調査報告会 一〇名参加。
- ・一月四日 福井「氏子とそのくらし」「付け太鼓の源流」「付太鼓禁止から容認へ」、本永「龍笛台の新築と修繕」「式之町中組(金亀台組)の変遷」「白虎台組の子供歌舞伎」
- ・一月一七日 龍笛台組資料調査報告会 二〇名参加。
- ・二月一日 福井「氏子とそのくらし」②「奉行の祭礼取締り」、本永「明治一九年龍笛台新築(熊崎家文書より)」「金亀台組の彫刻」「青龍台組の木偶」
- ・一月一日 福井「増島城と杉本社」、本永「御祭礼中町廻り時刻」「祭礼規則書」
- ・二月一日 古川祭史市民講演会 福井「江戸時代の杉本大明神祭礼」、本永「天保二年(一八三二)の祭礼のようす」、八〇名参加。
- ・二月一〇日 福井「増島城下の杉本社」「古い祭礼記録」「祭のごつぷお」「上北村の祭礼記録」、本永「天保二年(一八三二)の祭礼のようす」

- 「屋台先芝居・人形踊り」「田中铁工所における「輪締め」見学の報告」
- ・二月二四日 二三区資料調査報告会 一九名参加。
- ・三月二日 福井「屋台の売買」「一八七七(明治一〇)年、鬮取のはじまり」、本永「上北組釜ノ上はどこか?御神輿行列の通り道」
- (三)二〇二三年度
- ・四月六日 福井「現存する古い屋台と人形」、本永「三番叟台組調査報告会で話題になったこと」「三番叟台組の追加資料」「祭を支える提灯」、田端「令和五年度気多若宮神社祈念祭・抽籤祭」「清曜台組調印式案内状配布の取材」
- ・五月一日 福井「杉本社から気多若宮神社に」「社殿の整備」「明治の県社昇格運動」、中齋「麒麟台組所蔵文書」、田端「気多若宮神社所蔵文書」
- ・五月一八日 気多若宮神社資料調査報告会 二〇名参加。
- ・六月二日 福井「高山から来た屋台」、本永「屋台の設計図」「祭の履物(白緒草履・下駄・足袋)と令和五年の古川祭における履物」
- ・六月九日 麒麟台組資料調査報告会 三〇名参加。
- ・六月二九日 第二回市民講演会 福井「杉本社から気多若宮神社に」、本永「神様を迎える!神輿の巡幸と当番会所・塩の道」、七〇名参加。
- ・七月二九日 三光台組資料調査報告会 一五名参加。
- ・八月三〇日 鳳凰台組資料調査報告会 一三名参加。
- ・九月六日 福井「一七三四(享保一九)年、杉本宮祭礼場での刃傷沙汰」、茂住「古川祭屋台の創建について」、田端「気多若宮神社所蔵絵馬・額について」
- ・一〇月一日 福井「大祭のはじまり」、本永「太鼓取りと付け太鼓」「古写真から読み取れる起し太鼓の変遷」「起し太鼓の神紋」「旧麒麟台

「龍の刺繍幕」について、駒「増島の郷 古川祭祀し太鼓集録」、直井「古川祭史 鬨鶏楽に関する掲載項目」、中齋「氣多若宮神社例祭細則」、田端「白虎台組所蔵文書」

・十一月一日 福井「一九三三（昭和八）年の屋台沿革調査」「白虎台の記録」、本永「白虎台の製作年代について」「古川祭屋台の井波彫刻」「龍笛台の下端彫刻について」、中齋「明治二年（一八七八）九月一日「御届所」（神楽台組所蔵）」「例祭規則、例祭細則よりみる起し太鼓」

・十一月四日 白虎台組資料調査報告会 二〇名参加。
・十一月二八日 本永「白虎台組の台紋（根笹と笹竜胆）」「白虎台組屋台の天井絵」「白虎台組猩々緋幕のオランダ文字」
・十二月七日 令和五年古川祭写真撮影等調査報告会 二二名参加。

おわりに

本稿では、二〇二一年度以降の委員会が立ち上がってから二〇二三年一二月現在までの事業と調査の経緯について述べた。その特徴は、委員会と事務局の立ち位置と体制から議論し、確認しつつ事業を進めはじめたことと言える。

その上で、協力を通じて資料を借用し、借用資料は一点ずつ写真を撮影し、二〇二三年四月の例祭では各台組で撮影が満遍なく行われた。しかし、今回はこのような調査手法については触れることができなかった。また、二〇一七～二〇年度までの経緯についても触れることができなかった。これらについては、今後別稿にて詳述したい。

飛驒市歴史文化調査室報 第5集

発行日 2024年3月29日
編集・発行 飛驒市教育委員会
〒509-4292 岐阜県飛驒市古川町本町2番22号
TEL (0577) 73-7496

印刷・製本 有限会社 竹本写植
〒509-4254 岐阜県飛驒市古川町上町140番地5
TEL (0577) 74-0082